

資料 2

地域医療構想策定 ガイドライン

はじめに

1) 地域医療構想策定ガイドライン等に関する検討会の経緯

- 本検討会は、平成 26 年（2014 年）6 月の「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」（平成 26 年法律第 83 号。以下「医療介護総合確保推進法」という。）の成立・公布を受け、同年 9 月に告示された「地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針」（平成 26 年厚生労働省告示第 354 号。以下「医療介護総合確保方針」という。）を踏まえ、同月 18 日に設置された。
- 医療介護総合確保推進法は、平成 25 年（2013 年）に成立した「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」（平成 25 年法律第 112 号）に基づく措置として、効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに、地域包括ケアシステムを構築することを通じ、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）を始めとする関係法律について所要の整備等を行うものとされ、この中で医療計画の一部として「地域医療構想」が位置付けられるとともに、その実現を目的に「協議の場」を構想区域ごとに設置することとなった。
また、一般病床の機能分化を進め、急性期医療への人的資源の集中化を図るための具体的方策について検討を行うために平成 23 年（2011 年）12 月から開催された「急性期医療に関する作業グループ」の取りまとめにおいて、医療機関が、その有する病床の機能区分の現状と今後の方向を選択し、病棟単位で、都道府県に報告する、「病床機能報告制度」を開始することが合意された。さらに、「病床機能情報の報告・提供の具体的なあり方に関する検討会」において、その報告内容等の検討を重ねた上で、この病床機能報告制度が平成 26 年（2014 年）10 月から始まり、初年度分については、平成 27 年（2015 年）3 月中に取りまとめられる予定である。当該報告は、今後毎年行われることとなる。
- 本検討会では、都道府県において平成 27 年度（2015 年度）以降、地域医療構想を策定する際に、一般病床及び療養病床に係る高度急性期、急性期、回復期及び慢性期の将来（平成 37 年、2025 年を想定）における病床の必要量（以下「必要病床数」という。）を推計するだけでなく、地域の実情に応じた課題抽出や実現に向けた施策を住民を含めた幅広い関係者で検討し、合意をしていくための過程を想定し、さらには各医療機関の自主的な取組や医療機関相互の協議が促進され、地域医療全体を俯瞰した形で地域医療構想が実現してい

くことを視野に入れ、9回の検討を重ね、議論を深め、国民の理解が得られるよう丁寧な記載をするという考え方で、地域医療構想の策定プロセスを取りまとめたところである。

- また、地域医療構想の策定プロセスと併せて、「協議の場」の設置・運営に係る方針を含め、策定した地域医療構想の達成の推進や、病床機能報告制度において報告される情報の公表の在り方についても検討を行った。地域医療構想は、策定するだけでは十分ではなく、実現に向けた取組等と併せてこそ意味があることから、これらを密接不可分なものとして、地域医療構想策定ガイドラインの形で、取りまとめたところである。

なお、「協議の場」は、地域医療構想の実現において重要な役割を担うことから、「地域医療構想調整会議」と呼称することとした。

2) ガイドラインの位置付け

- 厚生労働省においては、本ガイドラインに基づいて関係する省令、告示、通知等を制定又は改正するとともに、都道府県が法令の範囲内で本ガイドラインを参考に、地域の実情に応じた地域医療構想の策定が進むよう、周知を図られたい。また、都道府県における地域医療構想の策定状況やその後の進捗状況について把握し、適宜、地域医療構想に関する都道府県職員を含めた関係者への研修の実施や情報の提供を行うほか、必要に応じて技術的助言を行うとともに、今後とも更なるデータの収集と活用を通じて、より適切な推計方法に関する取組を進められたい。
- 一方、都道府県においては、医師会等の医療関係者や、保険者、市町村だけではなく、住民との十分な連携の下、地域医療構想を策定するとともに、おおむね10年後である平成37年（2025年）に向けて、拙速に陥ることなく確実に、将来のあるべき医療提供体制の実現に向け、各医療機関の自主的な取組等を促すとともに、住民の医療提供体制に関する理解や、適切な医療機関選択や受療が行われるよう、周知を始めとする取組を推進されたい。また、地域医療構想を策定する際には、地域医療（精神、感染症等に係る入院医療や外来医療、在宅医療、歯科医療、薬局等を含む。）全体を見据えた上で、五疾病（がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病及び精神疾患）、五事業（救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療及び小児救急医療を含む小児医療）等の医療計画において既に記載されている内容も踏まえて検討されたい。

- 高齢化の進展に伴い、医療需要が増大する中で、病床の機能の分化及び連携を推進するためには、病床の機能区分ごとの整備だけでなく、医療法での人員配置等についても、病床の機能区分に応じたものとしていく必要があるとともに、介護分野での対応を拡充する必要がある。厚生労働省においては、第7次医療計画及び第7期介護保険事業（支援）計画の策定に向け、病床機能報告制度の今後の在り方を検討し、地域医療構想の実現に向けた取組を進めるに際して、地域の医療需要に円滑に対応できる人員配置等を調えることの検討を進めるとともに、今後、入院医療ではなく在宅医療等で対応することとした者の介護分野等での対応方針を早期に示されたい。また、第7次医療計画の策定に向け、地域医療構想の策定や実現に向けた取組を進める過程で生じる新たな課題を把握し、同計画の策定指針等を検討する際に反映されたい。

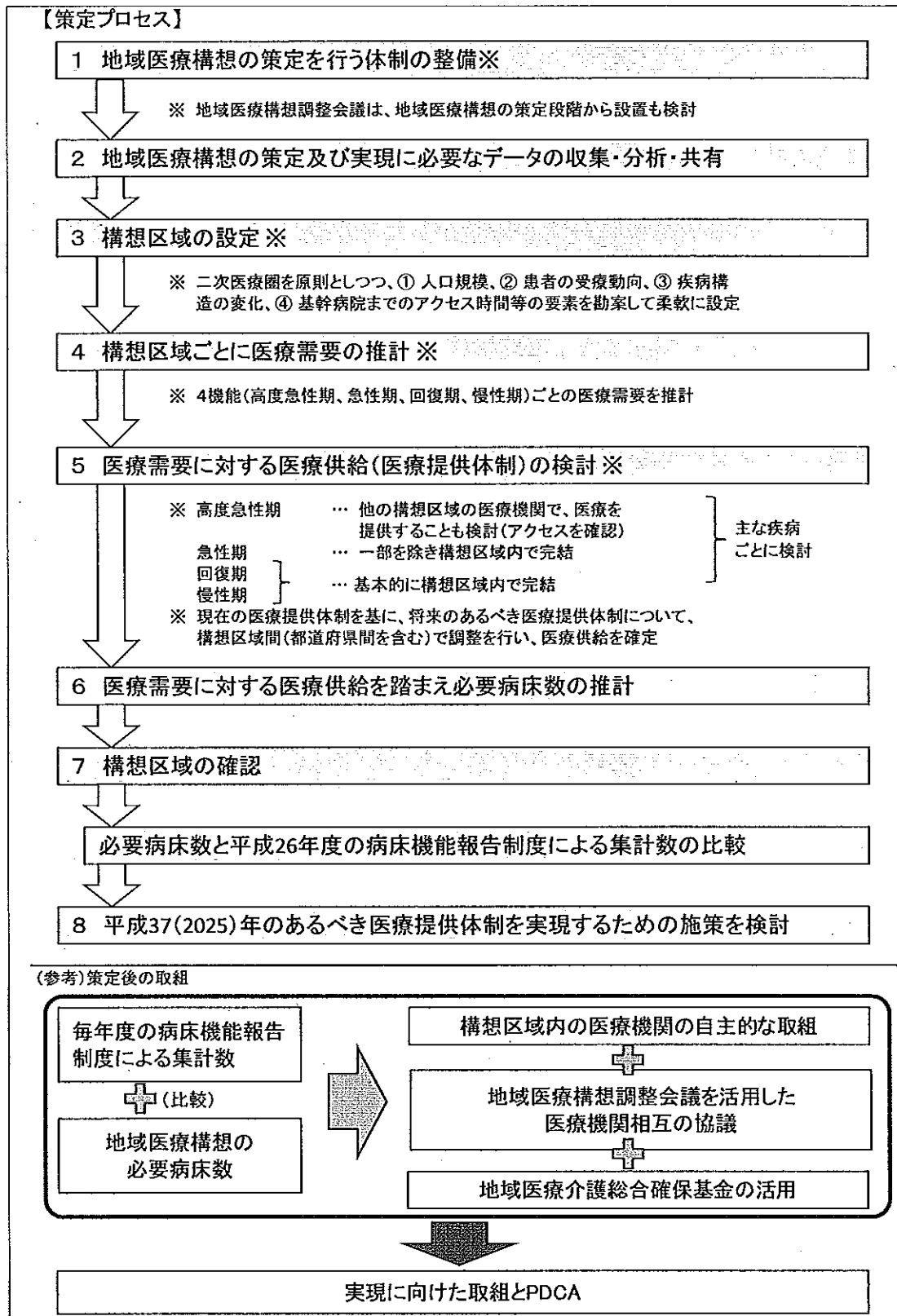
目 次

I	地域医療構想の策定	6
1	地域医療構想の策定を行う体制等の整備	7
2	地域医療構想の策定及び実現に必要なデータの収集、分析及び共有	8
3	構想区域の設定	9
4	構想区域ごとの医療需要の考え方	12
(1)	高度急性期機能、急性期機能、回復期機能の医療需要の考え方	
(2)	地域の実情に応じた慢性期機能と在宅医療等の需要推計の考え方	
5	医療需要に対する医療提供体制の検討	21
6	医療需要に対する医療供給を踏まえた必要病床数の推計	23
7	構想区域の確認	23
8	将来のあるべき医療提供体制を実現するための施策の検討	24
(1)	施策の基本的考え方	
(2)	必要病床数と病床機能報告制度による集計数との比較	
(3)	病床の機能の分化及び連携の推進	
(4)	在宅医療の充実	
(5)	医療従事者の確保・養成	
II	地域医療構想策定後の取組	34
1	地域医療構想の策定後の実現に向けた取組	34
(1)	基本的な事項	
(2)	各医療機関での取組	
(3)	都道府県の取組	
ア	病床機能報告による現状と地域医療構想における必要病床数との比較	
イ	各病床の機能区分ごとにおける個別医療機関の状況の把握	
ウ	地域医療構想調整会議の促進に向けた具体策の検討	
エ	平成37年(2025年)までのPDCA	
2	地域医療構想調整会議の設置・運営	38
(1)	議事	

ア	主な議事	
イ	議論の進め方	
ウ	その他	
(2)	開催時期	
(3)	設置区域等	
ア	基本的考え方	
イ	柔軟な内容	
(4)	参加者の範囲・選定、参加の求めに応じない関係者 への対応	
ア	参加者の範囲・選定	
イ	専門部会やワーキンググループの設置	
ウ	公表	
エ	参加の求めに応じない関係者への対応	
(5)	合意の方法及び履行担保	
ア	合意の方法	
イ	履行担保	
3	都道府県知事による対応	44
(1)	病院・有床診療所の開設・増床等への対応	
(2)	既存医療機関が過剰な病床の機能区分に転換しようとする場合 の対応	
(3)	地域医療構想調整会議における協議が調わない等、自主的な 取組だけでは不足している機能の充足が進まない場合の対応	
(4)	稼働していない病床への対応	
4	地域医療構想の実現に向けたPDCA	45
(1)	指標等の設定	
(2)	指標等を用いた評価	
(3)	評価に基づく地域医療構想等への反映	
(4)	住民への公表	
Ⅲ	病床機能報告制度の公表の仕方	48
1	患者や住民に対する公表	48
2	地域医療構想調整会議での情報活用	49

I 地域医療構想の策定

○ 地域医療構想の策定プロセスについて整理すると、以下となる。



1. 地域医療構想の策定を行う体制等の整備

- 地域医療構想は医療計画の一部であることから、その策定に当たっては、医師会等の診療又は調剤に関する学識経験者の団体の意見を聴くとともに、都道府県医療審議会¹、市町村及び保険者協議会²の意見を聴く必要がある（医療法第30条の4第13項及び第14項）。なお、都道府県医療審議会については、地域医療構想が医療計画に含まれることを踏まえた委員の選出を行うこととする。
- また、地域医療構想の策定段階から地域の医療関係者、保険者及び患者・住民の意見を聴く必要があることから、都道府県においては、タウンミーティングやヒアリング等、様々な手法により、患者・住民の意見を反映する手続をとることや、構想区域ごとに既存の圏域連携会議³等の場を活用して地域の医療関係者の意見を反映する手続をとることを検討する必要がある。なお、この段階で策定後を見据えて地域医療構想調整会議⁴を設置し、構想区域全体の意見をまとめることが適当である。
- 現行の医療計画の策定プロセスと同様に、地域医療構想の策定に当たっても、都道府県医療審議会の下に専門部会やワーキンググループ等を設置して集中的に検討することが考えられるが、そのメンバーについては、代表性を考慮するとともに、偏りがないようにすることが必要である。
- タウンミーティング等は、一部の同一人物が出席することにならないよう、できるだけ広く意見を集めること、また、ヒアリングにおいても、一般公募を行ったり、発言しやすいような配慮を行うことが必要である。

¹都道府県医療審議会（医療法第71条の2）※平成27年4月1日時点の医療法。以下同じ。

都道府県知事の諮問に応じ、当該都道府県における医療を提供する体制の確保に関する重要事項を調査審議するため都道府県に置かれる。

²保険者協議会（高齢者の医療の確保に関する法律第157条の2第1項（平成27年4月1日時点））

医療保険の加入者の高齢期における健康の保持のために必要な事業の推進並びに高齢者医療制度の円滑な運営及び当該運営への協力のため、保険者及び後期高齢者医療広域連合が、共同して都道府県ごとに組織する協議会。

³圏域連携会議（医療計画作成指針（平成24年3月30日））

都道府県が医療計画を策定する際、必要に応じて圏域ごとに関係者が具体的な連携等について協議する場。

⁴地域医療構想調整会議（医療法第30条の14）

都道府県が、構想区域その他当該都道府県の知事が適当と認める区域ごとに、診療に関する学識経験者の団体その他の医療関係者、医療保険者その他の関係者との間に設ける「協議の場」の名称。医療計画において定める将来の病床数の必要量を達成するための方策等について協議する。

- 在宅医療の課題や目指すべき姿については、市町村介護保険事業計画⁵との整合性に留意する必要があることから、地域医療構想の策定段階から市町村の意見を聴取することが必要であり、その際には、既存の圏域連携会議等を活用することが望ましい。
- 策定された地域医療構想は、遅滞なく厚生労働大臣に提出するとともに、その内容を公示することとする（医療法第30条の4第15項）。その際、住民に知ってもらうことが重要であることから、都道府県報やホームページによる公表や、プレスリリース等によりマスコミに周知するなど、幅広い世代に行き渡る手段を用いて公表方法を工夫することが必要である。

2. 地域医療構想の策定及び実現に必要なデータの収集、分析及び共有

- 地域医療構想の策定に当たっては、医療提供体制の構築だけでなく、地域包括ケアシステム⁶の構築についても見据える必要があり、そのためには、医療機関の自主的な取組や医療機関相互・地域の医療関係者間の協議等による連携が不可欠となる。
- 地域医療構想の実現に向けて、各医療機関の自主的な取組及び医療機関相互の協議を促進するためには、共通認識の形成に資する情報の整備が必要となる。また、こうした情報は、患者が理解することにより、より適切な医療機関の選択や医療の受け方につながることから、情報に対する丁寧な説明を行い、患者・住民、医療機関及び行政の情報格差をなくすよう努めるべきである。
- これらの基礎となるデータは、厚生労働省において一元的に整備して都道府県に提供（技術的支援）することとするが、都道府県は、関係者と共有したり、協議や協力により所要の整備をすることが必要となる。その際、医療機関の協力を得て、病床機能報告制度⁷等により、有用なデータが報告・提出されていることから、これらの活用も必要な視点となる。

⁵市町村介護保険事業計画（介護保険法第117条）

市町村が定める、三年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画。

⁶地域包括ケアシステム（医療介護総合確保促進法第2条第1項）

「地域包括ケアシステム」とは、地域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう）、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制をいう。

⁷病床機能報告制度（医療法第30条の13）

医療機関が、その有する病床（一般病床及び療養病床）の機能区分、構造設備、人員配置等に関する項目及び具体的な医療の内容に関する項目を都道府県に報告する制度。

- なお、病床機能報告制度については、初年度においては、他の医療機関の報告状況や地域医療構想及び同構想の病床の必要量（必要病床数）等の情報を踏まえていないことから、医療機関別、二次医療圏⁸等の地域別、病床の機能区分別等の比較をする際には、十分に注意する必要がある。
- 以上のことを踏まえ、地域医療構想の策定及び実現に必要な情報（データ）を別紙（56-57 頁）に示す。

3. 構想区域の設定

- 地域医療構想の検討を行うため、まずは構想区域の設定を行い、構想区域及び医療需要に対応する医療供給（医療提供体制）を具体化する必要がある。
- 構想区域の設定に当たっては、現行の二次医療圏を原則としつつ、あらかじめ、人口規模、患者の受療動向、疾病構造の変化、基幹病院までのアクセス時間の変化など将来における要素を勘案して検討する必要がある。
- また、地域医療介護総合確保基金⁹の根拠となる地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第 64 号。以下「医療介護総合確保促進法」という。）では、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、医療機関の施設及び設備並びに公的介護施設等及び特定民間施設の整備の状況その他の条件からみて、医療及び介護の総合的な確保の促進を図るべき区域として医療介護総合確保区域の設定を求めており、さらに、医療介護総合確保方針¹⁰においては、同区域に関して、都道府県は、「二次医療圏及び老人福祉圏域¹¹を念頭に置きつつ、地域の実

⁸二次医療圏（医療法第 30 条の 4 第 2 項第 9 号）

地理的条件等の自然条件や交通事情等の社会的条件、患者の受療動向等を考慮して、一体の区域として入院に係る医療を提供する体制の確保を図る地域的な単位。

⁹地域医療介護総合確保基金（医療介護総合確保促進法第 6 条）

都道府県が計画した、医療及び介護の総合的な確保に関する目標を達成するために必要な事業（病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進等）に要する経費を支弁するため、消費税増収分を活用して、都道府県に設置する基金。

¹⁰ 医療介護総合確保方針（医療介護総合確保促進法第 3 条）

地域において効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに地域包括ケアシステムを構築することを通じ、地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針。

¹¹老人福祉圏域（介護保険法第 118 条第 2 項）

介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込みを定める単位となる圏域。

情を踏まえて設定するものとする」とされており、地域医療構想に関連する区域は相互に整合的な設定が求められている。

- なお、現行の二次医療圏と異なる構想区域を設定することも可能であるが、その場合には、以降に示す検討過程において将来における要素を必ず勘案する必要がある。
- 一方で、二次医療圏は、一般病床及び療養病床の入院医療を提供する一体の区域として設定するものであり、平成24年（2012年）3月に厚生労働省が示した医療計画作成指針において、①人口規模が20万人未満、②流入患者割合が20%未満、③流出患者割合が20%以上の全てに当てはまる場合は、圏域設定を見直すことを求めたところである。しかしながら、既設の圏域間では人口規模、面積や基幹病院へのアクセスに大きな差があり、大幅な入院患者の流出入がみられる圏域など、一体の区域として成立していないと考えられるものも依然として存在している。また、五疾病・五事業において圏域を定める場合は、各疾病等で構築すべき医療提供体制に応じて設定することから必ずしも二次医療圏域と一致する必要はないため、地域の実情に応じて柔軟に設定している都道府県がある。

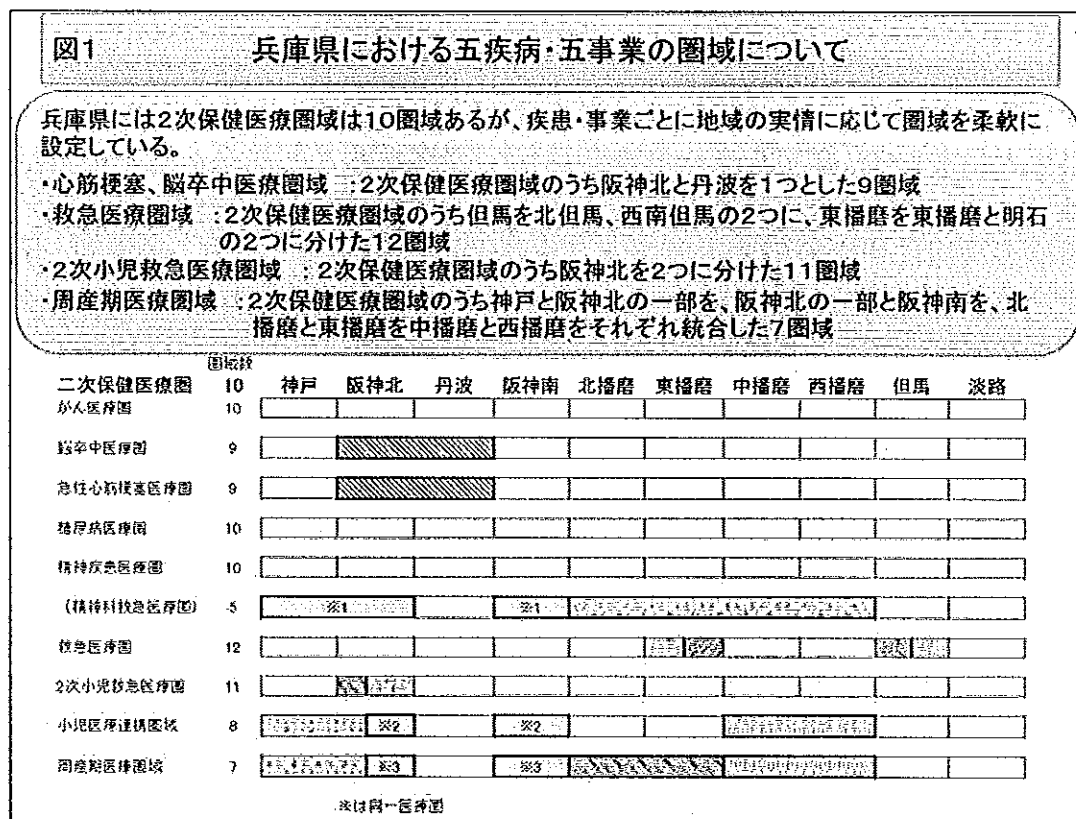
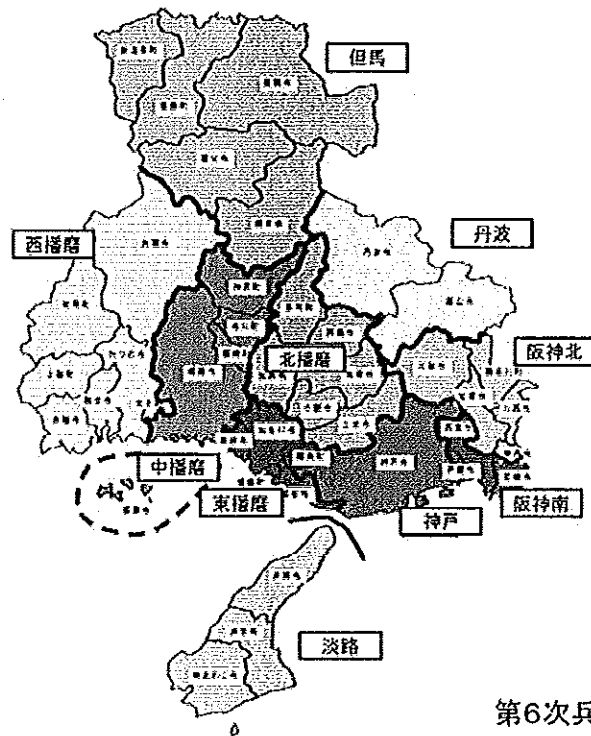


図2

兵庫県2次保健医療圏域図



第6次兵庫県保健医療計画より

- 以上のことを踏まえ、構想区域の設定に当たっては、病床の機能区分との関係について、高度急性期は診療密度が特に高い医療を提供することが必要となるため、必ずしも当該構想区域で完結することを求めるものではない。なお、高度急性期から連続して急性期の状態となった患者で、同一機能の病床に引き続いて入院することはやむを得ない。一方、急性期、回復期及び慢性期の機能区分については、できるだけ構想区域内で対応することが望ましい。
- 具体的には、緊急性の高い脳卒中、虚血性心疾患を含む救急医療については、アクセス時間等を考慮した上で、当該診療を行う医療機関がより近距離にある場合は構想区域を越えて流出入することもやむを得ない。一方で、高齢者の肺炎や大腿骨頭部骨折など回復期につなげることの多い疾患については、構想区域内で対応する必要がある。
- 地域医療構想は平成 37 年（2025 年）のあるべき医療提供体制を目指すものであるが、設定した構想区域が現行の医療計画（多くの都道府県で平成 25 年度（2013 年度）～平成 29 年度（2017 年度））における二次医療圏と異なっている場合は、平成 36 年（2024 年）3 月が終期となる平成 30 年

度（2018 年度）からの次期医療計画の策定において、最終的には二次医療圏を構想区域と一致させることが適当である。

4. 構想区域ごとの医療需要の推計

- 平成 37 年（2025 年）における病床の機能区分ごとの医療需要（推計入院患者数）は、構想区域ごとの基礎データを厚生労働省が示し、これを基に都道府県が構想区域ごとに推計することとする。
- なお、以下の推計方法は、構想区域全体における医療需要の推計のための方法である。このため、この推計方法の考え方が、直ちに、個別の医療機関における病床の機能区分ごとの病床数の推計方法となったり、各病棟の病床機能を選択する基準になるものではない。
- このうち、高度急性期機能、急性期機能及び回復期機能の医療需要については、平成 25 年度（2013 年度）※の NDB のレセプトデータ¹²及び DPC データ¹³に基づき、患者住所地別に配分した上で、当該構想区域ごと、性・年齢階級別の年間入院患者延べ数（人）を 365（日）で除して 1 日当たり入院患者延べ数を求め、これを性・年齢階級別の人口で除して入院受療率^{***}とする。この性・年齢階級別入院受療率を病床の機能区分ごとに算定し、当該構想区域の平成 37 年（2025 年）における性・年齢階級別人口を乗じたものを総和することによって将来の医療需要を推計することとする。その際、NDB のレセプトデータ及び DPC データに含まれない正常分娩、生活保護、労災保険、自動車損害賠償責任保険等のデータの補正を行うこととする。

※ 平成 25 年（2013 年）のデータに基づくため、平成 26 年度（2014 年度）診療報酬改定により導入された地域包括ケア病棟等については、本推計には含まれていない。

¹²NDB のレセプトデータ

NDB（National Database）とは、レセプト情報・特定健診等情報データベースの呼称である。高齢者の医療の確保に関する法律第 16 条第 2 項に基づき、厚生労働大臣が医療保険者等より収集する診療報酬明細書及び調剤報酬明細書に関する情報並びに特定健康診査・特定保健指導に関する情報を NDB に格納し管理している。なお、診療報酬明細書及び調剤報酬明細書はレセプトとも呼ばれる。

¹³DPC データ

DPC（Diagnosis Procedure Combination）とは、診断と処置の組み合わせによる診断群分類のこと。DPC を利用した包括支払システムを DPC/PDPS（Per-Diem Payment System；1 日当たり包括支払い制度）という。DPC/PDPS 参加病院は、退院した患者の病態や実施した医療行為の内容等についての調査データを全国統一形式の電子データとして提出している。これを本ガイドラインでは、DPC データと呼ぶ。

※※ 患者住所地が明らかでない被用者保険利用者の医療需要を患者住所地構想区域ごとに推計する方法については、まず被用者保険利用者の医療需要を医療機関所在地構想区域ごとに推計した上で、当該都道府県の国民健康保険・後期高齢者医療制度のレセプトデータを用いて各医療機関所在地構想区域における患者住所地構想区域ごとの患者数の分布割合を算出し、被用者保険利用者の医療需要をこの分布割合に従って按分する。

なお、平成 37 年(2025 年)の性・年齢階級別人口については、国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口（平成 25 年(2013 年)3 月中位推計）』を用いることとする。

2025 年の医療需要の推計方法

構想区域の 2025 年の医療需要 = [当該構想区域の 2013 年度の性・年齢階級別の入院受療率 × 当該構想区域の 2025 年の性・年齢階級別推計人口] を総和したもの

- また、慢性期機能の医療需要については、入院受療率の地域差が生じていることから、この差を一定の幅の中で縮小させる目標を設定することとする。
- このため、前記（2025 年の医療需要の推計方法）の他の病床の機能区分の医療需要の推計方法を基に、目標設定を加味することにより、慢性期機能の医療需要を推計することとする。

（１） 高度急性期機能、急性期機能及び回復期機能の需要推計の考え方

- 病床の機能区分ごとの医療需要について、できる限り、患者の状態や診療の実態を勘案して推計するよう、一般病床の患者（回復期リハビリテーション病棟入院料、療養病棟入院基本料、有床診療所療養病床入院基本料、障害者施設等入院基本料、特殊疾患病棟入院基本料及び特殊疾患入院医療管理料を算定した患者を除く。）の NDB のレセプトデータや DPC データを分析することとする。
- 具体的には、患者に対して行われた医療の内容に着目することで、患者の状態や診療の実態を勘案した推計になると考えられることから、患者に対して行われた診療行為を診療報酬の出来高点数で換算した値（以下「医

療資源投入量」という。)で分析していくこととする。その際、看護体制等を反映する入院基本料を含めた場合、同じような診療行為を行った場合でも医療資源投入量に差が出ることから、推計における医療資源投入量に入院基本料相当分は含まないこととする。したがって、推計における医療資源投入量とは、患者の1日当たりの診療報酬の出来高点数の合計から入院基本料相当分・リハビリテーション料の一部を除いたものとする。

- 急性期機能については、病床機能報告制度において、『急性期の患者に対し、状態の早期安定化に向けて医療を提供する機能』と定義されている。
- また、DPCデータの分析による医療資源投入量と入院日数との関係を見てみると、入院日数の経過につれて、医療資源投入量が逡減していく傾向があることが分かる。この医療資源投入量の逡減の傾向を踏まえると、医療資源投入量が一定程度、落ち着いた段階が患者の状態が安定した段階であると考えられる。
- これらを踏まえ、入院から医療資源投入量が落ち着く段階までの患者数を高度急性期機能及び急性期機能で対応する患者数とし、急性期機能と回復期機能とを区分する境界点(C2)を600点として推計を行うこととする。
- 高度急性期機能については、病床機能報告制度において、『急性期の患者に対し、状態の早期安定化に向けて、診療密度が特に高い医療を提供する機能』と定義されていることを踏まえ、医療資源投入量が特に高い段階の患者数を高度急性期機能で対応する患者数とすることとする。
- 具体的には、病床機能報告制度において、高度急性期機能に該当する病棟の例として、救命救急病棟やICU、HCU等が例示されているが、その他の病棟にも高度急性期機能の定義に該当する患者がいることを前提とした上で、救命救急病棟やICU、HCU等に入院するような患者像も参考にして、高度急性期機能で対応する患者数とし、高度急性期機能と急性期機能とを区分する境界点(C1)を3,000点として推計を行うこととする。
- 回復期機能については、病床機能報告制度において、
 - 『・急性期を経過した患者への在宅復帰に向けた医療やリハビリテーションを提供する機能
 - ・特に、急性期を経過した脳血管疾患や大腿骨頸部骨折等の患者に対し、

ADL（日常生活における基本的な動作を行う能力）の向上や在宅復帰を目的としたリハビリテーションを集中的に提供する機能（回復期リハビリテーション機能）』

と定義されている。

なお、在宅復帰する患者は、居宅で訪問診療を受ける者、施設で訪問診療を受ける者、医療機関に通院する者等を含む。

- このため、在宅等においても実施できる医療やリハビリテーションに相当する医療資源投入量として見込まれる 225 点を境界点（C3）とした上で、在宅復帰に向けた調整を要する幅を更に見込み 175 点で区分して推計するとともに、回復期リハビリテーション病棟入院料を算定した患者数（一般病床だけでなく療養病床の患者も含む。）を加えた数を、回復期機能で対応する患者数とする。なお、175 点未満の患者数については、慢性期機能及び在宅医療等※の患者数として一体的に推計することとする。

※ 在宅医療等とは、居宅、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、介護老人保健施設、その他医療を受ける者が療養生活を営むことができる場所であって、現在の病院・診療所以外の場所において提供される医療を指し、現在の療養病床以外でも対応可能な患者の受け皿となることも想定。

図3 高度急性期機能、急性期機能、回復期機能の医療需要の推計イメージ

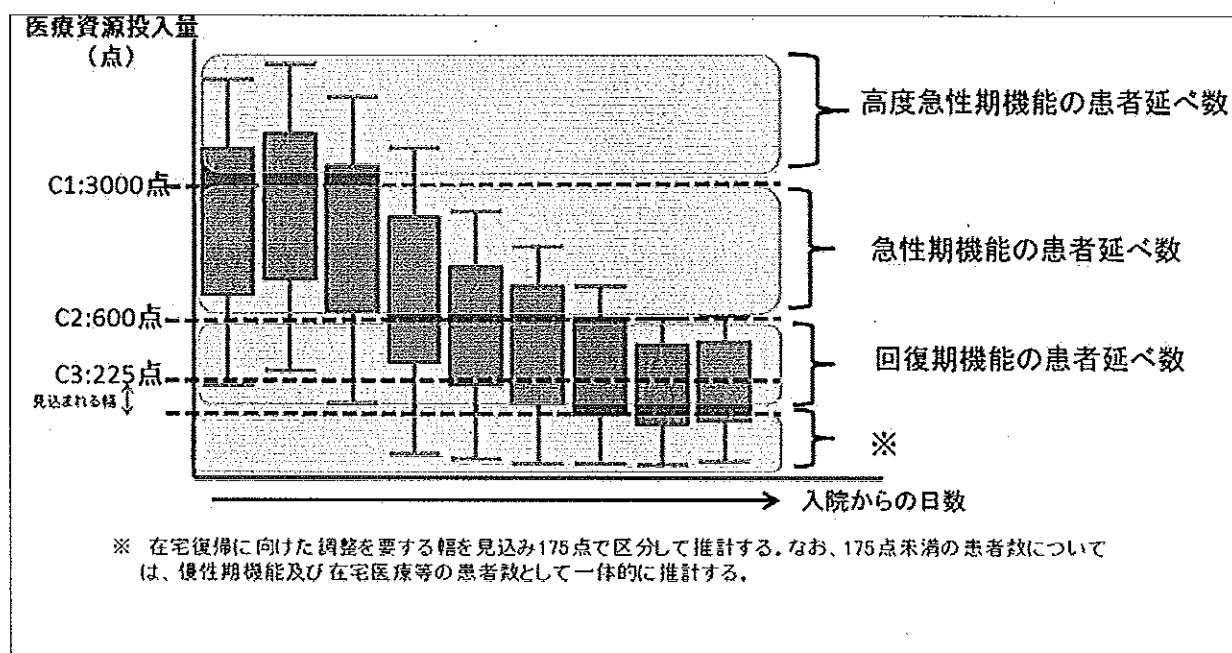
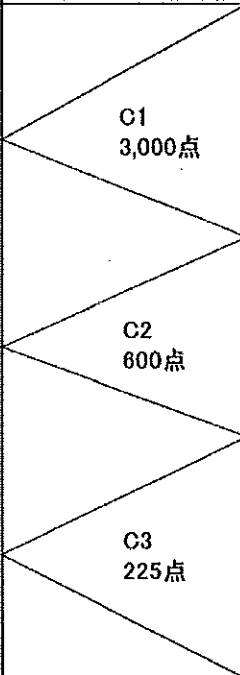


図4 病床の機能別分類の境界点の考え方

	医療資源投入量	基本的考え方
高度急性期	 C1 3,000点 C2 600点 C3 225点 ※	救命救急病棟やICU、HCUで実施するような重症者に対する診療密度が特に高い医療（一般病棟等で実施する医療も含む）から、一般的な標準治療へ移行する段階における医療資源投入量
急性期		急性期における医療が終了し、医療資源投入量が一定程度落ち着いた段階における医療資源投入量
回復期		在宅等においても実施できる医療やリハビリテーションの密度における医療資源投入量
※		ただし、境界点に達してから在宅復帰に向けた調整を要する幅の医療需要を見込み175点で推計する。

※ 在宅復帰に向けた調整を要する幅を見込み175点で区分して推計する。なお、175点未満の患者数については、慢性期機能及び在宅医療等の患者数として一体的に推計する。

（２） 地域の実情に応じた慢性期機能と在宅医療等の需要推計の考え方

i 慢性期機能の需要推計の考え方について

- 慢性期機能については、病床機能報告制度において、
『・長期にわたり療養が必要な患者を入院させる機能
・長期にわたり療養が必要な重度の障害者（重度の意識障害者を含む）、
筋ジストロフィー患者又は難病患者等を入院させる機能』
と定義されている。
- 療養病床については、主に慢性期機能を担っているが、現在、報酬が包括算定であるために、一般病床のように医療行為を出来高換算した値（医療資源投入量）に基づく分析を行うことは難しい。また、地域によって、在宅医療の充実状況や介護施設等の整備状況なども異なっている中で、療養病床数には大きな地域差がある状況である。このため、慢性期機能の推

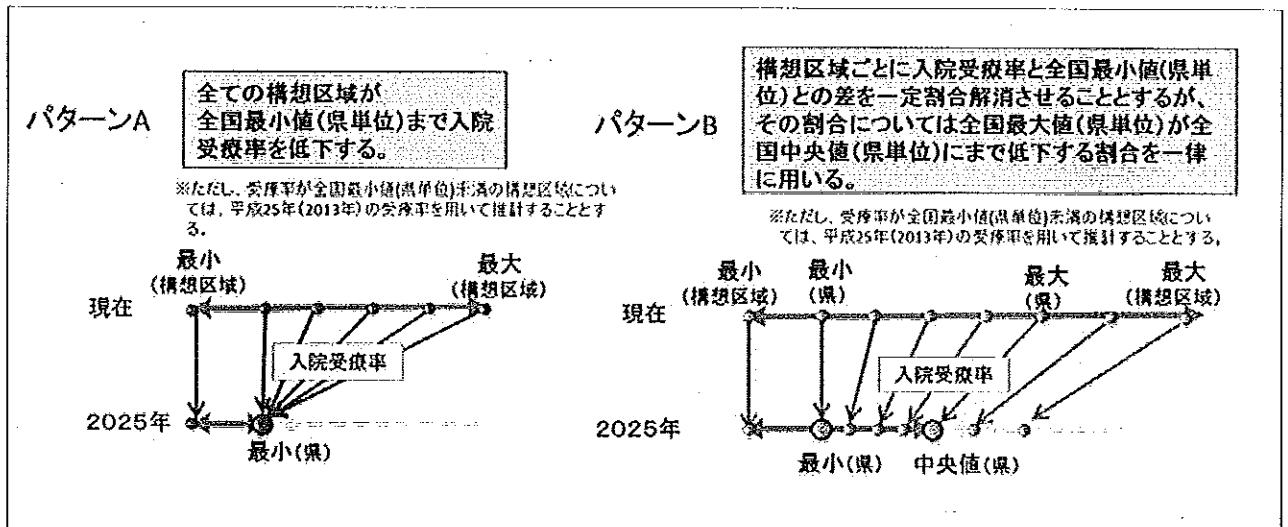
計においては、医療資源投入量を用いず、慢性期機能の中に在宅医療等に対応することが可能と考えられる患者数を一定数見込むという前提に立った上で、療養病床の入院受療率の地域差を縮小するよう地域が一定の幅の中で目標を設定することで、これに相当する分の患者数を推計することとする。

- 具体的には、平成 25 年度（2013 年度）の NDB のレセプトデータによる療養病床の入院患者数のうち、医療区分 1 の患者の 70% を在宅医療等に対応する患者数として見込むこととする。また、その他の入院患者数については、入院受療率の地域差を解消していくこととし、以下の「ii」又は「iii」の入院受療率を平成 37 年（2025 年）における性・年齢階級別人口に乗じて慢性期機能の医療需要を推計する。
- 一般病床の障害者・難病患者（障害者施設等入院基本料、特殊疾患病棟入院基本料及び特殊疾患入院医療管理料を算定している患者）については、慢性期機能の医療需要とする。

ii 療養病床の入院受療率における地域差の解消について

- 入院受療率の地域差を解消するための目標については、都道府県は、原則として構想区域ごとに以下の A から B の範囲内で定めることとする。
 - A 全ての構想区域の入院受療率を全国最小値（県単位で比較した場合の値。（以下「県単位」という。））にまで低下させる。ただし、受療率が全国最小値（県単位）未満の構想区域については、平成 25 年（2013 年）の受療率を用いて推計することとする。
 - B 構想区域ごとに入院受療率と全国最小値（県単位）との差を一定割合解消させることとするが、その割合については全国最大値（県単位）が全国中央値（県単位）にまで低下する割合を一律に用いる。ただし、受療率が全国最小値（県単位）未満の構想区域については、平成 25 年（2013 年）の受療率を用いて推計することとする。

図5 入院受療率の地域差の解消目標



iii 入院受療率の目標に関する特例について

- 介護施設や高齢者住宅を含めた在宅医療等での対応が着実に進められるよう、以下の要件に該当する構想区域については、「ii」により定めた入院受療率の目標の達成年次を平成37年(2025年)から平成42年(2030年)とすることができることとする。その際、平成37年(2025年)においては、平成42年(2030年)から比例的に逆算した入院受療率を目標として定めるとともに、平成42年(2030年)の入院受療率の目標及び当該入院受療率で推計した平成37年(2025年)の病床の必要量も併せて地域医療構想に定めることとする。

【要件】

- ① Bにより入院受療率の目標を定めた場合における当該構想区域の慢性期病床の減少率が全国中央値※よりも大きい
かつ
- ② 当該構想区域の高齢者単身世帯割合が全国平均よりも大きい

※1 Bにより入院受療率の目標を定めた場合において、慢性期病床が減少する構想区域の平成25年(2013年)と平成37年(2025年)を比較した減少率の中央値。

上記要件に該当する構想区域において、目標達成年次を平成42年(2030年)とした場合の平成37年(2025年)における慢性期病床の減少率について、①の減少率の全国中央値を下回らないようにする。

※2 都道府県は、上記「ii」、「iii」により入院受療率の目標を設定し、当該入院受

療率で推計した慢性期病床の必要量の達成を目指すこととするが、厚生労働大臣が認める構想区域において、当該慢性期病床の必要量の達成が特別の事情により著しく困難となった場合には、都道府県は、厚生労働大臣が認める方法により、入院受療率の目標を変更することができることとする。

- ・ 「厚生労働大臣が認める構想区域」：都道府県全体の慢性期病床の減少率が全国中央値を上回っている都道府県の構想区域（当該構想区域の慢性期病床の平成 25 年（2013 年）と平成 37 年（2025 年）を比較した減少率が全国中央値を上回っている構想区域に限る。）その他これに類する構想区域とする。
- ・ 「特別の事情」：やむを得ない事情により、在宅医療等の充実・整備が大幅に遅れることが見込まれる場合や高齢者単身世帯及び高齢者夫婦のみ世帯が著しく増加するなどの社会的事情の大きな変化が見込まれる場合など、その他これと同等と認められる事情であって、都道府県及び厚生労働省においてやむを得ないと認める事情とする。
- ・ 「厚生労働大臣が認める方法」とは、当該構想区域の慢性期病床の減少率が全国中央値を下回らない範囲を目安として、厚生労働省に協議して同意を得た入院受療率の目標を定めることとする。

Ⅳ 在宅医療等での対応の推進について

- 今後、高齢化により増大する医療需要に対応するためには、病床の機能の分化及び連携により、平成 37 年（2025 年）には、現在の療養病床以外で対応可能な患者は在宅医療等での対応を促進するとともに、在宅医療等の充実を支援していくことが必要である。

Ⅴ 平成 25 年（2013 年）における入院外において継続的な療養を必要とする患者数の将来推計について

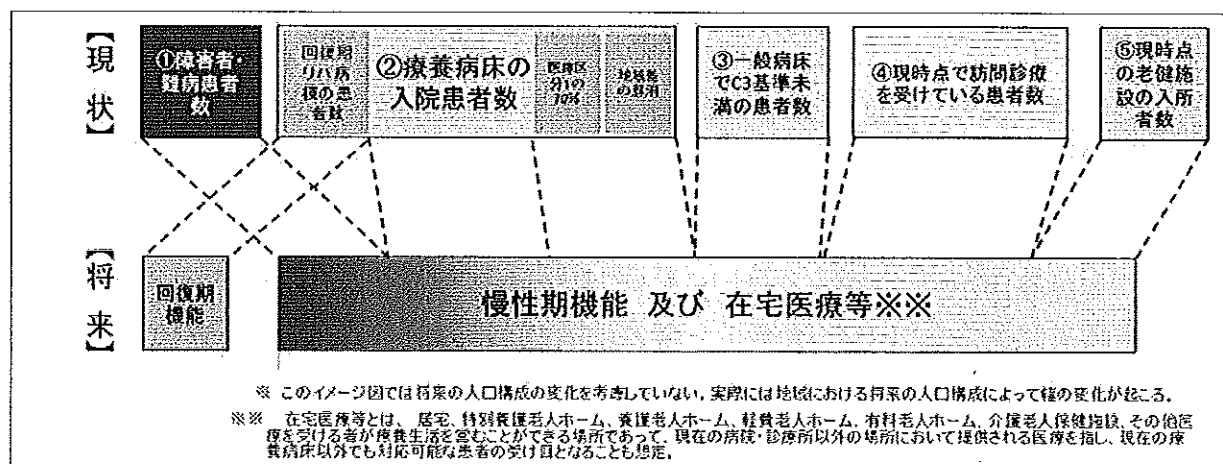
- 入院外において継続的な療養を必要とする患者の推計については、平成 25 年（2013 年）に在宅患者訪問診療料を算定している患者の性・年齢階級別の割合を算出し、これに当該構想区域の平成 37 年（2025 年）における性・年齢階級別人口を乗ずることによって、在宅医療等の医療需要に含めて推計する。
- 加えて、介護老人保健施設の施設サービス受給者については継続的な療養を提供されていることから、平成 25 年（2013 年）の介護老人保健施設の施設サービス受給者数の性・年齢階級別の割合を算出し、これに当該構想区域の平成 37 年（2025 年）における性・年齢階級別人口を乗じて総和することによって、在宅医療等の需要に含めて推計する。

vi 慢性期機能及び在宅医療等の推計について

○ 将来の慢性期機能及び在宅医療等の医療需要を推計するためには、次の5つを合計することとする。

- ① 一般病床の障害者数・難病患者数（障害者施設等入院基本料、特殊疾患病棟入院基本料及び特殊疾患入院医療管理料を算定している患者数）については、慢性期機能の医療需要として推計する。
- ② 療養病床の入院患者数のうち、医療区分1の患者数の70%を在宅医療等に対応する患者数として推計する。また、その他の入院患者数については、入院受療率の地域差を解消していくことで、将来時点の慢性期機能及び在宅医療等の医療需要としてそれぞれを推計する。
- ③ 一般病床の入院患者数（回復期リハビリテーション病棟入院料を算定した患者数を除く。）のうち医療資源投入量が175点未満の患者数については、在宅医療等に対応する患者数の医療需要として推計するが、慢性期機能及び在宅医療等の医療需要については、一体的に推計することとする。
- ④ 平成25年（2013年）に在宅患者訪問診療料を算定している患者数の性・年齢階級別の割合を算出し、これに当該構想区域の平成37年（2025年）における性・年齢階級別人口を乗じて総和することによって、在宅医療等の医療需要として推計する。
- ⑤ 平成25年（2013年）の介護老人保健施設の施設サービス需給者数の性・年齢階級別の割合を算出し、これに当該構想区域の平成37年（2025年）における性・年齢階級別人口を乗じて総和することによって、在宅医療等の医療需要として推計する。

図6 慢性期機能及び在宅医療等の医療需要のイメージ※



- 限られた医療資源の中で住民が安心して地域医療を受けるためには、在宅医療等の整備が先行した上で、慢性期機能の必要病床数に係る目標に向けた取組が不可欠である。一方で、医療提供体制や地域包括ケアシステムの構築のためには、目標の達成が不可欠であることから、住民の理解を深めるとともに、市町村や地域社会を巻き込んだ、医療だけではない地域全体としての取組が求められるものである。また、厚生労働省においても、地域の需要に円滑に対応できる医療法での人員配置等を整えることの検討を進めることとする。

5. 医療需要に対する医療提供体制の検討

- 都道府県は、構想区域ごとの医療需要を基に必要病床数を推計するが、都道府県間を含む構想区域間の医療提供体制の役割分担を踏まえ、医療需要に対する供給数（構想区域内の医療機関が入院医療を行う患者数）の増減を見込む必要がある。
- その際、構想区域の将来の医療提供体制を踏まえた上で、増減を見込む構想区域双方の供給数の合計ができる限り一致することを原則に、供給数の増減を調整する必要がある。このため、大都市圏など特に都道府県間や構想区域間の医療提供体制の分担が必要となる構想区域の都道府県においては、まず都道府県間の供給数の増減を調整した後で、自都道府県内の構想区域間の供給数の増減を調整することが適当である。
- また、地域連携パスの共有など、上記の調整を踏まえて関係する都道府県や構想区域の医療機関との間で具体的な施策に関する協議が必要な場

合には、地域医療構想調整会議や医療計画に係る圏域連携会議において合同会議を開催する等により、関係する構想区域の保健所長、地域医師会等や医療機関等を交えて協議を行うことが望ましい。

○ なお、構想区域間の供給数の増減の調整については、以下のようなプロセスで行う。

- i 都道府県の構想区域ごとに、患者住所地に基づき推計した医療需要(①)と、現在の医療提供体制が変わらないと仮定した推定供給数(他の構想区域に所在する医療機関により供給される量を増減したもの)(②)を比較する。
- ii 都道府県間の①と②の乖離が大きい場合や都道府県間の医療提供体制の分担が課題になっている場合には、まずは、関係する都道府県との間で供給数の増減を調整する必要がある。その際、地域医療の連携の観点からは全ての場合について行うことが望ましい。少なくとも、平成 37 年(2025 年)の医療需要に対する増減のいずれかがおおむね 20%又は 1,000 人を超える場合は、調整のための協議を行うこととする。
- iii 都道府県間で供給数の増減を調整する場合には、都道府県の企画部局(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)の総合計画を所管)や介護部局(介護保険事業支援計画を所管)、医療関係者の意見を踏まえ、自都道府県の考え方をまとめることとする。
また、自都道府県内の構想区域間の供給数の増減を調整する場合も同様に、医療関係者や市町村の意見を踏まえ、自都道府県の考え方をまとめることとする。
- iv その際、既に医療計画において二次医療圏における医療提供体制が定められている、がん、脳卒中及び急性心筋梗塞については、医療計画を踏まえて構想区域ごとに改めて確認・検討することとし、同様に、認知症疾患医療センター¹⁴や難病医療拠点病院¹⁵(予定)といった関連する法・制度に基づく医療提供体制についても、構想区域ごとに確

¹⁴認知症疾患医療センター

都道府県及び指定都市が設置する、地域における認知症に対して進行予防から地域生活の維持まで必要な医療を提供できる機能体制を有する医療機関。

¹⁵難病医療拠点病院(難病の患者に対する医療等に関する法律第 4 条第 2 項第 2 号)

難病医療連絡協議会の業務を受託するとともに、連絡窓口を設置し、高度の医療を必要とする患者の受け入れ等の機能を担う医療機関のこと。

認・検討することが望ましい。また、これら以外の疾病（例えば、発生頻度の高い肺炎や骨折等）についても、適宜、地域の実情に応じて、構想区域における医療提供体制に関して検討することとする。

- v 以上の考え方を踏まえ、都道府県は、関係する都道府県や都道府県内の医療関係者との間で供給数の増減を調整し、将来のあるべき医療提供体制を踏まえた推定供給数（③）を確定することとする。なお、調整に当たっては、丁寧かつ十分な協議を行い、特に都道府県間の調整においては、通常の議事録の作成に加え、合意を確認できる書面を作成するなどして、取りまとめておくことが適当である。

6. 医療需要に対する医療供給を踏まえた病床の必要量（必要病床数）の推計

- 将来のあるべき医療提供体制を踏まえ構想区域間の供給数の増減を調整し推定供給数（③）を病床稼働率で除して得た数を、各構想区域における平成37年（2025年）の病床の必要量（必要病床数）（④）とする。
- この場合において、病床稼働率は、高度急性期 75%、急性期 78%、回復期 90%、慢性期は 92%とする。

図7 各構想区域における病床の機能区分ごとの医療需要に対する医療供給（医療提供体制）の状況（脳卒中、心筋梗塞等の主な疾病についても同様の表を作成）

推計年度 平成37年(2025年)

	2025年における 医療需要 (当該構想区域に居住する患者 の医療需要)(①)	2025年における医療供給(医療提供体制)	
		現在の医療提供体制が変わらないと仮定した場合の他の構想区域に所在する医療機関により供給される量を増減したものの(②)※	将来のあるべき医療提供体制を踏まえ他の構想区域に所在する医療機関により供給される量を増減したものの(③)
高度急性期 急性期 回復期 慢性期			病床の必要量(必要病床数) (③を基に病床利用率等により 算出される病床数)(④)

※ 高度急性期、急性期、回復期及び慢性期それぞれにおける②に関して、厚生労働省がデータ提供の技術的支援

7. 構想区域の確認

- 都道府県は、人口規模や基幹病院までのアクセス等を踏まえ、構想区域の設定の妥当性について確認する。

8. 将来のあるべき医療提供体制を実現するための施策の検討

(1) 施策の基本的考え方

- 医療法上、都道府県が策定する医療計画においては、「地域医療構想の達成に向けた病床の機能の分化及び連携の推進に関する事項」を定めることとされている。また、地域医療介護総合確保法に基づく都道府県計画¹⁶においては、「医療介護総合確保区域¹⁷ごとの当該区域における医療及び介護の総合的な確保に関する目標を達成するために必要な事業に関する事項」を定めることとされている。
- 医療法では、地域医療構想に関し、直接的には一般病床及び療養病床の機能の分化及び連携の推進が求められている。しかしながら、地域医療の観点からは、精神病床等の他の入院医療機能や外来医療機能、在宅医療との連携により、認知症、精神科救急、自殺対策を含むうつ病対策、依存症や高次脳機能障害、身体疾患を合併する精神障害者への医療等の精神科医療との連携が求められる医療ニーズ、感染症、歯科疾患といったその他の様々な医療ニーズに対応することが求められる。このため、これらの医療ニーズや地域包括ケアシステムに対応する職種も多様であり、医師、歯科医師、薬剤師、看護職員、リハビリテーション関連職種、医療ソーシャルワーカーに加え、介護、福祉(児童、障害等)、教育、就労等、関係者は多岐にわたる。以上のことから、施策の検討に当たっては、都道府県は、幅広い視点で地域医療を捉えるとともに、関連する法・制度や関係団体の取組を活用することも含めて検討することが適当である。
- 特に精神疾患については、医療計画に位置付けられており、一般医療と精神科医療の連携は重要であることから、地域医療構想を策定するに当たっては、地域における精神科医療も含め検討することが必要である。その際、精神科医療については、「良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針」(平成26年厚生労働省告示第231号)等に基づき、精神科医療の質を良質かつ適切なものとするために、機能分化を進め、長期入院精神障害者を始めとする精神障害者の地域移行をより一層

¹⁶都道府県計画(医療介護総合確保促進法第4条)

都道府県が地域の実情に応じて作成する、当該都道府県の地域における医療及び介護の総合的な確保のための事業の実施に関する計画。そこに掲載された事業に要する経費の全部又は一部を支弁するため、都道府県が基金を設置する場合には、国は、必要な資金の3分の2を負担する。(地域医療介護総合確保基金)

¹⁷医療介護総合確保区域(医療介護総合確保促進法第4条第2項)

地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、医療機関の施設及び設備並びに公的介護施設等及び特定民間施設の整備の状況その他の条件からみて医療及び介護の総合的な確保の促進を図るべき区域。

進めることとしており、こうした方向性を踏まえることが重要である。

- また、認知症対策については、「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）¹⁸」において、医療・介護等が有機的に連携し、認知症の人が住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができるようにするため、行動・心理症状（ＢＰＳＤ）や身体合併症等が見られた場合にも、医療機関・介護施設等での対応が固定化されないように、最もふさわしい場所で適切なサービスが提供される循環型の仕組みを構築することとされている。その際、入院・外来による認知症の専門医療も循環型の仕組みの一環であるとの認識の下、その機能分化を図りながら、医療・介護の役割分担と連携を進めることが重要である。

（２）必要病床数と病床機能報告制度による集計数との比較

- 都道府県は、構想区域ごとに病床の機能区分ごとの必要病床数と平成 26 年度（2014 年度）（又は、直近の年度）の病床機能報告制度による病床の機能区分ごとの集計数とを比較し、病床の機能の分化及び連携における地域の課題を分析する必要がある。

その際、在宅医療・介護の充実、医療従事者の確保、介護施設等の整備の状況など、可能な限り、多様な観点から分析することが望ましい。

※ 病床機能報告制度については、初年度においては、他の医療機関の報告状況や地域医療構想及び同構想の病床の必要量（必要病床数）等の情報を踏まえていないことから、個別医療機関間、二次医療圏等の地域間、病床の機能区分ごと等の比較をする際には、十分に注意する必要がある。

- 都道府県は、構想区域ごとに抽出された課題に対する施策を検討し、施策の基本となる事項を定める必要がある。

当該事項は、毎年度の地域医療介護総合確保基金に係る都道府県計画の策定の基本方針として活用できるようにする必要がある。

（３）病床の機能の分化及び連携の推進

- 地域医療構想の達成に向けた病床の機能の分化及び連携に当たっては、都道府県が地域医療構想において定めた構想区域における病床の機能区

¹⁸認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）

認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指すことを基本的な考え方として、厚生労働省が関係府省庁と共同して平成 27 年（2015 年）1 月に策定したもの。

分（高度急性期、急性期、回復期及び慢性期）ごとの必要病床数に基づき、医療機関の自主的な取組及び医療機関相互の協議により進められることを前提として、これらを実効性のあるものとするために地域医療介護総合確保基金の活用等により、必要な施策を進めていく必要がある。

- また、将来の病床の機能区分ごとの必要病床数の達成に向けて、地域で不足している病床の機能がある場合には、それを充足することができるよう、当該機能を担う病床の増床や機能転換により、収れんを次第に促していく必要がある。
- このため、都道府県においては、医師会等の医療関係者と十分に協議を行った上で、地域医療介護総合確保基金を有効に活用し、病床の機能の分化及び連携のための仕組みづくりや施設・設備整備等に対して支援するとともに、将来的に病床の機能が過剰になることが見込まれる構想区域においては、設置主体の特性を踏まえ、地域における必要な役割分担の議論が進むよう、一般会計繰入や補助金の交付状況など税財源の投入状況を含めた必要なデータの提供や、調整を行う必要がある。
- これらの検討に当たっては、人口構造や疾病構造の変化、それに伴う患者の受療行動の変化など、医療を取り巻く環境の変化を踏まえた視点が必要である。また、不足する機能を担う病床の増床や病床機能の転換に伴う施設・設備整備の支援のみならず、医療機関が役割分担をして有効に機能するための連携施策が重要であり、患者の疾病からの回復が遅延したり、ADL（日常生活における基本的な動作を行う能力）の低下を招くことのないよう、医療機関等の連携により切れ目なく円滑に患者の状態に応じた医療が提供される必要がある。
- このため、地域連携パスの整備・活用の推進や、都道府県や市町村が中心となった連携を推進するための関係者が集まる会議の開催、ICTを活用した地域医療ネットワークの構築等に複合的に取り組む必要がある。
- また、各医療機関における地域との前方連携及び後方連携を行う看護職員や医療ソーシャルワーカーの研修だけではなく、退院支援部門以外の医師、歯科医師、薬剤師、看護職員等の職員に対して、入院開始時から在宅復帰を目指した支援を行うための在宅医療や介護の理解を推進する研修、医療機関の医師、看護職員等と地域の関係者による多職種協働研修等により必要な人材の確保・育成に取り組む必要がある。

- こうした病床の機能の分化及び連携に係る具体的な取組としては、次頁のような施策が考えられるので、参考にされたい。

病床の機能分化・連携に係る具体的な取組例

	体制構築	人材確保
病床の機能の分化	○ 病床機能の重点化・明確化 ➢ クリティカルパス（クリニカルパス）の活用による病床機能に応じた入院医療の標準化・効率化のための体制整備・研修等の支援 ➢ 病床機能に応じた臨床指標（Quality Indicator）を用いた医療の質評価・向上の支援 ➢ 高度急性期から在宅医療まで地域の医療提供体制について住民（患者）への情報提供・普及啓発 ○ 病床機能の変更 ➢ 病床機能の変更のための財政的・技術的支援	○ 病床機能の分化・転換に伴う医療関係者の研修・教育 ➢ キャリアパスとして異なる病床機能の病棟及び在宅医療で働くことを意識した研修・教育の支援
病床の機能の連携	○ 病床機能の異なる関係機関の連携強化 ➢ 地域の創意工夫を活かした地域連携パスの作成・活用のための体制整備・連携の支援 ➢ 救急外来から患者の病状に応じた他の医療機関への紹介入院等の地域連携の支援 ➢ 在宅医療から地域包括ケア病棟を持つ医療機関等への緊急連絡・搬送体制の整備・支援 ➢ 認知症、特に行動・心理症状（BPSD）を伴う患者に対する地域での医療提供体制の整備・支援	○ 連携に係る人材の確保・養成 ➢ 地域の医療・介護連携において中心的役割を担うリーダーやコーディネーターとなる人材の養成 ➢ 退院支援、在宅復帰支援のため地域における多職種連携・人事交流の支援

（４）在宅医療の充実

- 地域包括ケアシステムの構築のためには、可能な限り住み慣れた地域で生活を継続することができるよう医療と介護の連携を推進し、医療と介護の提供体制を一体的に整備する必要がある。
- また、病床の機能の分化及び連携を推進することにより、入院医療機能の強化を図るとともに、患者の状態に応じて退院後の生活を支える外来医療、在宅医療の充実は一層重要であり、退院後や入院に至らないまでも状態の悪化等により在宅医療を必要とする患者は今後増大することが見込まれる。特に、慢性期医療については、在宅医療の整備と一体的に推進する必要がある、地域における推進策を検討するためには、整備状況の把握だけでなく、具体的な施策につながる調査を行うなど、きめ細かい対応が必須となる。
- さらに、患者・住民の視点に立てば、日頃から身近で相談に乗ってもらえる「かかりつけ医」を持つことが重要であり、「かかりつけ医」はその機能を地域で十分に発揮することが期待される。
- こうした点を踏まえ、在宅医療の提供体制については、在宅医療を受ける患者の生活の場である日常生活圏域¹⁹で整備する必要があることから、都道府県は保健所等を活用して市町村を支援していくことが重要である。また、在宅医療・介護の連携を推進する事業については、市町村が地域包括ケアシステムの観点から円滑に施策に取り組めるよう、都道府県の保健・医療担当部局及び介護・福祉担当部局による技術的支援等の様々な支援が必要である。
- 在宅医療の提供体制の充実のためには、病院、診療所、歯科診療所、薬局、訪問看護事業所、地域医師会等の関係団体等との連携が不可欠であり、関連する事業の実施や体制整備に加え、人材の確保・育成を推進する観点から、都道府県が中心となって、医師、歯科医師、薬剤師、看護職員、リハビリテーション関連職種、医療ソーシャルワーカー等に対しての在宅医療への参入の動機付けとなるような研修や参入後の相談体制の構築等を

¹⁹ 日常生活圏域（介護保険法第117条第2項第1号）

当該市町村が、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域

行う必要がある。

- また、在宅医療は主に「(地域側の) 退院支援」「日常の療養生活の支援」「急変時の対応」「看取り」という機能が求められており、緊急時や看取りに対応するための24時間体制の構築に向けた役割分担等の協議や、医療依存度の高い患者や小児等患者に対応するための研修等により各機能を充実させることが必要である。加えて、地域の関係者の連携のみならず、患者の急変時等に対応するため、病院が在宅医療を担う診療所等を後方支援することが重要である。さらに、在宅医療を受けている患者に対する口腔機能の管理等の機能を担う歯科診療所及び後方支援を行う病院歯科等が医科医療機関等と連携体制を構築することが重要である。
- こうした在宅医療の充実に係る具体的な取組としては、次頁のような施策が考えられるので、参考にされたい。

在宅医療の充実に係る具体的な取組例

	実施主体※	体制構築	人材確保
退院支援（地域側）	医療機関等	- 必要な事例の退院時カンファレンスへの参加。 - 退院調整担当者との定例会議の開催。 - 医療機関との連携のための地域側の一元的な窓口の設置。	退院後の療養生活の相談に乗る窓口 に配置する看護職員や医療ソーシャルワーカーを育成するための研修。
日常の療養生活の 支援	行政・医師会 等	退院（退所）元の医療機関・施設・と、在宅医療・介護を提供する医療機関・事業所が情報交換できる場の設定。	
	医療機関等	- 診療所間の連携や、病院医師による支援により、在宅医の不在時の代診等の支援体制の構築。 - 医療依存度の高い患者や小児等患者への対応力向上のための研修。 - 在宅医療における衛生材料・医療材料の円滑供給のため、地域で使用する衛生剤料等の規格・品目統一等に関する協議を地域の関係者間で行うとともに、供給拠点を整備。	- 在宅医療に取り組む医師確保のための同行訪問を含んだ導入研修。 - 訪問看護師の確保のための採用研修に対する支援、研修機関の集約化（拠点となる訪問看護事業所が地域の教育機能を担う）、看護系大学と連携した教育体制の構築。 - 在宅歯科医療を実施する歯科診療所の後方支援を行う病院歯科等の歯科医師や歯科衛生士の確保。 - これまで訪問薬剤管理指導に取り組んだ経験のない薬局に対する研修。
	行政・医師会 等	地域の在宅医療の課題等の解決を目指した関係者（多職種）による「在宅医療推進協議会」の設置・運営。	関係者と協働した在宅医療に取り組む人材確保の支援。

	実施主体※	体制構築	人材確保
急変時の対応	医療機関等	- 診療所等が 24 時間体制を確保するための、病院と診療所（病診）、診療所同士（診診）、診療所と訪問看護事業所の連携の構築。 - 後方病床を確保するため、かかりつけ医を通して入院を希望する病院など必要な情報をあらかじめ登録するシステムの構築。 - 在宅療養患者の安全な救急搬送体制を確保するため、行政機関や消防機関、医療機関等が一堂に介する協議会の実施。	介護従事者に必要な急変時の知識とスキルの向上を図るための、介護従事者を対象にした救命講習。
	行政・医師会等	関係団体等と協働で、24 時間体制構築のためのコーディネートや支援。	
	医療機関等	- 患者や家族に対する、在宅で受けられる医療や介護、看取りに関する適切な情報提供。 - 地域で使用する医療用麻薬について、地域の関係者間で品目・規格統一等に関する協議会の開催や供給拠点の設置。	看取りに対応できる医師、看護職員、介護関係者を養成するための、多職種の研修や施設との合同開催の研修。
看取り	行政・医師会等	患者や家族に対する、在宅で受けられる医療や介護、看取りに関する広報や情報提供。	

※ 実施主体については、一般的な例を示したものであり、地域の実情に応じて柔軟に役割分担をする必要がある。

（５）医療従事者の確保・養成

- 地域における医療提供体制を構築する上で、医療従事者の確保・養成は不可欠なものであるため、地域医療対策協議会での検討を踏まえ、地域医療支援センター²⁰等を活用した医師等の偏在の解消や医療勤務環境改善支援センター²¹等を活用した医療機関の勤務環境の改善、チーム医療の推進、看護職員の確保・定着・離職防止、ワーク・ライフ・バランスの確立に取り組む必要があり、地域医療介護総合確保基金の有効活用も含めた施策を検討することが重要である。
- 限りある医療資源を有効活用し、質の高い医療を安全に提供するためには、各医療職種の高い専門性を前提とし、業務を分担するとともに互いに連携・補完し合うチーム医療を推進していくべきである。チーム医療の推進に当たっては、専門職人材の確保が重要であり、医師、歯科医師、薬剤師、看護職員、リハビリテーション関連職種、医療ソーシャルワーカー等の専門職について人材確保に取り組む必要がある。
- 医療従事者の確保は、入院医療だけではなく、在宅医療の推進においても求められていることから、地域包括ケアシステムの構築の観点から、市町村との協議も行うことが望ましい。なお、医師・看護職員等の確保が困難な市町村に対しては、地域医療支援センター、都道府県ナースセンター²²などによる支援を行うことが望ましい。
- また、病床の機能の分化及び連携を推進するためには、病床の機能区分に応じた医療従事者を確保する必要があり、地域における医療従事者の確保目標等の設定が求められる。

²⁰地域医療支援センター（医療法第 30 条の 25）

都道府県が責任を持って医師の地域偏在の解消に取り組むコントロールタワーとして、都道府県庁や大学病院等に設置されるもの。平成 27 年（2015 年）1 月末現在、43 都道府県で設置されている。

²¹医療勤務環境改善支援センター（医療法第 30 条の 21）

各医療機関が勤務環境改善マネジメントシステムに基づき策定する「勤務環境改善計画」の策定、実施、評価等をワンストップで、かつ、専門家のチームにより、個々の医療機関のニーズに応じて、総合的にサポートする施設として都道府県に設置されるもの。

²² 都道府県ナースセンター（看護師等の人材確保の促進に関する法律第 14 条の 1）

都道府県の看護職員確保対策の拠点として無料職業紹介などの事業を行う機関として都道府県知事が指定するもの

Ⅱ 地域医療構想策定後の取組

1. 地域医療構想の策定後の実現に向けた取組

(1) 基本的な事項

- 都道府県は、構想区域等ごとに、医療関係者、医療保険者その他の関係者との地域医療構想調整会議を設け、関係者との連携を図りつつ、将来の病床の必要量を達成するための方策その他の地域医療構想の達成を推進するために必要な協議を行うものとされている(医療法第30条の14)。

地域医療構想調整会議の具体的な設置・運営については、「2」にその取扱いを示す。

- 地域医療構想調整会議のほか、以下のとおり、地域医療構想の各医療機関の自主的な取組を行うこと、また、都道府県がこれらの医療機関の自主的な取組を推進するための支援等を行うことも重要である。

(2) 各医療機関での取組

- 各医療機関は、自らの行っている医療内容やその体制に基づき、将来目指していく医療について検討を行うことが必要となる。
- その上で、自院内の病床の機能分化を進めるに当たり、病床機能報告制度により、同一構想区域における他の医療機関の各機能の選択状況等を把握することが可能になる。

- また、地域医療構想により、構想区域における病床の機能区分ごとの平成37年(2025年)における必要病床数も把握することが可能になる。

これら2つの情報(データ)を比較したり、別紙(56-57頁)に掲げる他の情報を参考にするなどして、地域における自院内の病床機能の相対的位置付けを客観的に把握した上で、以下のような自主的な取組を進めることが可能になる。

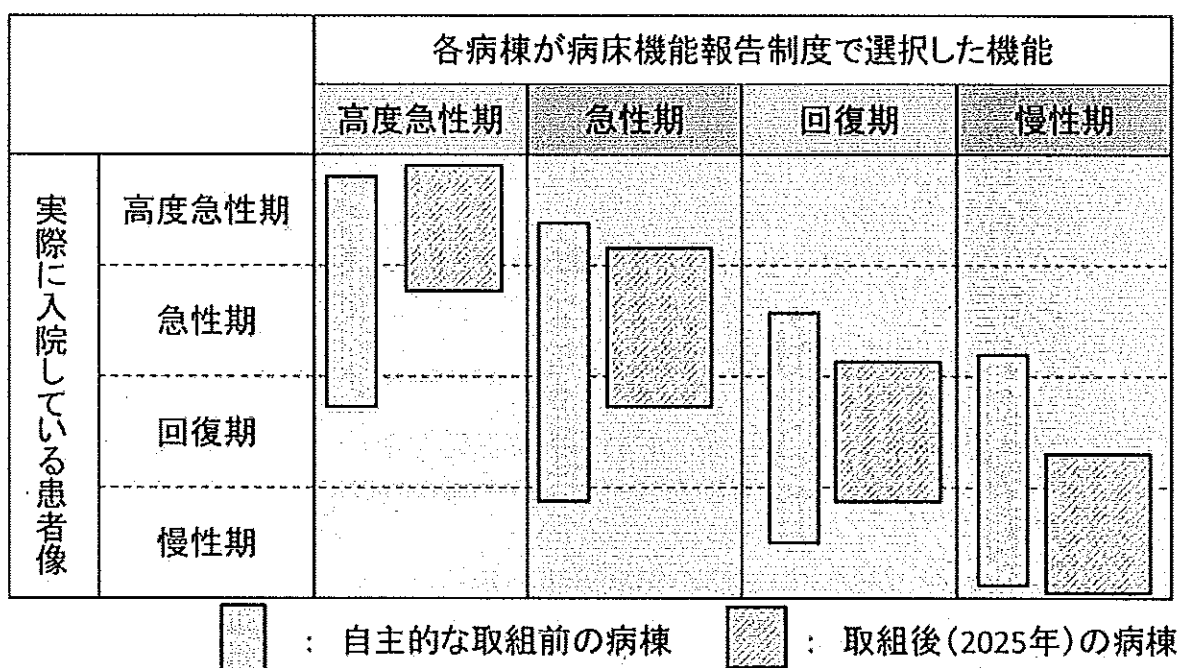
- まず、様々な病期の患者が入院している個々の病棟について、高度急性期機能から慢性期機能までの選択を行った上で、病棟単位で当該病床の機能に応じた患者の収れんのさせ方や、それに応じた必要な体制の構築などを検討することが望ましい。(収れんのイメージは次頁の図のとおりであり、将来も病棟ごとに選択した機能と患者像が完全に一致することを想定

しているものではない。)

- 併せて、自主的な取組を踏まえ、地域医療構想調整会議を活用した医療機関相互の協議により、地域における病床の機能の分化と連携に応じた自院の位置付けを確認することが可能になる。

例えば、がん入院医療の役割を医療機関の間で臓器別に分担すること、回復期のリハビリテーション機能を集約化すること、療養病床について在宅医療等への転換を進めること等が挙げられる。

図8 患者の収れんのイメージ



以上の取組を受け、次年度の病床機能報告への反映や地域医療介護総合確保基金の活用を検討し、更なる自院の運営の改善と地域における役割の明確化を図る。

- また、これらの取組により、区域全体で見ても、病床機能報告制度における病棟の報告病床数と、地域医療構想における必要病床数が次第に収れんされていき、不足する機能の解消や、患者数との整合が図れることになる。
- なお、医療機関がこのような取組を行う際には、患者・住民の理解が不可欠であり、自らの状態に応じた医療機能や医療機関を選択することが重要であるため、医療機関だけではなく、保険者や関係者を巻き込んで、患

者・住民への啓発に取り組むべきである。

(3) 都道府県取組

○ 医療機関の自主的な取組及び医療機関相互の協議により、病床の機能の分化及び連携等による将来のあるべき医療提供体制を実現するためには、地域の医療提供体制の確保に責任を有する都道府県が、その役割を適切に発揮する必要がある。

○ このため、医療機関への情報提供を含め、都道府県において、以下の各段階における取組を行うことを原則とする。

ア 病床機能報告による現状と地域医療構想における必要病床数との比較

都道府県は、病床の機能の分化及び連携について、まずは病床機能報告制度によって、各医療機関が担っている病床機能の現状を把握・分析する。

その結果を踏まえ、地域医療構想において定める構想区域における病床の機能区分ごとの将来の医療需要と必要病床数とを、地域全体の状況として把握する。

イ 病床の機能区分ごとにおける構想区域内の医療機関の状況の把握

都道府県は、各医療機関が地域における自院の位置付けを容易に把握することができるよう、構想区域における病床の機能区分ごとの医療機関の状況を整理する必要がある。

病床機能報告制度では、具体的な医療の内容に関し比較の参考となる項目が報告されていることから、これらを基に、各医療機関が地域における将来のあるべき姿に応じて検討できるような資料・データを都道府県が作成する。

その際、医療機関が病棟ごとに病床機能報告制度において選択した病床の機能区分に応じた必要な体制の構築や人員配置を検討することから、当該構想区域で各病床の機能を選択した医療機関の分布だけではなく、主な疾患における分布や、提供されている医療の内容に関する情報など、より検討に適した資料・データとなるよう、地域医療構想調整会議の議長等と事前に協議を行うなど、工夫をすることが望ましい。

ウ 地域医療構想調整会議の促進に向けた具体策の検討

都道府県は、地域において各医療機関が担っている医療の現状を基に、医療機関相互の協議を促進することとされているが、そのためには、「(2)」を基に各医療機関の自主的な取組を改めて促進する必要がある。

これを踏まえ、都道府県は必要に応じて地域医療構想調整会議を開催して医療機関相互の協議を進め、不足している病床機能への対応(過剰となると見込まれる病床機能からの転換を含む。)について、具体的な対応策を検討し、提示する。

その際、地域医療介護総合確保基金の活用も検討することとなるが、早い段階で平成37年(2025年)までの各構想区域における工程表を策定することが望ましい。

エ 平成37年(2025年)までのPDCA

工程表が策定できていない段階においては、各医療機関が地域における位置付けを検討し、病棟ごとに担う病床の機能に応じた対応を行うことを促進する必要がある。

また、工程表を策定したとしても、各医療機関における状況の変化等により計画どおりに進めることが困難又は不適當な場合も考えられる。

このため、平成37年(2025年)まで毎年、進捗状況の検証を行い、工程表の変更も含め、地域医療構想の実現を図っていく必要がある。

その際、構想区域全体及び都道府県内全体で、病床機能報告制度における病棟の報告病床数と、地域医療構想における必要病床数が次第に収れんされていることを確認する必要があるが、不足する病床機能の解消のためには、過剰となっている病床機能からの転換を促すことにより、医療需要に応じた医療の提供が可能となるという視点の共有を進め、病床機能報告制度における病棟の報告病床数と患者数との整合性が図ることができるよう、検討を重ねる。

また、毎年、都道府県医療審議会や地域医療対策協議会²³に報告することにより、各構想区域における進捗状況の比較や、より広い立場からの意見を求めることが可能となるため、適宜、開催すること

²³地域医療対策協議会(医療法第30条の23)

都道府県が、救急医療等確保事業に係る医療従事者の確保その他当該都道府県において必要とされる医療の確保に関する事項に関し、必要な施策を定めるために設けられる関係者との協議の場。

が望ましい。

- 上記「ア」から「エ」について、1年における主な作業時期を次頁に示すが、都道府県において、地域の実情に応じて柔軟に対応することが望ましい。

(参考) 地域医療構想策定後の年間スケジュールのイメージ

- 3月 病床機能報告制度の集計結果の提示
- 3月～ 各医療機関の自主的な取組
地域医療構想調整会議
※可能な限り、次期病床機能報告制度に間に合うように、10月までに上記の対応を行う。
- 10月 病床機能報告制度における報告
- 年内 各構想区域における対応を踏まえた基金の都道府県計画(案)の取りまとめ
- 2月 都道府県定例議会への次年度当初予算案に基金の予算を計上

2. 地域医療構想調整会議の設置・運営

- 都道府県は、構想区域等ごとに、地域医療構想調整会議を設け、関係者との連携を図りつつ、将来の必要病床数を達成するための方策その他の地域医療構想の達成を推進するために必要な協議を行うものとされている(医療法第30条の14)。
- 地域医療構想調整会議は、地域医療構想の実現に向けた取組を協議することが設置目的であることから、地域医療構想に反映させるべく地域医療構想の策定段階から設置し、構想区域における関係者の意見をまとめることが適当である。

(1) 議事

地域医療構想調整会議の議事の具体的な内容については、都道府県において地域の実情に応じて定める。特に優先すべき議事については、地域医療構想において定められた将来のあるべき医療提供体制を念頭に置いた上で、地域の医療機関の取組の進捗状況を確認し、関係者と事前に協議を行って決定する。

ア 主な議事

- 各医療機関における病床の機能の分化及び連携は自主的に進められることが前提となっており、地域医療構想調整会議では、その進捗状況を共有するとともに、構想区域単位での必要な調整を行うことになる。
- 具体的には、病床機能報告制度における各医療機関の病棟の報告内容と地域医療構想で推計された必要病床数とを比較し、地域において優先して取り組むべき事項に関して協議することとする。なお、協議に当たっては、地域医療介護総合確保基金の活用についても検討の対象となる。
- このほか、在宅医療を含む地域包括ケアシステム、医療従事者の確保、診療科ごとの連携など、地域医療構想の達成の推進に関して協議すべき事項があるときは、個別の議事の設定も検討することとする。
以上のことを踏まえると、おおむね次のような議事が想定される。
- ① 地域の病院・有床診療所が担うべき病床機能に関する協議
- ② 病床機能報告制度による情報等の共有
- ③ 都道府県計画に盛り込む事業に関する協議
- ④ その他の地域医療構想の達成の推進に関する協議

イ 議論の進め方

- 地域医療構想調整会議において病床の機能の分化及び連携に関する議論の進め方の例を以下に示す。なお、必ずしもこのとおり行うことを求めるものではない。
- i 地域の医療提供体制の現状と将来目指すべき姿の認識共有
病床機能報告制度による情報や既存の統計調査等で明らかとなる地域の医療提供体制の現状と、地域医療構想で示される病床の機能区分ごとの将来の医療需要と必要病床数について、地域医療構想調整会議に参加する関係者で認識を共有。
- ii 地域医療構想を実現する上での課題の抽出
地域の医療提供体制の現状を踏まえ、地域医療構想を実現していく上での課題について議論。

iii 具体的な病床の機能の分化及び連携の在り方について議論

例えば、ある構想区域において、回復期機能の病床が不足している場合、それをどのように充足するかについて議論。

現在、急性期機能や回復期機能を担っている病院関係者等、都道府県が適当と考えて選定した関係者の間で、回復期機能の充足のため、各病院等がどのように役割分担を行うか等について議論。

iv 地域医療介護総合確保基金を活用した具体的な事業の議論

iiiで議論して合意した事項を実現するために必要な具体的事業について議論。地域医療介護総合確保基金を活用する場合には、当該事業を基金に係る都道府県計画にどのように盛り込むか議論し、これを基に都道府県において必要な手続を実施。

ウ その他

- 上記（１）及び（２）の通常の実施の場合のほか、医療機関が開設・増床等の許可申請をした場合又は過剰な病床機能に転換しようとする場合には、医療法上、都道府県知事は、当該医療機関に対し、地域医療構想調整会議における協議に参加するよう求めることができることとされており、その際には、当該許可申請の内容又は転換に関する協議が行われることになる。

（２）開催時期

病床の機能の分化及び連携等に関する協議が行われる場合には、地域の実情に応じて、随時開催することが基本となるが、病床機能報告制度による情報等の共有や基金に係る都道府県計画に関する協議が行われる場合には、通年のスケジュールがある程度定まっていることから、定期的に開催することが考えられる。

なお、こうした通常の実施のほか、医療機関が開設・増床等の許可申請をした場合又は過剰な病床機能に転換しようとする場合にも、随時開催することとする。

（３）設置区域等

ア 基本的考え方

○ 地域医療構想調整会議は、地域医療構想の達成を推進するために必要な協議が行われる場であることから、構想区域ごとに設置することを原則とする。

○ 一方で、構想区域内の医療機関の規模・数等は多様であり、地域によっては構想区域での地域医療構想調整会議の設置・運営が困難な場合も想定されることから、こうした事情を勘案し、都道府県知事が協議をするのに適当と認める区域で設置することも可能とする。

イ 柔軟な運用

○ 都道府県においては、地域の実情に鑑み、次のような柔軟な運用を可能とする。

- ① 広域的な病床の機能の分化及び連携が求められる場合における複数の地域医療構想調整会議の合同開催（複数の都道府県により合同開催される場合を含む。）
- ② 議事等に応じ、設置される区域から更に地域・参加者を限定した形での開催
- ③ 圏域連携会議など、既存の枠組みを活用した形での開催

（４）参加者の範囲・選定、参加の求めに応じない関係者への対応

ア 参加者の範囲・選定

○ 地域医療構想調整会議の参加者については、医療法上、「診療に関する学識経験者の団体その他の医療関係者、医療保険者その他の関係者」と規定されているが、地域医療構想は幅広い関係者の理解を得て達成を推進する必要があるため、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、病院団体、医療保険者、市町村など幅広いものとするのが望ましい。なお、医療保険者については、必要に応じ、都道府県ごとに設置された保険者協議会に照会の上、選定する。

また、地域医療構想調整会議における協議をより効果的・効率的に進める観点から、都道府県は、議事等に応じて、参加を求める関係者（代表性を考慮した病院・診療所、地域における主な疾病等の特定の診療科等に関する学識経験者を含む。）を柔軟に選定することとし、出席要請に係る所定の手続を行うとともに、これらの関係者の選定に当たっては公平性・公正性に留意することとする。

- さらに、開設・増床等の許可申請の内容や過剰な病床機能への転換に関する協議等の個別具体的な議論が行われる場合には、その当事者及び利害関係者等に限って参加することが適当である。
- なお、議長等については、参加者の中から地域の実情に応じて、都道府県の関係機関、医師会の代表などから選出されることになる。その際、議長等は原則として、案件によらず同一者とした上で、議事によっては利益相反が生じ得ることから、その場合の代理者の規定をあらかじめ定めておくことが適当である。
- また、地域医療構想調整会議の参加を求めなかった病院・有床診療所に対しても、都道府県は、書面・メールでの意見提出などにより、幅広く意見表明の機会を設けることが望ましい。

イ 専門部会やワーキンググループの設置

- 急性期医療に係る病床の機能の分化及び連携や地域包括ケアシステムの推進など、特定の議題に関する協議を継続的に実施する場合には、地域医療構想調整会議の下に専門部会等を設置し、当該議題の関係者との間でより具体的な協議を進めていく方法も考えられる。
- この場合、特定の議題に応じた関係者の参加を求めることとなるが、「ア」と同様に、参加を求める関係者は、代表性を考慮した病院・診療所、地域における主な疾病等の特定の診療科等に関する学識経験者、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、市町村等に加え、例えば、医療を受ける立場からの参加が求められる場合には住民を加えるなど、柔軟に選定することが望ましい。

ウ 公表

- 地域における医療提供体制の構築に当たっては、地域住民や多くの医療関係者の協力が不可欠であるため、地域住民等に対する協議の透明性の観点から、患者情報や医療機関の経営に関する情報を扱う場合等は非公開とし、その他の場合は公開とする。また、協議の内容・結果については、原則として、周知・広報する。

エ 参加の求めに応じない関係者への対応

- 参加を求めたにもかかわらず、正当な理由なく地域医療構想調整会議に参加しない関係者への対応として、都道府県知事は、開設・増床等の許可申請をした医療機関が参加しない場合には当該許可に条件を付すること（医療法第7条第5項）、過剰な病床の機能区分に転換しようとする医療機関が参加しない場合には地域医療構想調整会議の協議が調わなかった場合と同様の措置（都道府県医療審議会への出席・説明を求め、都道府県医療審議会の意見を聴いた上での公的医療機関等に対する転換中止の命令（公的医療機関等以外の医療機関には要請））を講ずること（同法第30条の15）が考えられる。

（5）合意の方法及び履行担保

ア 合意の方法

- 地域医療構想調整会議において合意された事項には医療機関の経営を左右する事項が含まれている場合が想定されることから、合意に当たっては、都道府県と関係者との間で丁寧かつ十分な協議が行われることが求められる。
- また、特に地域の病院・有床診療所が担うべき病床機能及び病床数等の合意に当たっては、通常の議事録の作成に加え、関係者の合意を確認し得る書面を作成しておくことが適当である。

イ 履行担保

- 関係者の合意事項の履行を担保するため、都道府県知事は、関係者が正当な理由なく合意事項を履行しない場合には、地域医療構想調整会議における協議が調わないときと同様の措置（都道府県医療審議会の意見を聴いた上での公的医療機関等への不足している病床の機能区分に係る医療の提供等の指示（公的医療機関等以外の医療機関には要請））を講ずることが考えられる（医療法第30条の16）。

3. 都道府県知事による対応

- 今回の医療法改正等により、都道府県知事は地域医療構想の実現に向けて以下の対応が可能とされたことから、地域医療の実情を把握し、医療審議会や地域医療構想調整会議を円滑に運営させることにより、適切に対応することが必要である。

(1) 病院・有床診療所の開設・増床等への対応

- 病院・有床診療所の開設・増床等の許可の際に、不足している病床の機能区分に係る医療の提供という条件を付することができる(指定都市にあっては、指定都市の市長に当該条件を付するよう求めることができる)(医療法第7条第5項)。

(2) 既存医療機関が過剰な病床の機能区分に転換しようとする場合の対応

- 過剰な病床の機能区分に転換しようとする理由等を記載した書面の提出を求めることができる(医療法第30条の15第1項)。
- 当該書面に記載された理由等が十分でないと認めるときは、地域医療構想調整会議における協議に参加するよう求めることができる(同条第2項)。
- 地域医療構想調整会議における協議が調わないとき等は、都道府県医療審議会に出席し、当該理由等について説明をするよう求めることができる(同条第4項)。
- 地域医療構想調整会議における協議の内容及び都道府県医療審議会の説明の内容を踏まえ、当該理由等がやむを得ないものと認められないときは、都道府県医療審議会の意見を聴いて、過剰な病床機能に転換しないことを公的医療機関等に命令することができる。なお、公的医療機関等以外の医療機関にあっては、要請することができる(同条第6項及び第7項)。

(3) 地域医療構想調整会議における協議が調わない等、自主的な取組だけでは不足している機能の充足が進まない場合の対応

- 都道府県医療審議会の意見を聴いて、不足している病床の機能区分に係る医療を提供すること等を公的医療機関等に指示することができる。なお、

公的医療機関等以外の医療機関にあっては、要請することができる。

(4) 稼働していない病床への対応

- 病床過剰地域において、公的医療機関等が正当な理由がなく病床を稼働していないときは、都道府県医療審議会の意見を聴いて、当該病床の削減を命令することができる（医療法第7条の2第3項）。なお、公的医療機関等以外の医療機関にあっては、病床過剰地域において、かつ医療計画の達成の推進のため特に必要がある場合において、正当な理由がなく病床を稼働していないときは、都道府県医療審議会の意見を聴いて、当該病床の削減を要請することができる（同法第30条の12第1項）。

また、実際には、病床の稼働状況は病床機能報告制度において病棟単位で把握することが可能であることから、病棟単位で病床が稼働していないことについて正当な理由がない場合に、当該対応を検討することが適当である。

- ※ 要請又は命令・指示に従わない場合の対応について（医療法第27条の2、第28条、第29条第3項等）

公的医療機関等が上記の命令・指示に従わない場合には、医療機関名の公表、地域医療支援病院の不承認又は承認取消し、管理者の変更命令等の措置を講ずることができる。なお、公的医療機関等以外の医療機関が、正当な理由がなく、要請に従わない場合には勧告を、許可に付された条件に係る勧告に従わない場合には命令をそれぞれすることができ、当該勧告等にも従わない場合には医療機関名の公表、地域医療支援病院の不承認又は承認取消し、管理者の変更命令等の措置を講ずることができる。

4. 地域医療構想の実現に向けたPDCA

- 現行の医療計画については、PDCAサイクルを機能させることを都道府県に求めているところであり、平成24年（2012年）3月に医療計画策定指針において考え方を示すとともに、平成26年（2014年）3月には、厚生労働省が設置した具体的な進め方に関する「PDCAサイクルを通じた医療計画の実効性の向上のための研究会」において報告が示されているところである。
- 地域医療構想についても同様に、都道府県は、地域医療構想の実現に必要な事業の進捗評価を定期的実施し、必要に応じて施策の見直しを図るなど、PDCAサイクルを効果的に機能させることが必要である。

- 地域医療構想を実現するための施策において、地域医療介護総合確保基金を活用した事業については、都道府県計画に位置付けることとなるが、地域医療構想の目標等と連動しつつ、基金が適切に活用されたことが確認できる評価指標を設定する必要がある。その際、将来のあるべき医療提供体制を目指すものとして、地域医療構想を含む医療計画と都道府県計画の方向性は一致しており、可能な評価指標は共通化するなど効率化も考慮する。
- このようなPDCAサイクルを推進するのは直接的には都道府県職員であり、データ等を有効に活用し、現状分析や課題把握、進捗管理を適切に行うためには、都道府県の医療計画策定担当者が研修等を通じて専門的知識や技術を習得する必要がある。都道府県は、担当者を積極的に研修等に参加させ、さらには職員間の知識・技術の共有や引継ぎ等が円滑に実施されるような体制整備を図る必要がある。
- また、これらの取組には、医師会等の団体や、大学等の学識経験者、保険者など多くの都道府県内の関係者の参画を得て行うべきものであることから、データの利活用も含め、条例等による適切な手続をとることや研修を行うことにより、体制を構築する必要がある。なお、厚生労働省においても、都道府県に対して技術的助言を含めた必要な支援を行うこととする。

(1) 指標等の設定

地域医療構想を策定する際に抽出した地域の課題ごとに、指標となるデータを設定し、地域の医療提供体制の現状を把握する。その際、都道府県担当者のみならず、地域の医療事情に精通し、かつ統計学、疫学、公衆衛生等の知見を有する学識経験者や実際に医療を提供する者や地域住民等が関与し、検討することが望ましい。

なお、指標となるデータには、以下のものが考えられる。

- ① 病床の機能区分及び在宅医療に関する整備状況
- ② 主要な疾病における構想区域内の完結状況
- ③ 人材の充足状況

(2) 指標等を用いた評価

課題ごとの目標や指標を用いて、計画期間内に、達成可能な状況で進捗しているかを確認する。進捗状況が芳しくない場合には、その原因について考察を行う。目標設定が適切でない場合には、必要に応じ、修正を検討する。

(3) 評価に基づく地域医療構想等への反映

課題ごとの進捗状況を踏まえ、計画期間の中で、どのように目標を達成していくかを確認する。必要に応じて、地域医療構想の追記や削除、修正を行い、より実効性のある地域医療構想への発展を目指すことが望ましい。

(4) 住民への公表

医療を受ける当事者である患者・住民が、医療提供体制を理解し、適切な受療行動をとるためには、計画の評価や見直しの客観性及び透明性を高める必要があることから、都道府県はこれらをホームページ等で住民に分かりやすく公表することとする。公表に当たっては、ホームページの情報を見る働きかけを多方面から行うとともに、インターネットにアクセスできない住民向けに紙媒体での配布も準備することが望ましい。

- 医療・医学用語は、専門性が高いため難解であるため、住民に向けた解りやすい解説は必須である。一方で、正確性の観点からは、患者・住民や医療関係者以外の者と医療関係者との間で誤解が生じない工夫も必要である。

Ⅲ 病床機能報告制度の公表の仕方

- 病床機能報告制度においては、医療機関が、その有する病床(一般病床又は療養病床)について、
 - ・担っている病床の機能(現在、将来)
 - ・構造設備、人員配置等に関する項目
 - ・具体的な医療の内容に関する項目を報告することとしており(医療法第30条の13)、都道府県は、報告の内容も勘案し地域医療構想を策定しなければならないこととされている(同法第30条の4第5項)。
- また、都道府県は、省令で定めるところにより報告された事項を公表しなければならないこととされている(同法第30条の13第4項)。報告された情報を広く公表することで、関係者が地域の医療体制について共通認識を形成し、地域医療構想の実現に向けた各医療機関の自主的な取組や相互の協議が進むよう促すとともに、患者や住民が自身に合った適切な医療機関を受診し、地域の医師が患者を適切な医療機関へ紹介できるような環境を整備することが必要である。

1. 患者や住民に対する公表

- 病床機能報告制度において報告が必要な項目の中には、レセプト情報を活用して収集した具体的な医療の内容に関する項目が含まれていることから、患者・住民に対して広く情報を公表する際には、医療機関を受診した患者や、医療機関自体の個人情報保護のための配慮が必要である。
- このため、医療機関の個人情報に配慮しながらも、患者や住民による情報の把握に支障がでないような範囲として、都道府県が公表しなければならない情報の範囲を別表のとおり設定し、特に具体的な医療の内容に関する項目については、1以上10未満の値を「*」等の記号で秘匿することとする。
- その上で、公表する情報は、患者・住民にとって分かりやすく加工して公表することが求められるため、都道府県で公表時のフォーマットを共通化することを原則とし、その際、情報の用語解説等の分かりやすい工夫を加えることが望ましい。なお、都道府県の自主的な取組を妨げるものではない。

- また、報告された情報を分かりやすく詳細に伝えていくためには、その手段として都道府県のホームページを基本として行うものと考えられるが、その際は地域医療構想と一体的に公表することが望ましく、例えば都道府県のホームページ上では、医療計画の掲載ページにおいて公表することが考えられる。
- その際、一般的に、都道府県のホームページは患者・住民が閲覧する機会自体が少ないと考えられるため、例えば、より検索される傾向にある項目をページの上位に載せるなど、掲載したホームページの情報が閲覧されるための取組を併せて実施していくことが重要であり、また、世代によりアクセスしやすい手段が異なることを意識しつつ、次のような多様な媒体を活用した取組が必要である。
 - ① 県政だより、市政だより等の行政による機関誌の活用
 - ② 医療機関、保険者や患者団体の広報誌等、行政以外の団体の協力にする広報の活用
 - ③ テレビ、ラジオやソーシャルネットワーキングサービスを活用した広報
- なお、情報の公表は、インターネットを利用できない環境にある患者や住民に対する配慮として、都道府県担当部署等での閲覧を可能とするなどの対応が必要である。

2. 地域医療構想調整会議での情報活用

- 地域医療構想調整会議では、地域医療構想の実現に向けた各医療機関の自主的な取組等の進捗状況を共有し、また、構想区域単位での必要な調整を行うことになるが、そのために必要な情報として、病床機能報告制度で報告された情報を活用することとなる。
- その際、地域医療構想調整会議は、議事に応じてその参加者を限定するなど、柔軟な運用が可能であることから、議事の進行のため特段の必要性が認められる場合においては、調整会議の場に関り、10 未満の報告値についても開示し、活用することが可能である。ただし、この場合においても、個人情報の保護に十分な配慮が必要である。
- また、病床機能報告制度で報告された情報を、都道府県が分かりやすく分析した際には、医療機関へ提供し、病床の機能分化・連携の推進のために活用されることが望ましい。

公表しなければならない項目の整理について

(別表)

- 都道府県知事は、以下の項目について、医療機関ごとの情報を公表しなければならないものとする。
 ○ また、医療機能と病床の状況については、二次医療圏等の地域単位の情報も公表しなければならないものとする。
 (注) 大項目に記載している項目であっても、レセプトを活用し収集している項目については、算定件数以外の算定日数・算定回数は公表しなければならない項目に含まない。

・医療機能

【大項目(公表しなければならない項目)】	【内訳項目】	対象	単位
現在の機能		病院 有床診療	病床 施設
将来(6年後)の機能の予定		○ ○	○ ○

【構造設備・人員配置等に関する項目】

・病床の状況

【大項目(公表しなければならない項目)】	【内訳項目】	病院	有床診療	病床	施設
一般病床	許可病床数	○	○	○	○
	稼働病床数	○	○	○	○
療養病床	許可病床数	○	○	○	○
	うち医療療養病床数	○	○	○	○
	稼働病床数	○	○	○	○
	うち医療療養病床数	○	○	○	○
上記のうち医療法上の経過措置に該当する病床数		○	○	○	○

・診療科

【大項目(公表しなければならない項目)】	【内訳項目】	病院	有床診療	病床	施設
主とする診療科(複数ある場合、上位3つ)		○	○	○	○

・職員数の状況

【大項目(公表しなければならない項目)】	【内訳項目】	病院	有床診療	病床	施設
看護師数(常勤・非常勤別)		○	○	○	○
准看護師数(常勤・非常勤別)		○	○	○	○
看護補助者数(常勤・非常勤別)		○	○	○	○
助産師数(常勤・非常勤別)		○	○	○	○
理学療法士数(常勤・非常勤別)		○	○	○	○
作業療法士数(常勤・非常勤別)		○	○	○	○
言語聴覚士数(常勤・非常勤別)		○	○	○	○
薬剤師数(常勤・非常勤別)		○	○	○	○
臨床工学技士数(常勤・非常勤別)		○	○	○	○

・一般病床・療養病床で算定する入院基本料・特定入院料及び届出病床数

【大項目(公表しなければならない項目)】	【内訳項目】	病院	有床診療	病床	施設
算定する入院基本料・特定入院料		○	○	○	○
届出病床数		○	○	○	○
レセプト件数		○	○	(○)	○
病室単位の特入院料		○	○	○	○
届出病床数		○	○	○	○
レセプト件数		○	○	(○)	○

・DPC群の種類

【大項目(公表しなければならない項目)】	【内訳項目】	病院	有床診療	病床	施設
DPC群の種類		○	○	○	○

・在宅療養支援病院、在宅療養支援後方病院の届出状況

【大項目(公表しなければならない項目)】	【内訳項目】	病院	有床診療	病床	施設
在宅療養支援病院(診療所)の届出の有無		○	○	○	○
在宅療養後方支援病院の届出の有無		○	○	○	○

・住診、訪問診療の状況

【大項目(公表しなければならない項目)】	【内訳項目】	病院	有床診療	病床	施設
住診を実施した患者延べ数		○	○	○	○
訪問診療を実施した患者延べ数		○	○	○	○

・看取りを行った患者数(※在宅療養支援病院、在宅療養支援後方病院の届出を行っている病院と、全ての有床診療所が報告が必要な項目)

【大項目(公表しなければならない項目)】	【内訳項目】	病院	有床診療	病床	施設
直近1年間で在宅療養を担った患者のうち、医療機関以外での看取り数(年間)		○	○	○	○
自宅での看取り数		○	○	○	○
自宅以外での看取り数		○	○	○	○
直近1年間で在宅療養を担った患者のうち、医療機関での看取り数(年間)		○	○	○	○
連携医療機関での看取り数		○	○	○	○
連携医療機関以外での看取り数		○	○	○	○

・二次救急医療施設、救急告示病院の認定・告示の有無

【大項目(公表しなければならない項目)】	【内訳項目】	病院	有床診療	病床	施設
二次救急医療施設の認定の有無		○	○	○	○
救急告示病院の告示の有無		○	○	○	○

・医療機器の台数

【大項目(公表しなければならない項目)】		【内訳項目】	病院	有床診療	病棟	施設
CT	64列以上		○	○		○
	16列以上64列未満		○	○		○
	16列未満		○	○		○
	その他		○	○		○
MRI	3T以上		○	○		○
	1.5T以上3T未満		○	○		○
	1.5T未満		○	○		○
その他	血管造影撮影装置		○	○		○
	SPECT		○	○		○
	PET		○	○		○
	PET/CT		○	○		○
	PET/MRI		○	○		○
	強度変調放射線治療装置		○	○		○
	遠隔操作式密閉小線源治療装置		○	○		○

・退院調整部門の設置状況

【大項目(公表しなければならない項目)】		【内訳項目】	病院	有床診療	病棟	施設
退院調整部門の有無			○	○		○
退院調整部門に勤務する人数	医師(専従・専任別)		○	○		○
	看護職員(専従・専任別)		○	○		○
	MSW(専従・専任別)		○	○		○
	MSWのうち社会福祉士(専従・専任別)		○	○		○
	事務員(専従・専任別)		○	○		○
	その他(専従・専任別)		○	○		○

・有床診療所の多様な機能

【大項目(公表しなければならない項目)】		【内訳項目】	病院	有床診療	病棟	施設
有床診療所の病床の役割				○	—	—

・入院患者数の状況

【大項目(公表しなければならない項目)】		【内訳項目】	病院	有床診療	病棟	施設
年間	新規入院(入院)患者数		○	○	○	
	入院(入院)の場所別	予定入院の患者・院内の他病棟からの転棟患者	○		○	
		救急医療入院の予定外入院の患者	○		○	
		救急医療入院以外の予定外入院の患者	○		○	
		急変による入院患者		○	—	—
		他の急性期医療を担う病院の一般病棟からの受入割合		○	—	—
	在床(在院)患者数(年間)		○	○	○	
	退院(退院)患者数(年間)		○	○	○	

・入院患者数の状況(入院前の場所・退院先の場所別)

【大項目(公表しなければならない項目)】		【内訳項目】	病院	有床診療	病棟	施設
1か月間	新規入院(入院)患者数	入院内の他病棟からの転棟	○	○	○	
		家庭からの入院	○	○	○	
		他の病院、診療所からの転院	○	○	○	
		介護施設、福祉施設からの入院	○	○	○	
		院内の出生	○	○	○	
		その他	○	○	○	
		退院(退院)患者数	○	○	○	
	退院(退院)患者数	入院内の他病棟へ転棟	○	○	○	
		家庭へ退院	○	○	○	
		他の病院、診療所へ転院	○	○	○	
		介護老人保健施設へ入所	○	○	○	
		介護老人福祉施設へ入所	○	○	○	
		社会福祉施設・有料老人ホーム等へ入所	○	○	○	
		死亡退院等	○	○	○	
		その他	○	○	○	

・退院後に在宅医療を必要とする患者の状況

【大項目(公表しなければならない項目)】		【内訳項目】	病院	有床診療	病棟	施設
退院した患者数(1か月間)			○	○	○	
		退院後1か月以内に自院が在宅医療を提供する予定の患者数	○	○	○	
		退院後1か月以内に他施設が在宅医療を提供する予定の患者数	○	○	○	
		退院後1か月以内に在宅医療を必要としない患者数(死亡退院含む)	○	○	○	
		退院後1か月以内の在宅医療の実施予定が不明の患者数	○	○	○	

【具体的な医療の内容】

・幅広い手術の実施状況

【大項目(公表しなければならない項目)】		【内訳項目】	病院	有床診療	病棟	施設
手術総数	臓器別の状況	皮膚・皮下組織	○	○		○
		筋骨格系・四肢・体幹	○	○		○
		神経系・頭蓋	○	○		○
		眼	○	○		○
		耳鼻咽喉	○	○		○
		顔面・口腔・頸部	○	○		○
		胸部	○	○		○
		心・血管	○	○		○
		臓器	○	○		○
		泌尿系・副腎	○	○		○
		性器	○	○		○
		全身麻酔の手術総数	○	○		○
		皮膚・皮下組織	○	○		○
		筋骨格系・四肢・体幹	○	○		○
		神経系・頭蓋	○	○		○
臓器別の状況	臓器別の状況	眼	○	○		○
		耳鼻咽喉	○	○		○
		顔面・口腔・頸部	○	○		○
		胸部	○	○		○
		心・血管	○	○		○
		臓器	○	○		○
		泌尿系・副腎	○	○		○
		性器	○	○		○
		胸腔鏡下手術	○	○		○
		腹腔鏡下手術	○	○		○
		内視鏡手術用支援機器加算	○	○		○

・がん、脳卒中、心筋梗塞等への治療状況

【大項目(公表しなければならない項目)】		【内訳項目】		病状	有床診療	病棟	施設
悪性腫瘍手術				○	○		○
病理組織標本作製				○	○		○
術中迅速病理組織標本作製				○	○		○
放射線治療		放射線治療管理料		○	○		○
		1門照射、対向2門照射又は体外照射を行った場合 非対向2門照射、3門照射又は腔内照射を行った場合 4門以上の照射、運動照射、原対照射又は組織内照射を行った場合	強度変調放射線治療(IMRT)による体外照射を行った場合	○	○		○
			甲状腺癌に対するもの	○	○		○
			甲状腺機能亢進症に対するもの	○	○		○
			固形癌骨転移による疼痛に対するもの	○	○		○
		B細胞性非ホジキンリンパ腫に対するもの	○	○		○	
			1回目	○	○		○
			2回目	○	○		○
			高エネルギー放射線治療	1回目	1門照射又は対向2門照射を行った場合 非対向2門照射又は3門照射を行った場合 4門以上の照射、運動照射又は腔内照射を行った場合	○	○
	2回目	1門照射又は対向2門照射を行った場合 非対向2門照射又は3門照射を行った場合 4門以上の照射、運動照射又は腔内照射を行った場合		○	○		○
	強度変調放射線治療(IMRT)	1回目		○	○		○
	2回目	○		○		○	
	ガンマナイフによる定位放射線治療			○	○		○
	直線加速器による放射線治療(一連につき)		定位放射線治療の場合	○	○		○
			定位放射線治療以外の場合	○	○		○
	全身照射(一連につき)			○	○		○
	電磁波温熱療法(一連につき)		深在性悪性腫瘍に対するもの	○	○		○
		浅在性悪性腫瘍に対するもの	○	○		○	
	体外照射	腔内照射	高線量率イリジウム照射を行った場合又は新型コバルト小線源治療装置を用いた場合	○	○		○
		組織内照射	前立腺癌に対する永久挿入療法	○	○		○
		高線量率イリジウム照射を行った場合又は新型コバルト小線源治療装置を用いた場合	○	○		○	
		その他の場合	○	○		○	
放射線粒子照射(本数に関係なく)			○	○		○	
化学療法				○	○		○
がん患者指導管理料1及び2		がん患者指導管理料1		○	○		○
		がん患者指導管理料2		○	○		○
抗悪性腫瘍剤局所持続注入				○	○		○
肝動脈塞栓を伴う抗悪性腫瘍剤肝動脈内注入				○	○		○

【大項目(公表しなければならない項目)】	【内訳項目】	病院	有床診療	病棟	施設
分娩件数(正常分娩、帝王切開を含む、死産を除く)		○	○	○	
超急性期脳卒中加算		○	○		○
脳血管内手術	脳血管内手術 1箇所	○	○		○
	脳血管内手術 2箇所以上	○	○		○
	脳血管内ステントを用いるもの	○	○		○
	経皮的脳血管形成術	○	○		○
	経皮的選択的脳血栓・血栓溶解術	○	○		○
	経皮的脳血栓回収術	○	○		○
経皮的冠動脈形成術	経皮的冠動脈形成術(急性心筋梗塞)	○	○		○
	経皮的冠動脈形成術(不安定狭心症)	○	○		○
	経皮的冠動脈形成術(その他)	○	○		○
	経皮的冠動脈形成術(高速回転式経皮経管アテレクトミーカテーテル)	○	○		○
	経皮的冠動脈形成術(エキシマレーザー血管形成用カテーテル)	○	○		○
	経皮的冠動脈ステント留置術(急性心筋梗塞)	○	○		○
	経皮的冠動脈ステント留置術(不安定狭心症)	○	○		○
	経皮的冠動脈ステント留置術(その他)	○	○		○
	冠動脈内血栓溶解療法	○	○		○
	経皮的冠動脈血栓吸引術	○	○		○
入院精神療法(Ⅰ)		○	○		○
精神科リエゾンチーム加算		○	○		○

・重症患者への対応状況

【大項目(公表しなければならない項目)】	【内訳項目】	病院	有床診療	病棟	施設
ハイリスク分娩管理加算		○	○		○
ハイリスク妊産婦共同管理料(Ⅱ)		○	○		○
救急搬送診療料		○	○		○
観血的肺動脈圧測定	1時間以内又は1時間につき 2時間を超えた場合	○	○		○
持続経皮的血液濾過		○	○		○
大動脈バルーンポンピング法	初日 2日目以降	○	○		○
経皮的心臓補助法	初日 2日目以降	○	○		○
補助人工心臓・挿入型補助人工心臓	補助人工心臓 初日 2日目以降30日まで 31日目以降	○	○		○
	挿入型補助人工心臓(拍動流型) 初日 2日目以降30日まで 31日目以降90日まで 91日目以降	○	○		○
	挿入型補助人工心臓(非拍動流型) 初日 2日目以降30日まで 31日目以降90日まで 91日目以降	○	○		○
観血内圧持続測定(3時間を超えた場合)		○	○		○
人工心臓	初日 2日目以降	○	○		○
白球交換療法		○	○		○
吸着式血液浄化法		○	○		○
血球成分除去療法		○	○		○
一般病棟用の重症度、医療・看護必要度の評価に用いた評価票の種類		○		○	
重症度、医療・看護必要度の評価において、A得点2点以上かつB得点3点以上の患者割合		○		○	
A得点2点以上の患者割合		○		○	
B得点3点以上の患者割合		○		○	

・救急医療の実施状況

【大項目(公表しなければならない項目)】	【内訳項目】	病院	有床診療	病棟	施設
院内トリアージ実施料		○	○		○
休日夜間救急搬送医学管理料		○	○		○
精神科疾患患者等受入加算		○	○		○
救急医療管理加算1及び2	救急医療管理加算1	○	○		○
	救急医療管理加算2	○	○		○
在宅患者緊急入院診療加算	在宅療養支援病院等の場合	○	○		○
	連携医療機関である場合(上記を除く)	○	○		○
	上記以外の場合	○	○		○
救急搬送患者地域連携紹介加算		○	○		○
地域連携診療計画管理料		○	○		○
救命のための気管内挿管		○	○		○
体表面ベーンシング法又は食道ベーンシング法		○	○		○
非開胸的心マッサージ	30分までの場合	○	○		○
	30分を超えた場合	○	○		○
カウンスラーショック	非医療従事者向け自動除細動器を用いた場合	○	○		○
	その他の場合	○	○		○
心臓穿刺		○	○		○
食道圧迫止血チューブ挿入法		○	○		○
休日に受診した患者延べ数		○	○		○
うち診察後直ちに入院となった患者延べ数		○	○		○
夜間に受診した患者延べ数		○	○		○
うち診察後直ちに入院となった患者延べ数		○	○		○
救急車の受入件数		○	○		○

・急性期後の支援、在宅療養の支援の状況

【大項目(公表しなければならない項目)】	【内訳項目】	病院	有床診療	病棟	施設
退院調整加算1(一般病棟入院基本料等)	14日以内の期間	○	○		○
	15日以上30日以内の期間	○	○		○
	31日以上90日以内の期間	○	○		○
退院調整加算2(療養病棟入院基本料等)	30日以内の期間	○	○		○
	31日以上60日以内の期間	○	○		○
	61日以上120日以内の期間	○	○		○
	121日以上180日以内の期間	○	○		○
救急・在宅等支援(療養)病床初期加算及び有床診療所一般病床初期加算	一般病棟入院基本料	○	○		○
	地域包括ケア病棟入院料	○	○		○
	特定一般病棟入院料	○	○		○
	有床診療所入院基本料	○	○		○
	療養病棟入院基本料	○	○		○
	有床診療所療養病床入院基本料	○	○		○
救急搬送患者地域連携受入加算		○	○		○
地域連携診療計画退院時指導料(Ⅰ)		○	○		○
退院時共同指導料2		○	○		○
介護支援連携指導料		○	○		○
退院時リハビリテーション指導料		○	○		○
退院前訪問指導料		○	○		○

・全身管理の状況

【大項目(公表しなければならない項目)】	【内訳項目】	病院	有床診療	病棟	施設
中心静脈注射		○	○		○
呼吸心拍監視	1時間以内又は1時間につき	○	○		○
	3時間を超えた場合	○	○		○
	7日以内の場合	○	○		○
	7日を超え14日以内の場合	○	○		○
	14日を超えた場合	○	○		○
酸素吸入		○	○		○
観血的動脈圧測定(1時間を超えた場合)		○	○		○
ドレーン法、胸腔若しくは腹腔洗浄	ドレーン法(ドレナージ)	○	○		○
	持続的吸引を行うもの	○	○		○
	その他のもの	○	○		○
	胸腔穿刺(洗浄、注入及び排液を含む)	○	○		○
	腹腔穿刺(洗浄、注入及び排液を含む)	○	○		○
人工呼吸(5時間を超えた場合)		○	○		○
人工腎臓、腹膜透析	人工腎臓	○	○		○
	慢性維持透析を行った場合	○	○		○
	4時間未満の場合	○	○		○
	4時間以上5時間未満の場合	○	○		○
	5時間以上の場合	○	○		○
	慢性維持透析濾過(複様なもの)を行った場合	○	○		○
	その他の場合	○	○		○
	腹膜透析	○	○		○
	連続換流式腹膜透析	○	○		○
	その他の腹膜透析	○	○		○
経管栄養カテーテル交換法		○	○		○

・疾患に応じたりハビリテーション・早期からのリハビリテーションの実施状況

【大項目(公表しなければならない項目)】		【内訳項目】		病院	有床診療	病棟	施設
疾患別リハビリテーション料				○	○		○
心大血管疾患等リハビリテーション料	心大血管疾患等リハビリテーション料	心大血管疾患等リハビリテーション料(Ⅰ)		○	○		○
		心大血管疾患等リハビリテーション料(Ⅱ)		○	○		○
	脳血管疾患等リハビリテーション料	脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅰ)	適用症候群以外の場合	○	○		○
			適用症候群の場合	○	○		○
		脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅱ)	適用症候群以外の場合	○	○		○
			適用症候群の場合	○	○		○
	脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅲ)	適用症候群以外の場合	○	○		○	
		適用症候群の場合	○	○		○	
	運動器リハビリテーション料	運動器リハビリテーション料(Ⅰ)		○	○		○
		運動器リハビリテーション料(Ⅱ)		○	○		○
	運動器リハビリテーション料(Ⅲ)		○	○		○	
呼吸器リハビリテーション料	呼吸器リハビリテーション料(Ⅰ)		○	○		○	
	呼吸器リハビリテーション料(Ⅱ)		○	○		○	
難病患者リハビリテーション料			○	○		○	
障害児(者)リハビリテーション料	6歳未満の患者の場合		○	○		○	
		6歳以上18歳未満の患者の場合	○	○		○	
		18歳以上の患者の場合	○	○		○	
がん患者リハビリテーション料			○	○		○	
認知症患者リハビリテーション料			○	○		○	
早期リハビリテーション加算(リハビリテーション料)				○	○		○
初期加算(リハビリテーション料)				○	○		○
摂食機能療法				○	○		○
リハビリテーション充実加算(回復期リハビリテーション病棟入院料)				○	○		○
体制強化加算(回復期リハビリテーション病棟入院料)				○	○		○
休日リハビリテーション提供体制加算(回復期リハビリテーション病棟入院料)				○	○		○
入院時訪問指導加算(リハビリテーション総合計画評価料)				○	○		○
リハビリテーションを受ける状態にある患者の割合				○	○		○
平均リハ単位数(1患者1日当たり)				○	○		○
過去1年間の経過療患者数				○	○		○
うち入院時の日常生活機能評価が10点以上の患者数				○	○		○
うち退院時の日常生活機能評価が、入院時に比較して4点以上(※)改善していた患者数							
※回復期リハビリテーション病棟入院料2または3の場合は3点以上				○	○		○

・長期療養患者の受入状況

【大項目(公表しなければならない項目)】		【内訳項目】	病院	有床診療	病棟	施設
療養病棟入院基本料1、2(A～I)			○	○		○
増徴評価実施加算(療養病棟入院基本料、有床診療所療養病床入院基本料)			○	○		○
重症褥瘡処置			○	○		○
重症皮膚潰瘍管理加算			○	○		○

・重症の障害児等の受入状況

【大項目(公表しなければならない項目)】		【内訳項目】	病院	有床診療	病棟	施設
難病等特別入院診療加算			○	○		○
特殊疾患入院施設管理加算			○	○		○
超重症児(者)入院診療加算・準超重症児(者)入院診療加算			○	○		○
強度行動障害入院医療管理加算			○	○		○
難病患者リハ、障害児(者)リハ(再掲)			○	○		○

地域医療構想の策定及び実現に必要な情報（データ）

1 推計の前提となる現状の入院受療に関する基礎データ（P12～P21）

平成 37 年（2025 年）における病床の機能区分（高度急性期機能、急性期機能、回復期機能及び慢性期機能）ごとの医療需要（推計入院患者数）を推計するために、構想区域ごとの基礎データを厚生労働省が示す。基本となるデータは、平成 25（2013）年度の NDB のレセプトデータ及び DPC データに基づく構想区域ごとの性年齢階級別入院受療率である。病床の機能区分ごとの入院受療率を求めるために、高度急性期、急性期及び回復期については、患者に対して行われた診療行為を診療報酬の出来高点数で換算した値（「医療資源投入量」という。）を主に用い、また慢性期については、療養病床の入院受療率を主に用いる。

2 平成 37 年（2025 年）における二次医療圏別の人口推計（表 1）

※出典：国立社会保障・人口問題研究所による『日本の地域別将来推計人口（平成 25 年（2013 年）3 月中位推計）』

構想区域の設定や、病床の機能区分ごとの医療需要の推計の基礎となる。

また、平成 42 年（2040 年）の人口推計も掲載する。

3 病床機能報告制度に基づく医療提供体制の状況（P50～P55）

医療機関が選択した現在及び将来にわたって担うとしている病床の機能区分ごとの病床数、構造設備や人員配置、具体的な医療の内容について、病床機能報告制度により報告された内容をもとに地域別、医療機関別に示す。

4 病床の機能区分ごとの医療需要に対する医療供給（医療提供体制）の状況（表 2）

病床の機能区分（高度急性期機能、急性期機能、回復期機能及び慢性期機能）ごとに、平成 37 年（2025 年）における医療需要に関して、患者住所地別の需要及び現在の医療提供体制が変わらないと仮定した推定供給数を示すこととする。

なお、同一都道府県内においては、現在の二次医療圏別の上記の状況の把握が可能なマトリックス表を提供するとともに、都道府県別にも同様のマトリックス表を提供することが必要となる。

5 疾病別の医療需要に対する医療供給（医療提供体制）の状況（表 3）

医療計画においては、がん、脳卒中、急性心筋梗塞に関して、地域連携パスの作成等による医療提供体制の構築を促しているところであるが、これを更に推進するためには、各医療機関が自主的に取り組む際に参考となる主な疾病に関する情報が必要となる。

6 疾病別のアクセスマップと人口カバー率（表4）

がん、脳卒中、急性心筋梗塞の3疾病について、治療を行っている医療機関までの移動時間を解析したアクセスマップを示す。これにより、入院医療へのアクセスのしやすさを検討することが可能となる。

7 介護保険関係の整備状況（表5）

医療提供体制は、単に入院医療の機能の分化や連携だけではなく、地域包括ケアシステムとの一体的な整備によって、住民にとって安心なものとなるだけではなく、関係者にとっても効率的な医療の提供が可能なものとなる。

このため、介護保険施設の整備状況等についてのデータを介護担当部局と連携して把握しておく必要がある。また、小児や障害者など介護保険の対象でない患者に関しても、福祉担当部局と連携して同様に整備することを目指す必要がある。

表1

二次医療圏別人口データ

都道府県名	三 次 医療圏数	二 次 医療圏数	人 口 総数 (単位: 人)			人 口 65歳以上 (単位: 人)			人 口 75歳以上 (単位: 人)		
			2010年	2025年	2040年	2010年	2025年	2040年	2010年	2025年	2040年
			(100.0)	(90.1)	(76.1)	(100.0)	(126.1)	(125.5)	(100.0)	(152.5)	(156.4)
北 海 道	6医療圏	21医療圏 (対2010年指数)	5,506,419 (100.0)	4,959,984 (90.1)	4,190,073 (76.1)	1,360,458 (100.0)	1,716,195 (126.1)	1,707,328 (125.5)	671,402 (100.0)	1,024,035 (152.5)	1,050,067 (156.4)
		南渡島	402,525 (100.0)	333,448 (82.8)	260,233 (64.7)	110,787 (100.0)	122,223 (110.3)	108,787 (98.2)	55,781 (100.0)	71,920 (128.9)	65,118 (116.7)
		南檜山	26,282 (100.0)	19,126 (72.8)	13,061 (49.7)	8,624 (100.0)	8,448 (98.0)	6,429 (74.5)	4,603 (100.0)	5,158 (112.1)	4,235 (92.0)
	道 南	北渡島檜山	41,058 (100.0)	32,222 (78.5)	24,505 (59.7)	12,926 (100.0)	12,953 (100.2)	10,434 (80.7)	7,225 (100.0)	7,778 (107.7)	6,903 (95.5)
		札幌	2,342,338 (100.0)	2,293,364 (97.9)	2,066,933 (88.2)	484,042 (100.0)	728,150 (150.4)	820,072 (169.4)	228,501 (100.0)	430,119 (188.2)	497,474 (217.7)
		後志	232,840 (100.0)	183,571 (78.8)	135,791 (58.7)	71,911 (100.0)	72,271 (100.5)	60,045 (83.5)	37,615 (100.0)	44,268 (117.7)	36,651 (97.4)
	道 央	南空知	181,886 (100.0)	144,999 (79.7)	109,303 (60.1)	55,978 (100.0)	59,309 (106.0)	50,338 (89.9)	29,481 (100.0)	36,393 (123.4)	32,642 (110.7)
		中空知	118,662 (100.0)	91,602 (77.2)	66,971 (56.4)	39,183 (100.0)	38,812 (99.1)	31,072 (79.3)	20,382 (100.0)	24,465 (120.0)	20,168 (99.0)
		北空知	35,706 (100.0)	27,113 (75.9)	19,239 (53.9)	12,729 (100.0)	12,528 (98.4)	9,826 (77.2)	6,834 (100.0)	8,164 (119.5)	6,672 (97.6)
		西胆振	200,231 (100.0)	170,061 (84.9)	136,598 (68.2)	59,747 (100.0)	63,533 (106.3)	54,006 (90.4)	29,229 (100.0)	40,045 (137.0)	33,215 (113.6)
		東胆振	216,058 (100.0)	197,344 (91.3)	168,979 (78.2)	50,437 (100.0)	64,877 (128.6)	62,916 (124.7)	23,842 (100.0)	37,372 (156.7)	37,573 (157.6)
		日高	75,321 (100.0)	60,568 (80.4)	46,415 (61.6)	20,510 (100.0)	21,937 (107.0)	19,110 (93.2)	10,711 (100.0)	12,850 (120.0)	11,860 (110.7)
		上川中部	403,246 (100.0)	353,914 (87.8)	288,102 (71.4)	109,770 (100.0)	133,714 (121.8)	124,901 (113.8)	54,067 (100.0)	81,624 (151.0)	78,056 (144.4)
		上川北部	71,630 (100.0)	59,011 (82.4)	46,889 (65.5)	22,117 (100.0)	22,273 (100.7)	18,710 (84.6)	11,811 (100.0)	13,925 (117.9)	11,943 (101.1)
	道 北	富良野	45,489 (100.0)	39,091 (85.9)	32,141 (70.7)	12,206 (100.0)	13,357 (109.4)	12,542 (102.8)	6,463 (100.0)	8,023 (124.1)	7,642 (118.2)
		留萌	53,105 (100.0)	40,151 (75.6)	28,567 (53.8)	16,897 (100.0)	16,979 (100.5)	13,578 (80.4)	8,857 (100.0)	10,482 (118.3)	8,847 (99.9)
		宗谷	73,447 (100.0)	59,908 (81.6)	46,508 (63.3)	19,374 (100.0)	21,663 (111.8)	18,783 (96.9)	9,876 (100.0)	12,456 (126.1)	11,774 (119.2)
		北網	233,658 (100.0)	202,032 (86.5)	163,862 (70.1)	61,305 (100.0)	74,071 (120.8)	69,555 (113.5)	31,238 (100.0)	44,501 (142.5)	44,376 (142.1)
		遠紋	76,351 (100.0)	60,635 (79.4)	45,905 (60.1)	23,431 (100.0)	23,849 (101.8)	19,833 (84.6)	12,332 (100.0)	14,560 (118.1)	12,738 (103.3)
	十 勝	十勝	348,597 (100.0)	317,110 (91.0)	272,361 (78.1)	86,982 (100.0)	108,226 (124.4)	108,714 (125.0)	43,662 (100.0)	64,569 (147.9)	67,876 (155.5)
		釧路	247,320 (100.0)	204,457 (82.7)	158,284 (64.0)	63,039 (100.0)	74,441 (118.1)	66,033 (104.7)	30,072 (100.0)	42,784 (142.3)	41,080 (136.6)
		根室	80,569 (100.0)	70,267 (87.2)	58,426 (72.5)	18,463 (100.0)	22,581 (122.3)	21,644 (117.2)	8,820 (100.0)	12,569 (142.5)	13,224 (149.9)
青 森 県	6医療圏	6医療圏	1,373,339 (100.0)	1,161,431 (84.6)	932,028 (67.9)	354,288 (100.0)	415,361 (117.2)	387,165 (109.3)	180,428 (100.0)	237,096 (131.4)	240,019 (133.0)
		津軽地域	305,342 (100.0)	258,423 (84.6)	208,632 (68.3)	81,017 (100.0)	90,581 (111.8)	83,109 (102.6)	42,140 (100.0)	51,676 (122.6)	51,137 (121.4)
		八戸地域	335,415 (100.0)	290,563 (86.6)	237,823 (70.9)	82,476 (100.0)	102,616 (124.4)	99,233 (120.3)	40,489 (100.0)	58,502 (144.5)	61,318 (151.4)
		青森地域	325,458 (100.0)	275,028 (84.5)	218,394 (67.1)	80,081 (100.0)	95,962 (119.8)	90,428 (112.9)	39,593 (100.0)	54,282 (137.1)	54,739 (138.3)
		西北五地域	143,817 (100.0)	112,589 (78.3)	84,405 (58.7)	43,592 (100.0)	45,051 (103.3)	38,362 (88.0)	23,513 (100.0)	26,230 (111.6)	24,866 (105.8)
		上十三地域	183,764 (100.0)	158,286 (86.1)	129,992 (70.7)	46,452 (100.0)	56,442 (121.5)	53,376 (114.9)	24,166 (100.0)	32,533 (134.6)	33,829 (140.0)
		下北地域	79,543 (100.0)	66,542 (83.7)	52,782 (66.4)	20,670 (100.0)	24,709 (119.5)	22,657 (109.6)	10,525 (100.0)	13,873 (131.8)	14,130 (134.3)

※人口の下の数値は、
2010年を100とした場合の各年の指数

表1

二次医療圏別人口データ

都道府県名	三 次 医療圏数	二 次 医療圏数	人 口 総数 (単位: 人)			人 口 65歳以上 (単位: 人)			人 口 75歳以上 (単位: 人)		
			2010年	2025年	2040年	2010年	2025年	2040年	2010年	2025年	2040年
岩 手 県		9医療圏	1,330,147 (100.0)	1,139,825 (85.7)	938,104 (70.5)	361,968 (100.0)	404,081 (111.6)	372,672 (103.0)	192,912 (100.0)	234,263 (121.4)	233,769 (121.2)
		盛岡	481,699 (100.0)	441,523 (91.7)	382,024 (79.3)	109,149 (100.0)	140,277 (128.5)	143,452 (131.4)	55,464 (100.0)	79,399 (143.2)	87,853 (158.4)
		岩手中部	230,509 (100.0)	201,820 (87.6)	169,316 (73.5)	62,719 (100.0)	68,946 (109.9)	63,548 (101.3)	33,670 (100.0)	40,166 (119.3)	38,801 (115.2)
		胆江	141,071 (100.0)	120,791 (85.6)	99,876 (70.8)	40,374 (100.0)	43,603 (108.0)	38,964 (96.5)	22,210 (100.0)	25,322 (114.0)	24,738 (111.4)
		両磐	135,987 (100.0)	111,368 (81.9)	87,610 (64.4)	41,238 (100.0)	43,346 (105.1)	36,798 (89.2)	23,655 (100.0)	25,054 (105.9)	24,259 (102.6)
		気仙	70,227 (100.0)	54,397 (77.5)	41,268 (58.8)	23,097 (100.0)	22,610 (97.9)	19,315 (83.6)	12,472 (100.0)	13,982 (112.1)	12,639 (101.3)
		釜石	54,850 (100.0)	40,140 (73.2)	29,389 (53.6)	18,721 (100.0)	16,713 (89.3)	13,216 (70.6)	9,786 (100.0)	10,041 (102.6)	8,411 (85.9)
		宮古	92,694 (100.0)	71,507 (77.1)	53,425 (57.6)	29,686 (100.0)	29,269 (98.6)	23,699 (79.8)	15,488 (100.0)	17,731 (114.5)	15,245 (98.4)
		久慈	62,505 (100.0)	50,510 (80.8)	39,079 (62.5)	17,551 (100.0)	19,488 (111.0)	17,395 (99.1)	9,355 (100.0)	11,089 (118.5)	11,180 (119.5)
		二戸	60,605 (100.0)	47,769 (78.8)	36,117 (59.6)	19,433 (100.0)	19,829 (102.0)	16,285 (83.8)	10,812 (100.0)	11,478 (106.2)	10,643 (98.4)
宮 城 県		4医療圏	2,348,165 (100.0)	2,210,121 (94.1)	1,972,577 (84.0)	524,402 (100.0)	678,155 (129.3)	714,943 (136.3)	266,712 (100.0)	384,733 (144.3)	429,396 (161.0)
		仙南	183,679 (100.0)	159,606 (86.9)	132,652 (72.2)	48,686 (100.0)	58,011 (119.2)	52,820 (108.5)	27,034 (100.0)	33,081 (122.4)	34,216 (126.6)
		仙台	1,490,098 (100.0)	1,487,516 (99.8)	1,386,041 (93.0)	287,901 (100.0)	416,323 (144.6)	484,175 (168.2)	136,803 (100.0)	237,965 (173.9)	282,560 (206.5)
		大崎・栗原	285,721 (100.0)	242,465 (84.9)	197,315 (69.1)	79,016 (100.0)	87,894 (111.2)	75,841 (96.0)	45,256 (100.0)	47,950 (106.0)	48,623 (107.4)
		石巻・登米・気仙沼	388,667 (100.0)	320,534 (82.5)	255,569 (66.0)	108,819 (100.0)	115,927 (106.5)	102,107 (93.8)	57,619 (100.0)	65,737 (114.1)	63,997 (111.1)
秋 田 県		8医療圏	1,085,997 (100.0)	883,224 (81.4)	699,814 (64.4)	321,027 (100.0)	352,577 (109.8)	306,433 (95.5)	175,335 (100.0)	205,417 (117.2)	199,096 (113.6)
		大館・鹿角	119,473 (100.0)	96,716 (81.0)	75,337 (63.1)	38,596 (100.0)	38,844 (100.6)	32,223 (83.5)	20,899 (100.0)	23,413 (112.0)	20,909 (100.0)
		北秋田	39,114 (100.0)	28,555 (73.0)	19,876 (50.8)	14,472 (100.0)	13,514 (93.4)	9,975 (68.9)	8,180 (100.0)	8,318 (101.7)	6,972 (85.2)
		能代・山本	90,028 (100.0)	69,428 (77.1)	50,744 (56.4)	30,279 (100.0)	30,600 (101.1)	24,427 (80.7)	16,720 (100.0)	18,444 (110.3)	16,165 (96.7)
		秋田周辺	416,186 (100.0)	359,151 (86.3)	290,720 (69.9)	106,409 (100.0)	131,483 (123.6)	125,337 (117.8)	54,719 (100.0)	76,119 (139.1)	78,762 (143.9)
		由利本荘・にかほ	112,773 (100.0)	93,758 (83.1)	74,470 (66.0)	32,836 (100.0)	36,504 (111.2)	31,157 (94.9)	18,130 (100.0)	21,055 (116.1)	20,550 (113.3)
		大仙・仙北	139,543 (100.0)	111,415 (79.8)	85,463 (61.2)	44,699 (100.0)	46,048 (103.0)	37,299 (83.4)	25,503 (100.0)	26,655 (104.5)	24,988 (98.0)
		横手	98,367 (100.0)	80,422 (81.8)	63,466 (64.5)	30,880 (100.0)	32,630 (105.7)	27,247 (88.2)	17,832 (100.0)	18,635 (104.5)	18,089 (101.4)
		湯沢・雄勝	70,513 (100.0)	53,779 (76.3)	39,738 (56.4)	22,856 (100.0)	22,954 (100.4)	18,768 (82.1)	13,352 (100.0)	12,778 (95.7)	12,661 (94.8)
山 形 県		4医療圏	1,168,924 (100.0)	1,005,850 (85.0)	835,554 (71.5)	322,689 (100.0)	358,808 (111.2)	328,545 (101.8)	180,598 (100.0)	206,772 (114.5)	209,535 (116.0)
		村山	563,473 (100.0)	504,022 (89.4)	432,937 (76.8)	148,482 (100.0)	172,819 (116.4)	165,239 (111.3)	82,316 (100.0)	100,421 (122.0)	104,725 (127.2)
		最上	84,319 (100.0)	67,536 (80.1)	52,572 (62.3)	24,816 (100.0)	26,545 (107.0)	22,257 (89.7)	14,319 (100.0)	14,646 (102.3)	15,028 (105.0)
		置賜	226,989 (100.0)	190,869 (84.1)	156,405 (68.9)	63,729 (100.0)	67,573 (106.0)	60,450 (94.9)	36,276 (100.0)	38,523 (106.2)	38,456 (106.0)
		庄内	294,143 (100.0)	243,423 (82.8)	193,640 (65.8)	85,662 (100.0)	91,871 (107.2)	80,599 (94.1)	47,688 (100.0)	53,182 (111.5)	51,326 (107.6)

※人口の下数字は、
2010年を100とした場合の各年の指数

表1

二次医療圏別人口データ

都道府県名	二次医療圏数	二次医療圏名	人口 総数(単位:人)			人口 65歳以上(単位:人)			人口 75歳以上(単位:人)		
			2010年	2025年	2040年	2010年	2025年	2040年	2010年	2025年	2040年
福島県		7医療圏	2,029,064 (100.0)	1,780,166 (87.7)	1,485,158 (73.2)	504,451 (100.0)	614,859 (121.9)	583,952 (115.8)	274,680 (100.0)	344,208 (125.3)	365,202 (133.0)
		県北	497,059			124,128					
		県中	551,745			121,257					
		県南	150,117			35,660					
		会津	262,051			76,461					
		南会津	29,893			11,018					
		相双	195,950			50,417					
		いわき	342,249			85,510					
茨城県		9医療圏	2,969,770 (100.0)	2,764,115 (93.1)	2,422,744 (81.6)	668,189 (100.0)	862,048 (129.0)	881,722 (132.0)	316,515 (100.0)	493,012 (155.8)	513,183 (162.1)
		水戸	474,770 (100.0)	447,379 (94.2)	398,117 (83.9)	109,127 (100.0)	139,210 (127.6)	146,075 (133.9)	54,307 (100.0)	80,487 (148.2)	86,695 (159.6)
		日立	271,172 (100.0)	235,892 (87.0)	192,453 (71.0)	68,924 (100.0)	80,679 (117.1)	77,376 (112.3)	31,301 (100.0)	48,176 (153.9)	46,179 (147.5)
		常陸大田・ ひたちなか	370,239 (100.0)	341,119 (92.1)	298,826 (80.7)	90,376 (100.0)	110,698 (122.5)	115,045 (127.3)	44,901 (100.0)	64,185 (142.9)	67,589 (150.5)
		鹿行	279,189 (100.0)	259,918 (93.1)	228,049 (81.7)	61,395 (100.0)	80,210 (130.6)	79,099 (128.8)	29,052 (100.0)	43,628 (150.2)	45,493 (156.6)
		土浦	267,079 (100.0)	244,151 (91.4)	209,303 (78.4)	62,590 (100.0)	79,143 (126.4)	79,840 (127.6)	29,815 (100.0)	46,650 (156.5)	47,011 (157.7)
		つくば	324,371 (100.0)	334,161 (103.0)	323,255 (99.7)	59,308 (100.0)	84,109 (141.8)	100,038 (168.7)	28,521 (100.0)	47,225 (165.6)	54,751 (192.0)
		取手・ 竜ヶ崎	473,930 (100.0)	448,887 (94.7)	392,725 (82.9)	101,502 (100.0)	142,011 (139.9)	143,824 (141.7)	41,896 (100.0)	82,514 (196.9)	82,439 (196.8)
		筑西・下妻	274,787 (100.0)	241,947 (88.0)	202,409 (73.7)	64,421 (100.0)	79,615 (123.6)	75,686 (117.5)	33,343 (100.0)	43,765 (131.3)	45,280 (135.8)
		古河・坂東	234,233 (100.0)	210,661 (89.9)	177,607 (75.8)	50,546 (100.0)	66,373 (131.3)	64,739 (128.1)	23,379 (100.0)	36,382 (155.6)	37,746 (161.5)
栃木県		6医療圏	2,007,683 (100.0)	1,867,192 (93.0)	1,643,368 (81.9)	442,970 (100.0)	575,477 (129.9)	596,473 (134.7)	218,064 (100.0)	322,360 (147.8)	346,950 (159.1)
		県北	393,065 (100.0)	364,184 (92.7)	320,378 (81.5)	88,013 (100.0)	116,579 (132.5)	119,287 (135.5)	45,694 (100.0)	63,762 (139.5)	71,512 (156.5)
		県西	192,414 (100.0)	168,575 (87.6)	140,299 (72.9)	48,766 (100.0)	57,900 (118.7)	56,129 (115.1)	25,368 (100.0)	33,038 (130.2)	33,907 (133.7)
		宇都宮	511,739 (100.0)	503,047 (98.3)	464,117 (90.7)	101,612 (100.0)	140,255 (138.0)	160,174 (157.6)	46,449 (100.0)	80,407 (173.1)	89,447 (192.6)
		県東	149,779 (100.0)	136,092 (90.9)	118,492 (79.1)	33,012 (100.0)	43,339 (131.3)	42,344 (128.3)	17,864 (100.0)	23,247 (130.1)	26,007 (145.6)
		県南	484,907 (100.0)	454,501 (93.7)	401,261 (82.8)	102,561 (100.0)	137,386 (134.0)	142,382 (138.8)	48,840 (100.0)	75,321 (154.2)	82,113 (168.1)
		両毛	275,779 (100.0)	240,793 (87.3)	198,821 (72.1)	69,006 (100.0)	80,018 (116.0)	76,157 (110.4)	33,849 (100.0)	46,585 (137.6)	43,964 (129.9)

※人口の下数字は、
2010年を100とした場合の各年の指数

表1

二次医療圏別人口データ

都道府県名	三 次 医療圏数	二 次 医療圏数	人口 総数 (単位: 人)			人口 65歳以上 (単位: 人)			人口 75歳以上 (単位: 人)		
			2010年	2025年	2040年	2010年	2025年	2040年	2010年	2025年	2040年
			(100.0)	(92.5)	(81.2)	(100.0)	(122.8)	(126.0)	(100.0)	(146.7)	(147.3)
群馬県		10医療圏	2,068,068	1,857,908	1,629,974	473,552	581,686	596,440	234,466	343,916	345,318
		前橋	340,291	317,897	280,179	80,171	100,226	104,455	39,835	59,907	61,769
		高崎・安中	432,379	413,783	373,864	101,696	127,189	134,847	49,813	76,519	77,467
		渋川	117,501	106,385	91,425	28,845	35,795	34,962	14,669	20,710	21,388
		藤岡	71,633	63,687	53,410	18,083	21,804	21,137	9,147	12,917	12,650
		富岡	77,022	64,815	52,124	22,224	25,110	22,677	12,278	14,958	14,561
		吾妻	61,109	49,068	37,581	19,042	20,318	17,669	10,570	12,145	11,559
		沼田	89,032	74,302	59,825	25,444	28,203	25,351	14,352	16,304	16,308
		伊勢崎	244,757	240,208	223,149	48,511	64,055	73,461	23,274	36,560	40,171
		桐生	173,603	148,925	120,873	46,350	51,090	47,862	22,765	31,292	27,714
		太田・館林	400,741	378,838	337,544	83,186	107,896	113,919	37,763	62,604	61,731
			(100.0)	(94.5)	(84.2)	(100.0)	(129.7)	(136.9)	(100.0)	(165.8)	(163.5)
埼玉県		10医療圏	7,194,556	6,991,046	6,304,607	1,470,252	1,982,496	2,201,641	589,178	1,176,765	1,198,031
		南部	756,087	765,610	722,948	140,746	180,000	223,617	55,692	105,676	110,492
		南西部	689,961	698,833	658,180	132,521	176,258	216,395	50,030	108,489	111,817
		東部	1,118,182	1,038,980	975,469	223,322	305,697	341,159	77,575	187,072	178,751
		さいたま	1,222,434	1,240,702	1,168,491	235,360	323,951	394,935	98,514	190,612	211,494
		県央	529,658	510,256	453,143	110,635	150,626	162,588	41,613	89,958	88,837
		川越比企	799,470	761,534	671,417	169,873	232,854	239,760	67,973	137,508	134,652
		西部	788,545	753,821	665,211	168,219	233,856	250,676	67,541	141,988	145,730
		利根	659,459	604,461	510,384	144,841	197,566	192,328	61,005	113,085	111,728
		北部	522,534	477,922	409,173	114,532	149,433	151,357	53,212	83,992	86,865
		秩父	108,226	88,927	70,191	30,203	32,255	28,826	16,023	18,405	17,665
			(100.0)	(82.2)	(64.9)	(100.0)	(106.8)	(95.4)	(100.0)	(114.9)	(110.2)
千葉県		9医療圏	6,216,289	5,987,027	5,358,191	1,339,293	1,797,765	1,956,478	562,692	1,082,206	1,095,361
		千葉	961,749	966,503	886,472	205,941	294,069	332,845	80,830	184,110	187,747
		東葛南部	1,710,000	1,692,211	1,568,300	324,059	437,841	534,184	126,160	266,302	278,533
		東葛北部	1,341,961	1,321,842	1,199,242	284,655	388,617	431,184	112,694	240,149	239,493
		印旛	704,476	686,101	614,625	139,807	208,390	219,176	56,309	117,799	124,581
		香取海浜	299,558	247,264	193,353	81,813	90,932	79,984	43,300	51,505	49,303
		山武長生夷隅	455,111	398,473	326,381	121,189	149,574	139,277	60,511	87,169	86,311
		安房	136,110	114,000	91,013	46,168	48,217	40,583	25,046	30,426	25,720
		君津	326,908	298,648	253,697	76,534	98,106	96,634	34,111	57,822	56,574
		市原	280,416	261,985	225,108	59,127	82,019	82,611	23,731	46,924	47,099
			(100.0)	(93.4)	(80.3)	(100.0)	(138.7)	(139.7)	(100.0)	(197.7)	(198.5)

※人口の下の子数字は、
2010年を100とした場合の各年の指数

表1

二次医療圏別人口データ

都道府県名	三 次 医療圏数	二 次 医療圏数	人口 総数(単位:人)			人口 65歳以上(単位:人)			人口 75歳以上(単位:人)		
			2010年	2025年	2040年	2010年	2025年	2040年	2010年	2025年	2040年
			(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
東京都		13医療圏	13,159,388	13,178,672	12,307,641	2,679,266	3,322,479	4,117,563	1,234,085	1,977,426	2,139,104
			(100.0)	(100.1)	(93.5)	(100.0)	(124.0)	(153.7)	(100.0)	(160.2)	(173.3)
		区中央部	757,562	795,712	758,202	144,205	175,335	248,378	69,646	100,372	116,946
			(100.0)	(105.0)	(100.1)	(100.0)	(121.6)	(172.2)	(100.0)	(144.1)	(167.9)
		区南部	1,058,675	1,074,021	1,016,459	212,116	257,518	318,965	98,201	150,835	158,418
			(100.0)	(101.4)	(96.0)	(100.0)	(121.4)	(150.4)	(100.0)	(153.6)	(161.3)
		区西南部	1,349,960	1,361,068	1,281,960	253,427	313,972	418,983	125,994	184,719	215,734
			(100.0)	(100.8)	(95.0)	(100.0)	(123.9)	(165.3)	(100.0)	(146.6)	(171.2)
		区西部	1,190,628	1,164,925	1,067,142	249,524	305,291	372,670	122,872	184,325	199,846
			(100.0)	(97.8)	(89.6)	(100.0)	(122.3)	(149.4)	(100.0)	(150.0)	(162.6)
		区西北部	1,872,170	1,901,726	1,771,023	387,534	506,287	631,409	183,791	303,812	339,650
			(100.0)	(101.6)	(94.6)	(100.0)	(130.6)	(162.9)	(100.0)	(165.3)	(184.8)
		区東北部	1,329,308	1,243,907	1,098,218	293,580	329,439	373,140	130,018	197,230	189,879
			(100.0)	(93.6)	(82.6)	(100.0)	(112.2)	(127.1)	(100.0)	(151.7)	(146.0)
		区東部	1,387,392	1,432,511	1,402,683	264,078	304,877	404,762	111,560	176,385	190,519
			(100.0)	(103.3)	(101.1)	(100.0)	(115.4)	(153.3)	(100.0)	(158.1)	(170.8)
神奈川県		西多摩	395,785	361,840	310,059	90,491	111,621	116,918	40,893	66,326	65,710
			(100.0)	(91.4)	(78.3)	(100.0)	(123.4)	(129.2)	(100.0)	(162.2)	(160.7)
		南多摩	1,419,575	1,441,077	1,353,199	296,026	394,817	466,146	124,397	240,831	251,698
			(100.0)	(101.5)	(95.3)	(100.0)	(133.4)	(157.5)	(100.0)	(193.6)	(202.3)
		北多摩西部	641,246	638,003	590,212	131,728	170,607	201,920	57,668	101,490	107,803
			(100.0)	(99.5)	(92.0)	(100.0)	(129.5)	(153.3)	(100.0)	(176.0)	(186.9)
		北多摩南部	1,001,519	1,016,764	965,375	190,528	249,271	324,757	91,373	148,541	171,992
			(100.0)	(101.5)	(96.4)	(100.0)	(130.8)	(170.5)	(100.0)	(162.6)	(188.2)
		北多摩北部	727,753	723,675	674,402	157,858	194,724	232,048	73,249	117,531	126,411
			(100.0)	(99.4)	(92.7)	(100.0)	(123.4)	(147.0)	(100.0)	(160.5)	(172.6)
		島しょ	27,815	23,443	18,707	8,171	8,720	7,467	4,423	5,029	4,498
			(100.0)	(84.3)	(67.3)	(100.0)	(106.7)	(91.4)	(100.0)	(113.7)	(101.7)
		11医療圏	9,048,331	9,009,667	8,343,495	1,830,010	2,447,904	2,918,907	793,517	1,485,344	1,592,350
			(100.0)	(99.6)	(92.2)	(100.0)	(133.8)	(159.5)	(100.0)	(187.2)	(200.7)
		横浜北部	1,518,277	1,608,309	1,575,909	259,097	386,205	526,090	114,930	227,958	283,720
			(100.0)	(105.9)	(103.8)	(100.0)	(149.1)	(203.1)	(100.0)	(198.4)	(246.9)
		横浜西部	1,109,522	1,038,394	991,686	243,736	318,461	369,807	108,273	200,648	209,489
			(100.0)	(98.1)	(89.4)	(100.0)	(130.7)	(151.7)	(100.0)	(185.3)	(193.5)
		横浜南部	1,060,974	1,017,084	899,242	238,472	309,005	342,312	104,535	191,071	193,034
			(100.0)	(95.9)	(84.8)	(100.0)	(129.6)	(143.5)	(100.0)	(182.8)	(184.7)
		川崎北部	820,047	878,812	868,173	134,179	203,284	282,936	57,995	120,126	149,523
			(100.0)	(107.2)	(105.9)	(100.0)	(151.5)	(210.9)	(100.0)	(207.1)	(257.8)
		川崎南部	605,465	623,803	607,414	106,085	130,200	171,475	48,105	75,080	82,869
			(100.0)	(103.0)	(100.3)	(100.0)	(122.7)	(161.6)	(100.0)	(156.1)	(172.3)
		横浜・三浦	732,059	666,951	569,572	193,143	216,902	220,241	90,643	137,646	123,338
			(100.0)	(91.1)	(77.8)	(100.0)	(112.3)	(114.0)	(100.0)	(151.9)	(136.1)
		湘南東部	692,410	695,166	649,635	141,166	184,624	220,655	60,572	111,714	117,373
			(100.0)	(100.4)	(93.8)	(100.0)	(130.8)	(156.3)	(100.0)	(184.4)	(193.8)
		湘南西部	594,518	571,974	508,511	126,574	172,569	186,502	53,400	104,268	105,770
			(100.0)	(96.2)	(85.5)	(100.0)	(136.3)	(147.3)	(100.0)	(195.3)	(198.1)
		県央	838,464	823,140	747,152	160,095	222,568	256,862	60,061	132,921	135,804
			(100.0)	(98.2)	(89.1)	(100.0)	(139.0)	(160.4)	(100.0)	(221.3)	(226.3)
		相模原	717,544	711,310	650,993	139,040	198,298	236,252	54,341	119,561	130,498
			(100.0)	(99.1)	(90.7)	(100.0)	(142.6)	(169.9)	(100.0)	(220.0)	(240.1)
		県西	359,051	324,724	275,203	88,513	105,788	105,775	40,662	64,341	60,832
			(100.0)	(90.4)	(76.6)	(100.0)	(119.5)	(119.5)	(100.0)	(158.2)	(149.6)

※人口の下数字は、
2010年を100とした場合の各年の指数

表1

二次医療圏別人口データ

都道府県名	三 次 医療圏数	二 次 医療圏数	人口 総数 (単位: 人)			人口 65歳以上 (単位: 人)			人口 75歳以上 (単位: 人)		
			2010年	2025年	2040年	2010年	2025年	2040年	2010年	2025年	2040年
新潟県		7医療圏	2,374,450 (100.0)	2,112,473 (89.0)	1,790,918 (75.4)	623,954 (100.0)	724,601 (116.1)	693,504 (111.1)	334,892 (100.0)	426,909 (127.5)	425,783 (127.1)
		下越	219,581 (100.0)	185,626 (84.5)	150,333 (68.5)	62,072 (100.0)	68,297 (110.0)	60,359 (97.2)	34,445 (100.0)	39,557 (114.8)	37,982 (110.3)
		新潟	925,314 (100.0)	855,268 (92.4)	745,491 (80.6)	221,627 (100.0)	275,564 (124.3)	280,741 (126.7)	113,819 (100.0)	162,632 (142.9)	168,673 (148.2)
		県央	235,303 (100.0)	207,003 (88.0)	172,420 (73.3)	61,302 (100.0)	71,332 (116.4)	67,829 (110.6)	31,257 (100.0)	41,610 (133.1)	40,830 (130.6)
		中越	454,294 (100.0)	412,810 (88.9)	350,057 (75.4)	121,819 (100.0)	140,616 (115.4)	134,197 (110.2)	66,052 (100.0)	82,504 (124.9)	82,049 (124.2)
		魚沼	180,173 (100.0)	152,483 (84.6)	125,003 (69.4)	53,576 (100.0)	59,261 (110.6)	52,190 (97.4)	31,150 (100.0)	34,815 (111.8)	34,824 (111.8)
		上越	287,058 (100.0)	250,506 (87.3)	210,495 (73.3)	80,455 (100.0)	88,546 (110.1)	81,850 (101.7)	44,204 (100.0)	52,544 (118.9)	50,450 (114.1)
		佐渡	62,727 (100.0)	48,777 (77.8)	37,109 (59.2)	23,102 (100.0)	20,985 (90.8)	16,338 (70.7)	13,955 (100.0)	13,247 (94.9)	10,975 (78.6)
富山県		4医療圏	1,093,247 (100.0)	985,889 (90.2)	841,431 (77.0)	286,255 (100.0)	331,731 (115.9)	323,178 (112.9)	147,612 (100.0)	205,546 (139.2)	189,568 (128.4)
		新川	127,644 (100.0)	111,170 (87.1)	91,908 (72.0)	36,118 (100.0)	39,670 (109.8)	37,139 (102.8)	19,163 (100.0)	24,974 (130.3)	22,366 (116.7)
		富山	508,027 (100.0)	472,771 (93.1)	415,550 (81.8)	125,478 (100.0)	149,015 (118.8)	152,588 (121.6)	62,667 (100.0)	91,504 (146.0)	85,862 (138.6)
		高岡	321,375 (100.0)	283,228 (88.1)	235,313 (73.2)	86,099 (100.0)	99,264 (115.3)	93,197 (108.2)	43,980 (100.0)	61,886 (140.7)	54,942 (124.9)
		砺波	136,201 (100.0)	118,720 (87.2)	98,660 (72.4)	38,561 (100.0)	43,782 (113.5)	40,254 (104.4)	21,802 (100.0)	27,182 (124.7)	25,398 (116.5)
石川県		4医療圏	1,169,788 (100.0)	1,096,170 (93.7)	974,370 (83.3)	277,554 (100.0)	341,797 (123.1)	351,106 (126.5)	141,217 (100.0)	207,554 (147.0)	204,534 (145.8)
		南加賀	235,147 (100.0)	218,368 (92.9)	192,947 (82.1)	56,873 (100.0)	67,339 (118.4)	68,609 (120.6)	28,185 (100.0)	41,808 (148.3)	39,246 (139.2)
		石川中央	723,223 (100.0)	712,603 (98.5)	658,916 (91.1)	149,509 (100.0)	201,919 (135.1)	225,900 (151.1)	73,179 (100.0)	120,567 (164.8)	128,129 (175.1)
		能登中部	135,950 (100.0)	110,893 (81.6)	85,618 (63.0)	41,488 (100.0)	45,179 (108.9)	37,612 (90.7)	22,530 (100.0)	27,852 (123.6)	24,039 (106.7)
		能登北部	75,458 (100.0)	54,306 (72.0)	36,889 (48.9)	29,684 (100.0)	27,360 (92.2)	18,985 (64.0)	17,323 (100.0)	17,327 (100.0)	13,120 (75.7)
福井県		4医療圏	806,314 (100.0)	731,030 (90.7)	633,236 (78.5)	203,227 (100.0)	239,967 (118.1)	237,523 (116.9)	108,879 (100.0)	142,747 (131.1)	144,920 (133.1)
		福井・坂井	409,332 (100.0)	377,935 (92.3)	331,206 (80.9)	99,778 (100.0)	122,052 (122.3)	124,692 (125.0)	52,210 (100.0)	73,145 (140.1)	75,548 (144.7)
		奥越	60,757 (100.0)	49,295 (81.1)	38,304 (63.0)	18,437 (100.0)	19,564 (106.1)	16,339 (88.6)	10,462 (100.0)	11,566 (110.6)	10,882 (104.0)
		丹南	190,821 (100.0)	174,588 (91.5)	153,399 (80.4)	47,319 (100.0)	55,610 (117.5)	55,439 (117.2)	25,532 (100.0)	33,246 (130.2)	33,555 (131.4)
		嶺南	145,404 (100.0)	129,212 (88.9)	110,327 (75.9)	37,693 (100.0)	42,741 (113.4)	41,053 (108.9)	20,675 (100.0)	24,790 (119.9)	24,935 (120.6)
山梨県		4医療圏	863,075 (100.0)	775,908 (89.9)	666,155 (77.2)	212,810 (100.0)	252,457 (118.6)	258,611 (121.5)	110,903 (100.0)	148,576 (134.0)	154,674 (139.5)
		中北	473,854 (100.0)	443,143 (93.5)	392,894 (82.9)	110,078 (100.0)	136,178 (123.7)	146,340 (132.9)	55,863 (100.0)	80,603 (144.3)	85,461 (153.0)
		峡東	141,288 (100.0)	123,472 (87.4)	102,833 (72.8)	37,311 (100.0)	42,803 (114.7)	42,308 (113.4)	19,784 (100.0)	25,587 (129.3)	25,522 (129.0)
		峡南	58,137 (100.0)	45,139 (77.6)	34,138 (58.7)	19,587 (100.0)	18,948 (96.7)	16,077 (82.1)	11,624 (100.0)	11,661 (100.3)	10,699 (92.0)
		富士・東部	189,795 (100.0)	164,154 (86.5)	136,290 (71.8)	45,834 (100.0)	54,528 (119.0)	53,886 (117.6)	23,632 (100.0)	30,725 (130.0)	32,992 (139.6)

※人口の下数字は、
2010年を100とした場合の各年の指数

表1

二次医療圏別人口データ

都道府県名	三 次 医療圏数	二 次 医療圏数	人 口 総数 (単位: 人)			人 口 65歳以上 (単位: 人)			人 口 75歳以上 (単位: 人)		
			2010年	2025年	2040年	2010年	2025年	2040年	2010年	2025年	2040年
			(100.0)	(90.0)	(77.5)	(100.0)	(112.6)	(112.3)	(100.0)	(128.3)	(125.1)
長野県		10医療圏	2,152,449	1,937,623	1,668,415	570,858	642,920	640,952	305,254	391,701	381,893
			(100.0)	(90.0)	(77.5)	(100.0)	(112.6)	(112.3)	(100.0)	(128.3)	(125.1)
		佐久	213,724	196,169	172,587	56,338	65,583	66,416	31,221	38,695	40,445
			(100.0)	(91.8)	(80.8)	(100.0)	(116.4)	(117.9)	(100.0)	(123.9)	(129.5)
		上小	201,682	179,612	152,170	53,438	61,270	60,440	28,595	37,118	36,543
			(100.0)	(89.1)	(75.5)	(100.0)	(114.7)	(113.1)	(100.0)	(129.8)	(127.8)
		諏訪	204,875	182,709	155,069	54,967	60,790	59,431	27,766	38,454	34,663
			(100.0)	(89.2)	(75.7)	(100.0)	(110.6)	(108.1)	(100.0)	(138.5)	(124.8)
		上伊勢	190,402	174,568	153,548	49,936	56,485	56,792	26,799	34,234	33,695
			(100.0)	(91.7)	(80.6)	(100.0)	(113.1)	(113.7)	(100.0)	(127.7)	(125.7)
		飯伊	169,504	148,924	127,626	50,124	52,313	48,956	28,640	32,055	30,618
			(100.0)	(87.9)	(75.3)	(100.0)	(104.4)	(97.7)	(100.0)	(111.9)	(106.9)
岐阜県		5医療圏	2,080,773	1,907,818	1,659,525	501,790	597,834	600,229	245,112	358,848	350,195
			(100.0)	(91.7)	(79.8)	(100.0)	(119.1)	(119.6)	(100.0)	(146.4)	(142.9)
		岐阜	807,571	765,662	685,185	182,433	219,510	232,694	83,013	131,718	127,560
			(100.0)	(94.8)	(84.8)	(100.0)	(120.3)	(127.6)	(100.0)	(158.7)	(153.7)
		西濃	385,021	350,130	302,553	90,291	108,593	107,817	43,860	63,711	62,597
			(100.0)	(90.9)	(78.6)	(100.0)	(120.3)	(119.4)	(100.0)	(145.3)	(142.7)
		中濃	382,570	352,118	307,865	92,123	114,745	113,537	47,562	68,024	69,499
			(100.0)	(92.0)	(80.5)	(100.0)	(124.6)	(123.2)	(100.0)	(143.0)	(146.1)
静岡県		8医療圏	3,765,007	3,490,333	3,035,359	896,951	1,101,284	1,123,164	431,936	654,598	656,651
			(100.0)	(92.4)	(80.6)	(100.0)	(122.8)	(125.2)	(100.0)	(151.6)	(152.0)
		賀茂	73,713	57,954	42,795	26,022	26,134	20,745	13,452	16,733	13,161
			(100.0)	(78.6)	(58.1)	(100.0)	(100.4)	(79.7)	(100.0)	(124.4)	(97.8)
		熱海伊東	111,048	92,272	70,746	38,995	40,844	35,009	18,149	26,895	21,151
			(100.0)	(83.1)	(63.7)	(100.0)	(104.7)	(89.8)	(100.0)	(148.2)	(116.5)
		駿東田方	673,454	623,116	544,853	155,182	188,680	195,775	71,688	111,290	110,557
			(100.0)	(92.5)	(80.9)	(100.0)	(121.6)	(126.2)	(100.0)	(155.2)	(154.2)
		富士	386,028	362,643	320,945	85,279	108,128	113,767	38,523	62,468	64,283
			(100.0)	(93.9)	(83.1)	(100.0)	(126.8)	(133.4)	(100.0)	(162.2)	(166.9)
		静岡	716,197	652,514	558,931	176,830	207,619	209,470	83,652	126,176	120,612
			(100.0)	(91.1)	(78.0)	(100.0)	(117.4)	(118.5)	(100.0)	(150.8)	(144.2)
		志太榛原	472,584	438,727	384,241	115,084	142,289	142,021	56,892	84,228	84,817
			(100.0)	(92.8)	(81.3)	(100.0)	(123.6)	(123.4)	(100.0)	(148.0)	(149.1)
		中東濃	471,010	442,880	393,809	103,266	138,396	141,783	53,163	78,630	86,545
			(100.0)	(94.0)	(83.6)	(100.0)	(134.0)	(137.3)	(100.0)	(147.9)	(162.8)
		西部	860,973	810,227	719,039	196,293	249,194	264,595	96,417	148,178	155,525
			(100.0)	(94.1)	(83.5)	(100.0)	(127.0)	(134.8)	(100.0)	(153.7)	(161.3)

※人口の下の子数字は、
2010年を100とした場合の各年の指数

表1

二次医療圏別人口データ

都道府県名	三 次 医療圏数	二 次 医療圏数	人口 総数（単位：人）			人口 65歳以上（単位：人）			人口 75歳以上（単位：人）		
			2010年	2025年	2040年	2010年	2025年	2040年	2010年	2025年	2040年
			(100.0)	(99.2)	(92.5)	(100.0)	(129.0)	(147.4)	(100.0)	(175.7)	(182.3)
愛 知 県		12医療圏	7,410,719	7,348,135	6,855,632	1,505,973	1,943,329	2,219,223	659,895	1,165,990	1,203,230
			(100.0)	(99.2)	(92.5)	(100.0)	(129.0)	(147.4)	(100.0)	(175.7)	(182.3)
		名古屋	2,263,894	2,247,647	2,088,107	481,004	617,541	713,029	219,812	376,891	397,259
			(100.0)	(99.3)	(92.2)	(100.0)	(128.4)	(148.2)	(100.0)	(171.5)	(180.7)
		海部	331,326	315,544	282,567	72,415	87,587	95,238	29,324	54,023	49,601
			(100.0)	(95.2)	(85.3)	(100.0)	(121.0)	(131.5)	(100.0)	(184.2)	(169.1)
		尾張中部	161,733	166,044	160,280	32,671	39,934	45,985	12,626	24,709	22,771
			(100.0)	(102.7)	(99.1)	(100.0)	(122.2)	(140.8)	(100.0)	(195.7)	(180.4)
		尾張東部	461,219	474,542	456,764	90,525	120,027	143,954	37,354	73,343	75,993
			(100.0)	(102.9)	(99.0)	(100.0)	(132.6)	(159.0)	(100.0)	(196.3)	(203.4)
		尾張西部	515,008	494,710	447,403	112,789	137,451	150,728	47,264	83,241	79,971
			(100.0)	(96.1)	(86.9)	(100.0)	(121.9)	(133.6)	(100.0)	(176.1)	(169.2)
		尾張北部	730,973	718,415	661,337	151,073	192,086	214,504	60,007	118,470	112,653
			(100.0)	(98.3)	(90.5)	(100.0)	(127.1)	(142.0)	(100.0)	(197.4)	(187.7)
		知多半島	614,794	612,917	577,457	124,470	156,954	175,473	53,351	93,367	93,181
			(100.0)	(99.7)	(93.9)	(100.0)	(126.1)	(141.0)	(100.0)	(175.0)	(174.7)
三 重 県		4医療圏	1,854,724	1,714,523	1,507,656	450,366	527,989	542,413	222,800	314,355	312,404
			(100.0)	(92.4)	(81.3)	(100.0)	(117.2)	(120.4)	(100.0)	(141.1)	(140.2)
		北勢	840,179	820,324	755,484	177,310	221,625	249,778	81,606	129,743	134,548
			(100.0)	(97.6)	(89.9)	(100.0)	(125.0)	(140.9)	(100.0)	(159.0)	(164.9)
		中勢伊賀	463,237	420,574	361,935	115,615	137,576	134,563	58,064	82,289	81,447
			(100.0)	(90.8)	(78.1)	(100.0)	(119.0)	(116.4)	(100.0)	(141.7)	(140.3)
		南勢志摩	471,730	411,573	343,800	129,648	142,058	136,300	68,047	85,474	82,301
			(100.0)	(87.2)	(72.9)	(100.0)	(109.6)	(105.1)	(100.0)	(125.6)	(120.9)
		東紀州	79,578	62,052	46,437	27,793	26,730	21,772	15,083	16,849	14,108
			(100.0)	(78.0)	(58.4)	(100.0)	(96.2)	(78.3)	(100.0)	(111.7)	(93.5)
滋 賀 県		7医療圏	1,410,777	1,398,322	1,309,300	291,812	384,696	428,941	141,913	223,662	242,383
			(100.0)	(99.1)	(92.8)	(100.0)	(131.8)	(147.0)	(100.0)	(157.6)	(170.8)
		大津	337,634	344,534	326,627	69,550	98,024	114,195	32,453	57,842	65,219
			(100.0)	(102.0)	(96.7)	(100.0)	(140.9)	(164.2)	(100.0)	(178.2)	(201.0)
		湖南	321,044	346,275	348,277	54,586	79,271	99,281	23,406	46,174	51,151
			(100.0)	(107.9)	(108.5)	(100.0)	(145.2)	(181.9)	(100.0)	(197.3)	(218.5)
		甲賀	147,318	137,257	120,695	29,552	39,716	41,323	14,449	22,307	24,387
			(100.0)	(93.2)	(81.9)	(100.0)	(134.4)	(139.8)	(100.0)	(154.4)	(168.8)
		東近江	233,003	220,522	199,039	50,551	63,839	65,886	25,813	36,613	38,683
			(100.0)	(94.6)	(85.4)	(100.0)	(126.3)	(130.5)	(100.0)	(141.8)	(149.9)
京 都 府		6医療圏	2,636,092	2,499,460	2,223,586	616,955	769,725	809,144	292,143	483,506	467,069
			(100.0)	(94.8)	(84.4)	(100.0)	(124.8)	(131.2)	(100.0)	(165.5)	(159.9)
		丹後	104,850	84,578	66,281	33,254	33,407	28,851	18,665	20,877	18,448
			(100.0)	(80.7)	(63.2)	(100.0)	(100.5)	(86.8)	(100.0)	(111.9)	(98.8)
		中丹	204,157	178,181	150,598	56,086	58,585	54,293	30,512	36,454	31,963
			(100.0)	(87.3)	(73.8)	(100.0)	(104.5)	(96.8)	(100.0)	(119.5)	(104.8)
		南丹	143,345	127,336	106,900	35,167	43,095	40,810	17,755	25,289	24,942
			(100.0)	(88.8)	(74.6)	(100.0)	(122.5)	(116.0)	(100.0)	(142.4)	(140.5)
		京都・乙訓	1,623,308	1,564,641	1,408,489	372,976	473,155	515,517	175,321	301,475	297,473
			(100.0)	(96.4)	(86.8)	(100.0)	(126.9)	(138.2)	(100.0)	(172.0)	(169.7)
		山城北	445,855	422,830	370,607	97,275	128,706	131,647	39,842	80,356	73,361
			(100.0)	(94.8)	(83.1)	(100.0)	(132.3)	(135.3)	(100.0)	(201.2)	(183.7)
		山城南	114,577	121,894	120,711	22,197	32,777	38,026	9,948	19,055	20,882
			(100.0)	(106.4)	(105.4)	(100.0)	(147.7)	(171.3)	(100.0)	(191.5)	(209.9)

※人口の下の数字は、
2010年を100とした場合の各年の指数

表1

二次医療圏別人口データ

都道府県名	三 次 医療圏数	二 次 医療圏数	人口 総数 (単位: 人)			人口 65歳以上 (単位: 人)			人口 75歳以上 (単位: 人)		
			2010年	2025年	2040年	2010年	2025年	2040年	2010年	2025年	2040年
			(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
大阪府		8医療圏	8,865,245 (100.0)	8,410,039 (94.9)	7,453,526 (84.1)	1,984,856 (100.0)	2,457,235 (123.8)	2,684,737 (135.3)	842,900 (100.0)	1,527,801 (181.3)	1,471,843 (174.6)
		豊能	1,012,902 (100.0)	988,191 (95.6)	864,684 (85.4)	216,067 (100.0)	277,862 (128.6)	311,437 (144.1)	93,627 (100.0)	172,959 (184.7)	174,113 (186.0)
		三島	744,836 (100.0)	730,930 (98.1)	666,959 (89.5)	159,987 (100.0)	207,374 (129.6)	229,935 (143.7)	65,134 (100.0)	131,051 (201.2)	125,155 (192.2)
		北河内	1,185,935 (100.0)	1,108,862 (93.5)	955,657 (80.6)	265,731 (100.0)	341,621 (128.6)	366,599 (138.0)	101,397 (100.0)	215,325 (212.4)	201,001 (198.2)
		中河内	855,766 (100.0)	779,398 (91.1)	659,383 (77.1)	201,164 (100.0)	240,073 (119.3)	253,555 (126.0)	81,249 (100.0)	149,768 (184.3)	136,543 (168.1)
		南河内	636,008 (100.0)	574,652 (90.4)	484,010 (76.1)	149,233 (100.0)	185,578 (124.4)	189,832 (127.2)	63,281 (100.0)	115,745 (182.9)	110,596 (174.8)
		堺市	841,966 (100.0)	814,289 (96.7)	738,923 (87.8)	190,199 (100.0)	231,357 (121.6)	250,924 (131.9)	78,991 (100.0)	146,298 (185.2)	134,768 (170.6)
		泉州	922,518 (100.0)	880,500 (95.4)	792,196 (85.9)	197,719 (100.0)	247,064 (125.0)	272,061 (137.6)	85,610 (100.0)	148,297 (173.2)	147,533 (172.3)
		大阪市	2,665,314 (100.0)	2,553,167 (95.8)	2,291,714 (86.0)	604,756 (100.0)	726,306 (120.1)	810,394 (134.0)	273,611 (100.0)	448,358 (163.9)	442,134 (161.6)
兵庫県		10医療圏	5,588,133 (100.0)	5,268,695 (94.3)	4,673,709 (83.6)	1,289,875 (100.0)	1,599,663 (124.0)	1,700,273 (131.8)	604,461 (100.0)	966,343 (159.9)	967,997 (160.1)
		神戸	1,544,200 (100.0)	1,501,306 (97.2)	1,356,556 (87.8)	357,900 (100.0)	469,701 (131.0)	509,611 (142.4)	167,548 (100.0)	288,856 (172.4)	299,963 (179.0)
		阪神南	1,029,626 (100.0)	989,640 (96.1)	895,390 (87.0)	222,728 (100.0)	271,939 (122.1)	311,891 (140.0)	99,410 (100.0)	163,797 (164.8)	164,143 (165.1)
		阪神北	724,205 (100.0)	702,851 (97.1)	637,060 (88.0)	156,253 (100.0)	207,165 (132.6)	234,832 (150.3)	68,460 (100.0)	125,282 (183.0)	133,025 (194.3)
		東播磨	716,036 (100.0)	670,123 (93.6)	586,567 (81.9)	152,337 (100.0)	194,439 (127.6)	203,369 (133.5)	64,423 (100.0)	114,956 (178.4)	111,161 (172.5)
		北播磨	284,769 (100.0)	255,476 (89.7)	217,357 (76.3)	72,120 (100.0)	85,746 (118.9)	82,903 (115.0)	35,980 (100.0)	51,861 (144.1)	50,182 (139.5)
		中播磨	581,677 (100.0)	544,321 (93.6)	483,497 (83.1)	128,298 (100.0)	152,584 (118.9)	160,252 (124.9)	58,859 (100.0)	89,675 (152.4)	86,549 (147.0)
		西播磨	272,476 (100.0)	240,956 (88.4)	203,097 (74.5)	70,481 (100.0)	80,466 (114.2)	74,225 (105.3)	35,617 (100.0)	48,098 (135.0)	43,999 (123.5)
		但馬	180,607 (100.0)	150,718 (83.5)	122,037 (67.6)	54,695 (100.0)	57,971 (106.0)	51,564 (94.3)	31,482 (100.0)	35,025 (111.3)	33,489 (106.4)
		丹波	111,020 (100.0)	94,572 (85.2)	77,772 (70.1)	31,877 (100.0)	34,639 (108.7)	31,177 (97.8)	18,045 (100.0)	20,538 (113.8)	19,705 (109.2)
		淡路	143,547 (100.0)	118,732 (82.7)	94,376 (65.7)	43,186 (100.0)	46,013 (106.5)	40,444 (93.7)	24,637 (100.0)	28,265 (114.7)	25,781 (104.6)
奈良県		5医療圏	1,400,728 (100.0)	1,279,718 (91.4)	1,096,162 (78.3)	336,258 (100.0)	417,066 (124.0)	417,107 (124.0)	155,356 (100.0)	253,921 (163.4)	246,834 (158.9)
		奈良	366,591 (100.0)	337,163 (92.0)	287,715 (78.5)	87,175 (100.0)	111,781 (128.2)	114,444 (131.3)	39,957 (100.0)	68,746 (172.0)	68,412 (171.2)
		東和	219,869 (100.0)	192,696 (87.6)	160,663 (73.1)	54,975 (100.0)	63,781 (116.0)	59,666 (108.5)	27,262 (100.0)	38,339 (140.6)	36,366 (133.4)
		西和	350,407 (100.0)	324,968 (92.7)	278,686 (79.5)	83,018 (100.0)	106,358 (128.1)	106,148 (127.9)	35,808 (100.0)	65,892 (184.0)	61,748 (172.4)
		中和	382,012 (100.0)	362,457 (94.9)	323,372 (84.6)	85,010 (100.0)	109,133 (128.4)	115,896 (136.3)	37,720 (100.0)	65,562 (173.8)	66,404 (176.0)
		南和	81,849 (100.0)	62,434 (76.3)	45,726 (55.9)	26,080 (100.0)	26,013 (99.7)	20,953 (80.3)	14,609 (100.0)	15,382 (105.3)	13,904 (95.2)

※人口の下の子数字は、
2010年を100とした場合の各年の指数

表1

二次医療圏別人口データ

都道府県名	三 次 医療圏数	二 次 医療圏数	人口 総数 (単位: 人)			人口 65歳以上 (単位: 人)			人口 75歳以上 (単位: 人)		
			2010年	2025年	2040年	2010年	2025年	2040年	2010年	2025年	2040年
和歌山県		7医療圏	1,002,198 (100.0)	869,182 (86.7)	719,427 (71.8)	274,193 (100.0)	302,906 (110.5)	286,868 (104.6)	140,780 (100.0)	183,735 (130.5)	173,248 (123.1)
		和歌山	435,538 (100.0)	384,398 (88.3)	321,481 (73.8)	116,721 (100.0)	128,872 (110.4)	124,112 (106.3)	57,002 (100.0)	79,401 (139.3)	72,476 (127.1)
		那賀	118,722 (100.0)	110,522 (93.1)	97,481 (82.1)	26,458 (100.0)	33,831 (127.9)	36,141 (136.6)	13,022 (100.0)	19,415 (149.1)	21,036 (161.5)
		橋本	93,529 (100.0)	78,908 (84.4)	63,152 (67.5)	25,169 (100.0)	29,195 (116.0)	26,270 (104.4)	12,895 (100.0)	17,143 (132.9)	16,781 (130.1)
		有田	78,678 (100.0)	65,217 (82.9)	52,024 (66.1)	22,228 (100.0)	23,869 (107.4)	21,678 (97.5)	12,116 (100.0)	14,405 (118.9)	13,639 (112.6)
		御坊	67,243 (100.0)	56,861 (84.6)	46,815 (69.6)	19,363 (100.0)	20,298 (104.8)	18,711 (96.6)	10,763 (100.0)	12,025 (111.7)	11,536 (107.2)
		田辺	134,822 (100.0)	115,714 (85.8)	95,656 (70.9)	38,572 (100.0)	41,565 (107.8)	39,637 (102.8)	20,799 (100.0)	25,232 (121.3)	24,489 (117.7)
		新宮	73,666 (100.0)	57,562 (78.1)	42,818 (58.1)	25,682 (100.0)	25,276 (98.4)	20,319 (79.1)	14,183 (100.0)	16,114 (113.6)	13,291 (93.7)
鳥 取 県		3医療圏	588,667 (100.0)	519,861 (88.3)	441,038 (74.9)	155,133 (100.0)	178,855 (115.3)	168,467 (108.6)	85,975 (100.0)	104,817 (121.9)	105,551 (122.8)
		東部	239,829 (100.0)	213,284 (88.9)	181,951 (75.9)	58,946 (100.0)	70,823 (120.1)	68,563 (116.3)	32,821 (100.0)	40,015 (121.9)	42,908 (130.7)
		中部	108,737 (100.0)	93,606 (86.1)	78,060 (71.8)	31,144 (100.0)	34,330 (110.2)	30,697 (98.6)	17,939 (100.0)	20,141 (112.3)	19,820 (110.5)
		西部	240,101 (100.0)	212,961 (88.7)	181,027 (75.4)	65,043 (100.0)	73,702 (113.3)	69,207 (106.4)	35,215 (100.0)	44,661 (126.8)	42,823 (121.6)
鳥 根 県		7医療圏	717,397 (100.0)	621,882 (86.7)	520,658 (72.6)	208,546 (100.0)	226,144 (108.4)	203,607 (97.6)	119,442 (100.0)	137,168 (114.8)	128,799 (107.8)
		松江	250,449 (100.0)	227,905 (91.0)	197,106 (78.7)	64,292 (100.0)	75,771 (117.9)	75,017 (116.7)	34,669 (100.0)	45,828 (132.2)	45,767 (132.0)
		豊南	61,907 (100.0)	49,737 (80.3)	38,990 (63.0)	21,267 (100.0)	21,400 (100.6)	17,408 (81.9)	13,217 (100.0)	13,313 (100.7)	12,005 (90.8)
		出雲	171,485 (100.0)	156,545 (91.3)	138,028 (80.5)	44,611 (100.0)	50,819 (113.9)	48,471 (108.7)	25,004 (100.0)	30,322 (121.3)	29,547 (118.2)
		大田	59,206 (100.0)	46,218 (78.1)	35,583 (60.1)	21,909 (100.0)	20,542 (93.8)	15,956 (72.8)	13,742 (100.0)	12,824 (93.3)	10,903 (79.3)
		浜田	87,410 (100.0)	71,685 (82.0)	56,957 (65.2)	27,030 (100.0)	27,369 (101.3)	23,015 (85.1)	15,634 (100.0)	16,380 (104.8)	14,530 (92.9)
		益田	65,252 (100.0)	52,924 (81.1)	41,400 (63.4)	21,705 (100.0)	22,194 (102.3)	17,659 (81.4)	12,559 (100.0)	13,524 (107.7)	11,731 (93.4)
		隠岐	21,688 (100.0)	16,868 (77.8)	12,584 (58.0)	7,732 (100.0)	8,049 (104.1)	6,081 (78.6)	4,617 (100.0)	4,977 (107.8)	4,316 (93.5)
岡 山 県		5医療圏	1,945,276 (100.0)	1,811,274 (93.1)	1,610,985 (82.8)	489,496 (100.0)	566,939 (115.8)	560,426 (114.5)	252,579 (100.0)	345,904 (136.9)	328,421 (130.0)
		県南東部	921,716 (100.0)	879,061 (95.4)	796,707 (86.4)	216,725 (100.0)	259,245 (119.6)	267,871 (123.6)	108,672 (100.0)	156,931 (144.4)	153,225 (141.0)
		県南西部	714,202 (100.0)	674,085 (94.4)	603,449 (84.5)	175,854 (100.0)	209,850 (119.3)	209,352 (119.0)	86,583 (100.0)	129,581 (149.7)	121,459 (140.3)
		高梁・新見	68,833 (100.0)	53,920 (78.3)	41,652 (60.5)	24,254 (100.0)	22,796 (94.0)	18,027 (74.3)	14,853 (100.0)	14,136 (95.2)	12,300 (82.8)
		真庭	49,921 (100.0)	41,059 (82.2)	33,092 (66.3)	16,821 (100.0)	16,855 (100.2)	13,665 (81.2)	10,198 (100.0)	10,360 (101.6)	9,374 (91.9)
		津山・英田	190,604 (100.0)	163,149 (85.6)	136,085 (71.4)	55,842 (100.0)	58,193 (104.2)	51,511 (92.2)	32,273 (100.0)	34,896 (108.1)	32,063 (99.3)

※人口の下数字は、
2010年を100とした場合の各年の指数

表1

二次医療圏別人口データ

都道府県名	三 次 医療圏数	二 次 医療圏数	人口 総数(単位:人)			人口 65歳以上(単位:人)			人口 75歳以上(単位:人)		
			2010年	2025年	2040年	2010年	2025年	2040年	2010年	2025年	2040年
			(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
広島県		7医療圏	2,860,750 (100.0)	2,688,800 (94.0)	2,391,476 (83.6)	686,223 (100.0)	844,283 (123.0)	864,366 (126.0)	341,124 (100.0)	516,240 (151.3)	503,236 (149.0)
		広島	1,349,266 (100.0)	1,329,204 (98.5)	1,226,247 (90.9)	283,745 (100.0)	384,558 (135.5)	430,471 (151.7)	132,593 (100.0)	234,587 (176.9)	246,810 (186.1)
		広島西	142,874 (100.0)	128,917 (90.2)	108,490 (75.9)	35,206 (100.0)	46,251 (131.4)	45,096 (128.1)	17,655 (100.0)	27,421 (155.3)	28,219 (159.8)
		呉	267,004 (100.0)	221,612 (83.0)	175,770 (65.8)	79,941 (100.0)	78,691 (98.4)	66,503 (83.2)	40,728 (100.0)	50,584 (124.2)	39,105 (96.0)
		広島中央	227,227 (100.0)	222,702 (98.0)	207,977 (91.5)	49,011 (100.0)	61,234 (124.9)	65,842 (134.3)	24,598 (100.0)	36,573 (148.7)	37,509 (152.5)
		尾三	263,260 (100.0)	226,245 (85.9)	186,019 (70.7)	79,069 (100.0)	84,328 (106.7)	72,833 (92.1)	42,952 (100.0)	52,098 (121.3)	45,673 (106.3)
		福山・府中	514,270 (100.0)	479,994 (93.3)	422,117 (82.1)	126,233 (100.0)	156,538 (124.0)	156,229 (123.8)	62,173 (100.0)	94,283 (151.6)	92,636 (149.0)
		備北	96,849 (100.0)	80,126 (82.7)	64,856 (67.0)	33,018 (100.0)	32,683 (99.0)	27,392 (83.0)	20,425 (100.0)	20,694 (101.3)	18,284 (89.5)
山口県		8医療圏	1,451,338 (100.0)	1,275,187 (87.9)	1,069,779 (73.7)	406,141 (100.0)	451,470 (111.2)	409,567 (100.8)	211,599 (100.0)	278,039 (131.4)	249,890 (118.1)
		岩国	150,235 (100.0)	128,851 (85.8)	106,196 (70.7)	43,408 (100.0)	46,611 (107.4)	41,431 (95.4)	22,967 (100.0)	29,046 (126.5)	25,825 (112.4)
		柳井	86,623 (100.0)	70,455 (81.3)	55,493 (64.1)	31,306 (100.0)	30,214 (96.5)	24,901 (79.5)	17,673 (100.0)	19,534 (110.5)	15,914 (90.0)
		周南	257,503 (100.0)	234,369 (91.0)	201,830 (78.4)	68,217 (100.0)	78,382 (114.9)	73,320 (107.5)	32,604 (100.0)	48,667 (149.3)	42,635 (130.8)
		山口・防府	313,239 (100.0)	291,887 (93.2)	259,904 (83.0)	76,379 (100.0)	92,157 (120.7)	92,239 (120.8)	39,832 (100.0)	55,519 (139.4)	55,275 (138.8)
		宇部・小野田	266,952 (100.0)	234,351 (87.8)	195,395 (73.2)	72,316 (100.0)	82,367 (113.9)	74,938 (103.6)	37,720 (100.0)	50,225 (133.2)	45,619 (120.9)
		下関	280,947 (100.0)	241,519 (86.0)	197,301 (70.2)	80,749 (100.0)	88,049 (109.0)	77,337 (95.8)	41,895 (100.0)	54,351 (129.7)	47,761 (114.0)
		長門	38,349 (100.0)	29,893 (77.9)	22,087 (57.6)	13,259 (100.0)	13,440 (101.4)	10,084 (76.1)	7,440 (100.0)	8,207 (110.3)	6,765 (90.9)
		萩	57,490 (100.0)	43,862 (76.3)	31,573 (54.9)	20,507 (100.0)	20,250 (98.7)	15,317 (74.7)	11,468 (100.0)	12,540 (109.3)	10,196 (88.9)
徳島県		3医療圏	785,491 (100.0)	686,332 (87.4)	571,016 (72.7)	212,422 (100.0)	245,950 (115.8)	229,820 (108.2)	115,480 (100.0)	146,009 (126.4)	142,640 (123.5)
		東部	540,942 (100.0)	488,496 (90.3)	416,323 (77.0)	134,960 (100.0)	166,100 (123.1)	163,597 (121.2)	71,152 (100.0)	97,794 (137.4)	99,238 (139.5)
		南部	156,580 (100.0)	131,173 (83.8)	105,522 (67.4)	47,096 (100.0)	50,319 (106.8)	43,076 (91.5)	25,721 (100.0)	30,880 (120.1)	27,539 (107.1)
		西部	87,969 (100.0)	66,663 (75.8)	49,171 (55.9)	30,366 (100.0)	29,531 (97.3)	23,147 (76.2)	18,607 (100.0)	17,335 (93.2)	15,863 (85.3)
香川県		5医療圏	995,842 (100.0)	899,859 (90.4)	773,076 (77.6)	257,622 (100.0)	303,780 (117.9)	293,304 (113.9)	136,887 (100.0)	183,452 (134.0)	175,216 (128.0)
		大川	86,625 (100.0)	71,069 (82.0)	54,746 (63.2)	26,881 (100.0)	29,070 (108.1)	25,179 (93.7)	14,417 (100.0)	18,339 (127.2)	16,006 (111.0)
		小豆	31,275 (100.0)	24,230 (77.5)	17,902 (57.2)	10,903 (100.0)	11,034 (101.2)	8,690 (79.7)	6,418 (100.0)	6,790 (105.8)	5,855 (91.2)
		高松	451,218 (100.0)	423,370 (93.8)	373,782 (82.8)	105,083 (100.0)	133,807 (127.3)	138,847 (132.1)	53,377 (100.0)	79,680 (149.3)	80,457 (150.7)
		中讃	295,522 (100.0)	268,686 (90.9)	233,886 (79.1)	76,594 (100.0)	88,931 (116.1)	84,482 (110.3)	41,211 (100.0)	53,925 (130.9)	50,398 (122.3)
		三豊	131,202 (100.0)	112,504 (85.7)	92,760 (70.7)	38,161 (100.0)	40,938 (107.3)	36,106 (94.6)	21,464 (100.0)	24,718 (115.2)	22,500 (104.8)

※人口の下数字は、
2010年を100とした場合の各年の指数

表1

二次医療圏別人口データ

都道府県名	三 次 医療圏数	二 次 医療圏数	人口 総数 (単位: 人)			人口 65歳以上 (単位: 人)			人口 75歳以上 (単位: 人)		
			2010年	2025年	2040年	2010年	2025年	2040年	2010年	2025年	2040年
			(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
愛媛県		6医療圏	1,431,493	1,269,451	1,074,618	381,535	439,582	415,842	202,292	263,682	255,166
			(100.0)	(88.7)	(75.1)	(100.0)	(115.2)	(109.0)	(100.0)	(130.3)	(126.1)
		宇摩	90,187	79,432	66,687	23,597	27,609	26,070	12,522	16,166	15,920
			(100.0)	(88.1)	(73.9)	(100.0)	(117.0)	(110.5)	(100.0)	(129.1)	(127.1)
		新居浜・西条	233,826	211,721	183,676	63,059	71,154	67,738	33,547	43,523	41,187
			(100.0)	(90.5)	(78.6)	(100.0)	(112.8)	(107.4)	(100.0)	(129.7)	(122.8)
		今治	174,180	146,927	117,473	50,738	54,689	47,520	26,222	34,197	29,059
高知県			(100.0)	(84.4)	(67.4)	(100.0)	(107.8)	(93.7)	(100.0)	(130.4)	(110.8)
		松山	652,485	610,640	540,172	150,832	191,374	198,150	76,429	112,126	118,606
			(100.0)	(93.6)	(82.8)	(100.0)	(126.9)	(131.4)	(100.0)	(146.7)	(155.2)
		八幡浜・大湊	156,534	123,084	93,495	52,823	52,502	42,599	30,635	32,095	28,251
			(100.0)	(78.6)	(59.7)	(100.0)	(99.4)	(80.6)	(100.0)	(104.8)	(92.2)
		宇和島	124,281	97,647	73,115	40,485	42,254	33,765	22,937	25,575	22,144
			(100.0)	(78.6)	(58.8)	(100.0)	(104.4)	(83.4)	(100.0)	(111.5)	(96.5)
福岡県		4医療圏	764,456	654,741	536,514	220,335	241,572	219,575	121,617	148,849	137,767
			(100.0)	(85.6)	(70.2)	(100.0)	(109.6)	(99.7)	(100.0)	(122.4)	(113.3)
		安芸	53,576	40,549	29,533	19,118	17,945	13,374	10,519	11,235	8,832
			(100.0)	(75.7)	(55.1)	(100.0)	(93.9)	(70.0)	(100.0)	(106.8)	(84.0)
		中央	555,072	491,685	415,044	148,227	169,014	162,189	80,226	103,525	99,174
			(100.0)	(88.6)	(74.8)	(100.0)	(114.0)	(109.4)	(100.0)	(129.0)	(123.6)
		高橋	61,406	47,794	35,812	21,982	21,711	17,005	13,065	13,736	11,748
			(100.0)	(77.8)	(58.3)	(100.0)	(98.8)	(77.4)	(100.0)	(105.1)	(89.9)
		糟多	94,402	74,713	56,125	31,008	32,902	27,007	17,807	20,353	18,013
			(100.0)	(79.1)	(59.5)	(100.0)	(106.1)	(87.1)	(100.0)	(114.3)	(101.2)
		13医療圏	5,071,968	4,855,724	4,379,466	1,132,441	1,481,415	1,545,905	557,589	669,363	915,816
			(100.0)	(95.7)	(86.3)	(100.0)	(130.8)	(136.5)	(100.0)	(155.9)	(164.2)
		福岡・糸島	1,562,178	1,602,927	1,522,493	280,632	426,208	516,117	131,287	244,717	292,981
福岡県			(100.0)	(102.6)	(97.5)	(100.0)	(151.9)	(183.9)	(100.0)	(186.4)	(223.2)
		粕屋	272,487	285,755	281,600	50,000	72,944	81,677	22,645	41,142	45,450
			(100.0)	(104.9)	(103.3)	(100.0)	(145.9)	(163.4)	(100.0)	(181.7)	(200.7)
		宗像	150,932	143,852	128,139	35,871	48,294	47,365	17,443	28,070	29,568
			(100.0)	(95.3)	(84.9)	(100.0)	(134.6)	(132.0)	(100.0)	(160.9)	(169.5)
		筑紫	422,301	426,037	402,852	75,273	113,325	132,045	33,782	63,917	74,556
			(100.0)	(100.9)	(95.4)	(100.0)	(150.6)	(175.4)	(100.0)	(189.2)	(220.7)
		朝倉	87,942	76,947	64,227	23,393	28,130	25,548	12,752	16,360	16,447
			(100.0)	(87.5)	(73.0)	(100.0)	(120.2)	(109.2)	(100.0)	(128.3)	(129.0)
		久留米	459,623	424,744	371,102	106,516	134,308	135,866	53,248	78,232	81,507
			(100.0)	(92.4)	(80.7)	(100.0)	(126.1)	(127.6)	(100.0)	(146.9)	(153.1)
		八女・筑後	137,822	123,597	106,652	36,448	42,435	39,987	19,914	24,787	25,100
			(100.0)	(89.7)	(77.4)	(100.0)	(116.4)	(109.7)	(100.0)	(124.5)	(126.0)
福岡県		有明	235,745	195,314	154,607	69,531	74,432	63,032	37,852	44,642	40,678
			(100.0)	(82.8)	(65.6)	(100.0)	(107.0)	(90.7)	(100.0)	(117.9)	(107.5)
		飯塚	187,944	166,186	140,610	49,238	58,039	50,357	26,354	33,604	31,863
			(100.0)	(88.4)	(74.8)	(100.0)	(117.9)	(102.3)	(100.0)	(127.5)	(120.9)
		直方・鞍手	113,457	98,057	80,931	32,196	36,061	30,717	16,949	21,644	19,552
			(100.0)	(86.4)	(71.3)	(100.0)	(112.0)	(95.4)	(100.0)	(127.7)	(115.4)
		田川	134,548	114,342	93,997	39,086	42,076	34,373	21,156	24,717	21,483
			(100.0)	(85.0)	(69.9)	(100.0)	(107.6)	(87.9)	(100.0)	(116.8)	(101.5)
		北九州	1,117,725	1,027,674	887,900	284,719	347,240	335,100	139,195	213,185	204,239
			(100.0)	(91.9)	(79.4)	(100.0)	(122.0)	(117.7)	(100.0)	(153.2)	(146.7)
		京築	189,264	170,292	144,376	49,538	57,923	53,720	25,012	34,346	32,392
			(100.0)	(90.0)	(76.3)	(100.0)	(116.9)	(108.4)	(100.0)	(137.3)	(129.5)

※人口の下数字は、
2010年を100とした場合の各年の指数

表1

二次医療圏別人口データ

都道府県名	三 次 医療圏数	二 次 医療圏数	人口 総数(単位:人)			人口 65歳以上(単位:人)			人口 75歳以上(単位:人)		
			2010年	2025年	2040年	2010年	2025年	2040年	2010年	2025年	2040年
			(100.0)	(91.2)	(80.0)	(100.0)	(120.0)	(115.6)	(100.0)	(125.5)	(132.7)
佐賀県		5医療圏	849,788	774,676	680,203	209,010	250,735	241,548	113,543	142,515	150,639
			(100.0)	(91.2)	(80.0)	(100.0)	(120.0)	(115.6)	(100.0)	(125.5)	(132.7)
		中部	353,347	324,222	284,969	82,733	101,232	101,334	44,090	57,474	62,028
			(100.0)	(91.8)	(80.6)	(100.0)	(122.4)	(122.5)	(100.0)	(130.4)	(140.7)
		東部	122,310	121,484	114,679	27,054	35,609	37,356	13,493	20,628	22,042
			(100.0)	(99.3)	(93.8)	(100.0)	(131.6)	(138.1)	(100.0)	(152.9)	(163.4)
		北部	133,305	117,309	99,832	34,456	39,943	35,951	19,070	22,430	22,964
長崎県			(100.0)	(88.0)	(74.9)	(100.0)	(115.9)	(104.3)	(100.0)	(117.6)	(120.4)
		西部	78,090	70,170	61,037	20,384	23,900	21,459	11,286	13,407	13,834
			(100.0)	(89.9)	(78.2)	(100.0)	(117.2)	(105.2)	(100.0)	(118.8)	(122.6)
		南部	162,736	141,491	119,686	44,373	50,051	45,448	25,604	28,576	29,771
			(100.0)	(86.9)	(73.5)	(100.0)	(112.8)	(102.4)	(100.0)	(111.6)	(116.3)
		8医療圏	1,426,779	1,250,016	1,048,728	371,450	439,564	411,910	199,997	252,272	260,455
			(100.0)	(87.6)	(73.5)	(100.0)	(118.3)	(110.9)	(100.0)	(126.1)	(130.2)
		長崎	547,587	491,367	417,976	135,032	167,380	162,417	70,754	96,040	101,569
			(100.0)	(89.7)	(76.3)	(100.0)	(124.0)	(120.3)	(100.0)	(135.7)	(143.6)
		佐世保県北	334,750	289,589	240,767	89,471	101,317	91,529	48,573	58,977	57,050
			(100.0)	(86.5)	(71.9)	(100.0)	(113.2)	(102.3)	(100.0)	(121.4)	(117.5)
		県央	270,050	252,766	225,146	61,509	80,876	82,810	31,915	45,536	51,286
			(100.0)	(93.6)	(83.4)	(100.0)	(131.5)	(134.6)	(100.0)	(142.7)	(160.7)
		県南	145,063	119,325	94,633	43,787	47,859	41,912	25,056	27,582	28,074
			(100.0)	(82.3)	(65.2)	(100.0)	(109.3)	(95.7)	(100.0)	(110.1)	(112.0)
熊本県		五島	40,622	30,529	21,987	13,554	13,992	11,329	7,869	8,024	7,816
			(100.0)	(75.2)	(54.1)	(100.0)	(103.2)	(83.6)	(100.0)	(102.0)	(99.3)
		上五島	24,923	17,405	11,624	8,619	8,349	6,374	4,868	4,763	4,390
			(100.0)	(69.8)	(46.6)	(100.0)	(96.9)	(74.0)	(100.0)	(97.8)	(90.2)
		苓岐	29,377	23,617	18,657	9,343	9,270	7,531	5,480	5,528	4,959
			(100.0)	(80.4)	(63.5)	(100.0)	(99.2)	(80.6)	(100.0)	(100.9)	(90.5)
		対馬	34,407	25,418	17,938	10,135	10,521	8,003	5,482	5,822	5,311
			(100.0)	(73.9)	(52.1)	(100.0)	(103.8)	(79.0)	(100.0)	(106.2)	(96.9)
		11医療圏	1,817,426	1,666,017	1,467,142	466,742	554,404	533,683	255,978	321,053	336,316
			(100.0)	(91.7)	(80.7)	(100.0)	(118.8)	(114.3)	(100.0)	(125.4)	(131.4)
		熊本	734,474	714,761	659,133	155,060	205,408	223,470	80,209	117,061	133,583
			(100.0)	(97.3)	(89.7)	(100.0)	(132.5)	(144.1)	(100.0)	(145.9)	(166.5)
		宇城	110,993	99,030	84,764	30,815	35,523	32,863	17,252	20,816	21,506
			(100.0)	(89.2)	(76.4)	(100.0)	(115.3)	(106.6)	(100.0)	(120.7)	(124.7)
		有明	168,821	148,269	125,230	48,621	54,303	46,697	26,857	31,901	30,547
			(100.0)	(87.8)	(74.2)	(100.0)	(111.7)	(96.0)	(100.0)	(118.8)	(113.7)
		鹿本	55,391	47,216	38,898	17,175	18,487	15,767	10,016	11,224	10,628
			(100.0)	(85.2)	(70.2)	(100.0)	(107.6)	(91.8)	(100.0)	(112.1)	(106.1)
		菊池	174,164	178,831	174,997	36,935	49,623	53,315	19,806	27,676	32,240
			(100.0)	(102.7)	(100.5)	(100.0)	(134.4)	(144.3)	(100.0)	(139.7)	(162.8)
		阿蘇	67,836	58,808	49,126	21,482	23,933	20,819	12,523	14,186	14,128
			(100.0)	(86.7)	(72.4)	(100.0)	(111.4)	(96.9)	(100.0)	(113.3)	(112.8)
		上益城	87,402	78,026	67,077	25,254	29,240	28,079	14,346	17,188	17,425
			(100.0)	(89.3)	(76.7)	(100.0)	(115.8)	(103.3)	(100.0)	(119.8)	(121.5)
		八代	144,981	124,094	101,585	41,743	45,857	40,180	22,763	26,921	25,768
			(100.0)	(85.6)	(70.1)	(100.0)	(109.9)	(96.3)	(100.0)	(118.3)	(113.2)
		芦北	51,356	40,378	30,541	17,567	17,631	13,827	10,017	10,584	9,477
			(100.0)	(78.6)	(59.5)	(100.0)	(100.4)	(78.7)	(100.0)	(105.7)	(94.6)
		球磨	94,727	77,632	61,617	29,502	31,119	25,885	17,093	18,242	17,373
			(100.0)	(82.0)	(65.0)	(100.0)	(105.5)	(87.7)	(100.0)	(106.7)	(101.6)
		天草	127,281	98,972	74,174	42,588	43,280	34,781	25,095	25,254	23,641
			(100.0)	(77.8)	(58.3)	(100.0)	(101.6)	(81.7)	(100.0)	(100.6)	(94.2)

※人口の下数字は、
2010年を100とした場合の各年の指数

表1

二次医療圏別人口データ

都道府県名	二次医療圏数	二次医療圏	人口 総数(単位:人)			人口 65歳以上(単位:人)			人口 75歳以上(単位:人)		
			2010年	2025年	2040年	2010年	2025年	2040年	2010年	2025年	2040年
			(100.0)	(91.4)	(79.8)	(100.0)	(116.8)	(110.0)	(100.0)	(130.3)	(127.7)
大分県		6医療圏	1,196,529	1,093,634	955,424	318,792	372,463	350,595	170,148	221,782	217,342
			(100.0)	(91.4)	(79.8)	(100.0)	(116.8)	(110.0)	(100.0)	(130.3)	(127.7)
		東部	219,880	194,977	167,271	64,371	67,826	61,090	34,904	41,987	37,581
			(100.0)	(88.7)	(76.1)	(100.0)	(105.4)	(94.9)	(100.0)	(120.3)	(107.7)
		中部	570,182	552,631	503,706	127,314	171,160	175,855	63,365	99,130	106,276
			(100.0)	(96.9)	(88.3)	(100.0)	(134.4)	(138.1)	(100.0)	(156.4)	(167.7)
		南部	76,951	63,713	49,942	24,904	26,894	22,232	13,609	16,495	14,866
			(100.0)	(82.8)	(64.9)	(100.0)	(108.0)	(89.3)	(100.0)	(121.2)	(109.2)
宮崎県		7医療圏	1,135,233	1,033,671	900,508	292,790	354,500	333,593	157,493	204,986	212,501
			(100.0)	(91.1)	(79.3)	(100.0)	(121.1)	(113.9)	(100.0)	(130.2)	(134.9)
		宮崎東諸県	428,716	413,459	375,301	93,942	129,627	136,555	47,596	74,578	83,999
			(100.0)	(96.4)	(87.5)	(100.0)	(138.0)	(145.4)	(100.0)	(156.7)	(176.5)
		都城北諸県	194,402	180,094	161,422	49,870	58,605	54,343	27,269	32,953	34,314
			(100.0)	(92.6)	(83.0)	(100.0)	(117.5)	(109.0)	(100.0)	(120.8)	(125.8)
		延岡西臼杵	153,795	132,232	109,432	43,842	48,398	41,840	24,225	28,617	27,252
			(100.0)	(86.0)	(71.2)	(100.0)	(110.4)	(95.4)	(100.0)	(118.1)	(112.5)
鹿児島県		9医療圏	1,706,242	1,521,991	1,314,057	452,318	523,361	493,212	253,876	294,735	314,175
			(100.0)	(89.2)	(77.0)	(100.0)	(115.7)	(109.0)	(100.0)	(116.1)	(123.8)
		鹿児島	688,887	648,351	578,843	153,660	201,685	207,032	80,446	112,229	127,236
			(100.0)	(94.1)	(84.0)	(100.0)	(131.3)	(134.7)	(100.0)	(139.5)	(158.2)
		南薩	145,803	116,902	92,006	48,666	48,578	38,638	28,785	27,921	26,198
			(100.0)	(80.2)	(63.1)	(100.0)	(99.8)	(79.4)	(100.0)	(97.0)	(91.0)
		川薩	123,698	108,078	92,804	35,522	37,942	34,748	21,038	21,679	22,333
			(100.0)	(87.4)	(75.0)	(100.0)	(106.8)	(97.8)	(100.0)	(103.0)	(106.2)
沖縄県		5医療圏	1,392,818	1,414,154	1,369,408	242,510	353,378	415,447	121,378	181,377	240,296
			(100.0)	(101.5)	(98.3)	(100.0)	(145.7)	(171.3)	(100.0)	(149.4)	(198.0)
		北部	101,272	96,913	89,627	21,409	29,631	30,812	12,262	15,498	20,049
			(100.0)	(95.7)	(88.5)	(100.0)	(138.4)	(143.9)	(100.0)	(126.4)	(163.5)
		中部	478,619	491,221	480,517	79,873	117,005	140,853	39,145	60,547	79,950
			(100.0)	(102.6)	(100.4)	(100.0)	(146.5)	(176.3)	(100.0)	(154.7)	(204.2)
		南部	707,219	723,891	703,934	119,687	177,523	212,381	57,684	91,304	121,074
			(100.0)	(102.4)	(99.5)	(100.0)	(148.3)	(177.4)	(100.0)	(158.3)	(209.9)
合計		344医療圏	128,057,352	120,658,816	107,275,851	29,480,009	36,573,487	38,678,102	14,193,622	21,785,638	22,229,933
			(100.0)	(94.2)	(83.8)	(100.0)	(124.1)	(131.2)	(100.0)	(153.5)	(156.6)

注1) 人口については、国立社会保障・人口問題研究所 男女・年齢(5歳)階級別データ『日本の地域別将来推計人口』(平成25年3月推計)

※人口の下の子数字は、
2010年を100とした場合の各年の指数

表2 各構想区域における病床の機能区分ごとの医療需要に対する医療供給（医療提供体制）の状況

推計年度	平成37年(2025年)			
	2025年における 医療需要 (当該構想区域に居住する患者 の医療需要)	現在の医療提供体制が変わら ないと仮定した場合の他の構 想区域に所在する医療機関に より供給される量を増減したも の※	2025年における医療供給(医療提供体制)	病床の必要量(必要病床数) (①を基に病床利用率等により 算出される病床数)
高度急性期 急性期 回復期 慢性期			将来のあるべき医療提供体制 を踏まえ他の構想区域に所在 する医療機関により供給される 量を増減したものの(①)	

※ 高度急性期、急性期、回復期及び慢性期については、厚生労働省がデータ提供の技術的支援

表3 主な疾病別の医療需要に対する医療供給（医療提供体制）の状況（脳卒中、心筋梗塞など）

推計年度	平成37年(2025年)			
	2025年における 医療需要 (当該構想区域に居住する患者 の医療需要)	現在の医療提供体制が変わら ないと仮定した場合の他の構 想区域に所在する医療機関に より供給される量を増減したも の※	2025年における医療供給(医療提供体制)	病床の必要量(必要病床数) (①を基に病床利用率等により 算出される病床数)
(疾病名)			将来のあるべき医療提供体制 を踏まえ他の構想区域に所在 する医療機関により供給される 量を増減したものの(①)	
高度急性期 急性期 回復期 慢性期				

※ 高度急性期、急性期、回復期及び慢性期については、厚生労働省がデータ提供の技術的支援

表4 搬送時間別人口カバー率（急性心筋梗塞・千葉県）

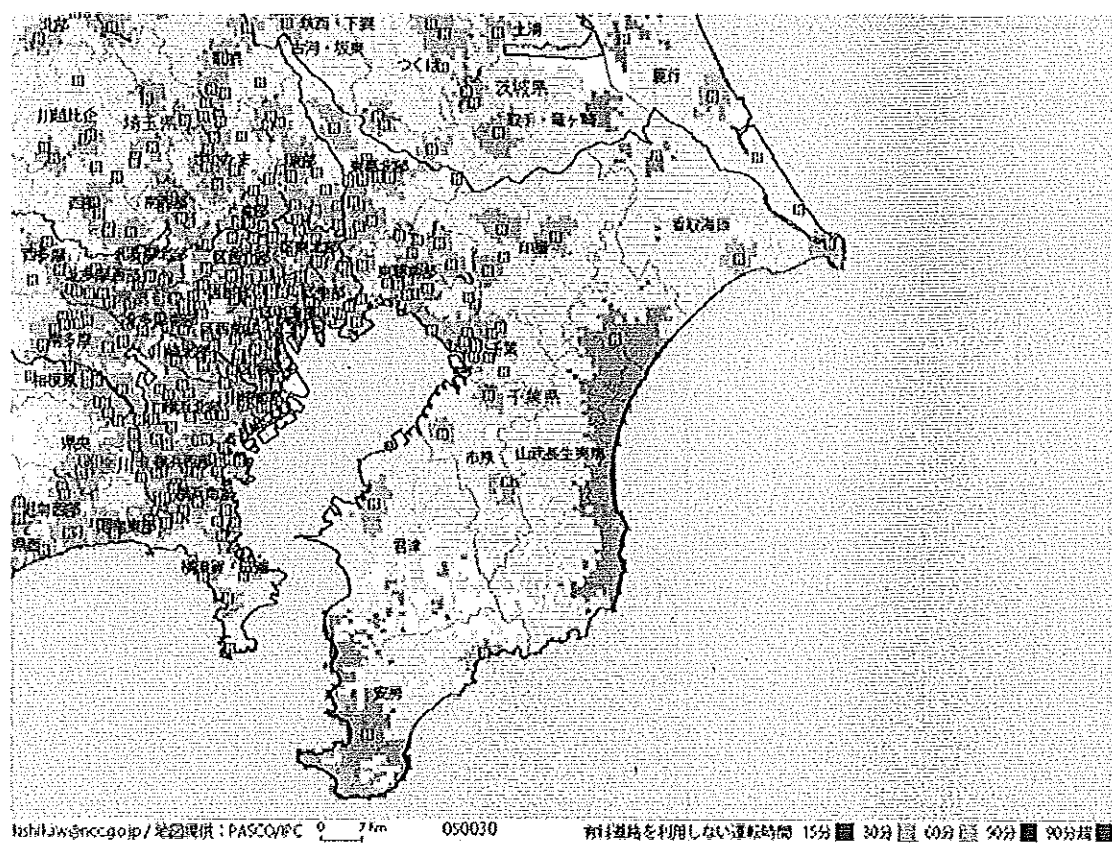


表5

都道府県別の療養病床数、介護保険施設等定員数
(65歳以上人口千人あたり)

※順位は、病床数・定員数の多いものを上位としたもの。

	A		B		C		D		E		A～E計		65歳以上人口	(参考)
	療養病床	順位	介護老人福祉施設定員	順位	介護老人保健施設定員	順位	有料老人ホーム定員	順位	サービス付き高齢者住宅定員	順位		順位	(千人)	75歳以上人口を用いた場合のA～E計順位
	(床)		(人)		(人)		(人)		(戸)					
全国平均	10.7	-	16.2	-	11.2	-	9.9	-	5.1	-	53.1	-	31,898	
北海道	16.0	10	16.1	35	11.0	35	8.4	24	8.0	2	59.6	14	1,469	11
青森県	8.1	35	15.8	36	14.2	11	14.3	6	5.5	17	57.9	16	373	22
岩手県	7.6	39	19.8	7	15.6	4	5.7	32	3.5	40	52.2	30	372	37
宮城県	5.8	47	16.5	30	14.8	7	5.6	33	4.5	27	47.2	40	553	43
秋田県	7.2	41	19.5	8	15.4	5	4.4	39	4.2	32	50.7	33	331	46
山形県	6.4	46	24.2	1	12.2	25	9.3	18	3.1	44	55.1	25	332	36
福島県	7.9	36	18.3	14	14.1	12	4.4	40	4.4	28	49.1	37	524	45
茨城県	8.2	34	17.9	17	14.2	10	5.0	36	5.2	23	50.5	34	728	28
栃木県	8.8	31	16.3	32	11.3	33	3.7	43	5.4	19	45.5	41	480	40
群馬県	9.6	27	17.4	20	11.9	30	11.1	12	7.5	7	57.5	18	512	13
埼玉県	7.3	40	15.1	42	9.6	42	10.0	13	5.4	18	47.6	39	1,661	18
千葉県	6.5	45	13.5	46	9.5	44	11.7	10	4.3	29	45.5	42	1,505	30
東京都	7.8	38	13.8	45	6.7	47	12.1	8	3.0	45	43.4	46	2,914	44
神奈川県	6.7	44	15.2	41	9.7	41	17.9	3	3.9	36	53.3	27	2,033	12
新潟県	7.8	37	22.1	4	15.7	3	5.2	34	3.2	42	54.0	26	655	35
富山県	16.8	9	18.0	15	14.8	8	2.9	47	4.3	31	56.8	22	309	20
石川県	14.7	12	21.7	5	13.4	16	9.2	19	4.3	30	63.3	10	302	4
福井県	11.6	16	22.8	3	14.7	9	3.2	46	5.4	20	57.7	17	214	27
山梨県	10.2	24	18.5	12	12.5	23	3.4	45	4.6	25	49.3	36	225	38
長野県	7.0	43	18.6	11	13.1	20	8.0	27	3.6	39	50.2	35	600	39
岐阜県	7.0	42	17.9	16	11.6	31	4.7	37	4.0	34	45.4	44	539	42
静岡県	11.0	18	17.0	23	12.1	26	9.0	20	3.7	38	52.7	28	966	26
愛知県	8.5	33	13.1	47	10.5	38	9.4	17	3.8	37	45.4	43	1,662	34
三重県	9.4	29	17.7	18	13.1	19	4.3	41	7.5	8	51.9	31	480	31
滋賀県	8.8	32	16.6	29	8.4	46	3.8	42	4.6	26	42.1	47	319	47
京都府	9.4	28	16.2	33	10.5	39	4.7	38	3.9	35	44.7	45	676	41
大阪府	10.5	22	13.8	44	8.9	45	11.7	9	7.6	5	52.4	29	2,184	14
兵庫県	10.5	21	15.8	37	10.3	40	8.8	22	5.6	16	50.9	32	1,408	29
奈良県	8.9	30	16.8	27	10.7	36	8.5	23	3.2	43	48.0	38	369	33
和歌山県	10.4	23	19.5	9	12.0	28	8.3	25	7.3	10	57.4	19	288	21
鳥取県	11.0	17	18.4	13	18.8	1	6.6	31	7.5	6	62.4	12	163	19
島根県	10.7	20	22.9	2	12.9	22	6.9	30	5.3	21	58.6	15	217	32
岡山県	10.1	25	19.4	10	12.1	27	9.4	16	5.3	22	56.2	24	524	23
広島県	14.6	13	15.1	43	11.9	29	7.7	28	7.6	3	57.0	21	743	15
山口県	23.2	2	16.7	28	11.3	34	9.4	15	7.1	11	67.6	5	429	3
徳島県	20.6	5	15.7	40	18.3	2	5.1	35	7.3	9	67.1	6	224	5
香川県	11.0	19	17.3	22	13.5	14	8.9	21	5.8	15	56.6	23	277	24
愛媛県	13.8	14	15.7	38	12.9	21	7.4	29	7.6	4	57.4	20	404	25
高知県	29.2	1	16.8	26	9.6	43	3.5	44	3.4	41	62.4	11	232	16
福岡県	18.3	7	15.7	39	11.6	32	16.3	5	5.8	14	67.7	4	1,230	2
佐賀県	21.7	4	16.2	34	13.3	18	11.3	11	2.0	47	64.6	8	219	10
長崎県	18.2	8	17.0	24	12.5	24	8.3	26	6.2	12	62.1	13	390	17
熊本県	20.5	6	17.4	19	13.4	17	12.2	7	5.0	24	68.5	3	491	8
大分県	9.8	26	16.4	31	13.9	13	20.2	2	6.0	13	66.3	7	337	7
宮崎県	13.7	15	17.4	21	10.6	37	20.2	1	2.5	46	64.4	9	310	9
鹿児島県	22.0	3	21.1	6	13.4	15	9.8	14	4.1	33	70.3	2	467	6
沖縄県	15.3	11	16.8	25	15.2	6	17.1	4	8.4	1	72.7	1	260	1

療養病床：平成25年医療施設調査（平成25年10月1日時点）

介護老人福祉施設定員、介護老人保健施設定員：平成25年介護サービス施設・事業所調査（平成25年9月末日時点）

有料老人ホーム定員：平成24年社会福祉施設等調査（平成24年10月1日時点）

サービス付き高齢者住宅定員：（一社）すまいづくりまちづくりセンター連合会より（平成26年10月時点）

人口：平成25年総務省人口推計

表5

都道府県別の療養病床数、介護保険施設等定員数
(65歳以上人口千人あたり)

※順位は、病床数・定員数の多いものを上位としたもの。

※下は、A～E計の順位にそって並べ替えたもの

	A		B		C		D		E		A～E計		65歳以上人口 (千人)	(参考) 75歳以上人口を用いた 場合のA～E計順位
	療養病床 (床)	順位	介護老人福祉施設 定員 (人)	順位	介護老人保健施設 定員 (人)	順位	有料老人ホーム 定員 (人)	順位	サービス付き 高齢者住宅定員 (戸)	順位		順位		
全国平均	10.7	-	16.2	-	11.2	-	9.9	-	5.1	-	53.1	-	31,898	
沖縄県	15.3	11	16.8	25	15.2	6	17.1	4	8.4	1	72.7	1	260	1
鹿児島県	22.0	3	21.1	6	13.4	15	9.8	14	4.1	33	70.3	2	467	6
熊本県	20.5	6	17.4	19	13.4	17	12.2	7	5.0	24	68.5	3	491	8
福岡県	18.3	7	15.7	39	11.6	32	16.3	5	5.8	14	67.7	4	1,230	2
山口県	23.2	2	16.7	28	11.3	34	9.4	15	7.1	11	67.6	5	429	3
徳島県	20.6	5	15.7	40	18.3	2	5.1	35	7.3	9	67.1	6	224	5
大分県	9.8	26	16.4	31	13.9	13	20.2	2	6.0	13	66.3	7	337	7
佐賀県	21.7	4	16.2	34	13.3	18	11.3	11	2.0	47	64.6	8	219	10
宮崎県	13.7	15	17.4	21	10.6	37	20.2	1	2.5	46	64.4	9	310	9
石川県	14.7	12	21.7	5	13.4	16	9.2	19	4.3	30	63.3	10	302	4
高知県	29.2	1	16.8	26	9.6	43	3.5	44	3.4	41	62.4	11	232	16
鳥取県	11.0	17	18.4	13	18.8	1	6.6	31	7.5	6	62.4	12	163	19
長崎県	18.2	8	17.0	24	12.5	24	8.3	26	6.2	12	62.1	13	390	17
北海道	16.0	10	16.1	35	11.0	35	8.4	24	8.0	2	59.6	14	1,469	11
島根県	10.7	20	22.9	2	12.9	22	6.9	30	5.3	21	58.6	15	217	32
青森県	8.1	35	15.8	36	14.2	11	14.3	6	5.5	17	57.9	16	373	22
福井県	11.6	16	22.8	3	14.7	9	3.2	46	5.4	20	57.7	17	214	27
群馬県	9.6	27	17.4	20	11.9	30	11.1	12	7.5	7	57.5	18	512	13
和歌山県	10.4	23	19.5	9	12.0	28	8.3	25	7.3	10	57.4	19	288	21
愛媛県	13.8	14	15.7	38	12.9	21	7.4	29	7.6	4	57.4	20	404	25
広島県	14.6	13	15.1	43	11.9	29	7.7	28	7.6	3	57.0	21	743	15
富山県	16.8	9	18.0	15	14.8	8	2.9	47	4.3	31	56.8	22	309	20
香川県	11.0	19	17.3	22	13.5	14	8.9	21	5.8	15	56.6	23	277	24
岡山県	10.1	25	19.4	10	12.1	27	9.4	16	5.3	22	56.2	24	524	23
山形県	6.4	46	24.2	1	12.2	25	9.3	18	3.1	44	55.1	25	332	36
新潟県	7.8	37	22.1	4	15.7	3	5.2	34	3.2	42	54.0	26	655	35
神奈川県	6.7	44	15.2	41	9.7	41	17.9	3	3.9	36	53.3	27	2,033	12
静岡県	11.0	18	17.0	23	12.1	26	9.0	20	3.7	38	52.7	28	966	26
大阪府	10.5	22	13.8	44	8.9	45	11.7	9	7.6	5	52.4	29	2,184	14
岩手県	7.6	39	19.8	7	15.6	4	5.7	32	3.5	40	52.2	30	372	37
三重県	9.4	29	17.7	18	13.1	19	4.3	41	7.5	8	51.9	31	480	31
兵庫県	10.5	21	15.8	37	10.3	40	8.8	22	5.6	16	50.9	32	1,408	29
秋田県	7.2	41	19.5	8	15.4	5	4.4	39	4.2	32	50.7	33	331	46
茨城県	8.2	34	17.9	17	14.2	10	5.0	36	5.2	23	50.5	34	728	28
長野県	7.0	43	18.6	11	13.1	20	8.0	27	3.6	39	50.2	35	600	39
山梨県	10.2	24	18.5	12	12.5	23	3.4	45	4.6	25	49.3	36	225	38
福島県	7.9	36	18.3	14	14.1	12	4.4	40	4.4	28	49.1	37	524	45
奈良県	8.9	30	16.8	27	10.7	36	8.5	23	3.2	43	48.0	38	369	33
埼玉県	7.3	40	15.1	42	9.6	42	10.0	13	5.4	18	47.6	39	1,661	18
宮城県	5.8	47	16.5	30	14.8	7	5.6	33	4.5	27	47.2	40	553	43
栃木県	8.8	31	16.3	32	11.3	33	3.7	43	5.4	19	45.5	41	480	40
千葉県	6.5	45	13.5	46	9.5	44	11.7	10	4.3	29	45.5	42	1,505	30
愛知県	8.5	33	13.1	47	10.5	38	9.4	17	3.8	37	45.4	43	1,662	34
岐阜県	7.0	42	17.9	16	11.6	31	4.7	37	4.0	34	45.4	44	539	42
京都府	9.4	28	16.2	33	10.5	39	4.7	38	3.9	35	44.7	45	676	41
東京都	7.8	38	13.8	45	6.7	47	12.1	8	3.0	45	43.4	46	2,914	44
滋賀県	8.8	32	16.6	29	8.4	46	3.8	42	4.6	26	42.1	47	319	47

表5

都道府県別の療養病床数、介護保険施設等定員数
(75歳以上人口千人あたり)

※順位は、病床数・定員数の多いものを上位としたもの。

	A		B		C		D		E		A~E計		75歳以上人口 (千人)	(参考) 65歳以上人口を用いた 場合のA~E計順位
	療養病床 (床)	順位	介護老人福祉施設 定員 (人)	順位	介護老人保健施設 定員 (人)	順位	有料老人ホーム 定員 (人)	順位	サービス付き 高齢者住宅定員 (戸)	順位		順位		
全国平均	21.8	-	33.2	-	22.9	-	20.2	-	10.4	-	108.5	-	15,603	
北海道	31.7	10	32.1	30	21.9	37	16.6	23	15.9	3	118.3	11	740	14
青森県	15.3	37	30.0	42	26.9	12	27.0	6	10.4	20	109.6	22	197	16
岩手県	13.9	43	36.3	11	28.5	8	10.5	34	6.4	41	95.7	37	203	30
宮城県	11.3	47	32.0	32	28.7	7	10.8	32	8.7	28	91.5	43	285	40
秋田県	12.7	45	34.5	21	27.3	9	7.8	42	7.5	37	89.8	46	187	33
山形県	11.3	46	42.7	2	21.6	41	16.4	24	5.4	45	97.4	36	188	25
福島県	14.6	40	33.4	25	25.8	16	8.0	40	8.1	35	89.9	45	286	37
茨城県	17.3	35	37.8	6	30.1	3	10.6	33	11.1	19	106.9	28	344	34
栃木県	18.1	33	33.5	24	23.4	29	7.6	43	11.2	17	93.8	40	233	41
群馬県	19.7	25	35.6	16	24.3	21	22.8	11	15.3	4	117.8	13	250	18
埼玉県	17.4	34	36.0	12	22.9	34	23.8	10	12.9	12	113.0	18	699	39
千葉県	14.9	38	30.8	38	21.7	38	26.7	7	9.9	23	104.1	30	658	42
東京都	16.2	36	28.8	47	14.1	47	25.4	9	6.3	43	90.8	44	1,393	46
神奈川県	14.7	39	33.7	23	21.4	42	39.5	1	8.6	30	118.0	12	918	27
新潟県	14.4	41	40.9	4	29.1	5	9.6	37	6.0	44	100.0	35	354	26
富山県	33.3	9	35.7	14	29.3	4	5.7	47	8.4	32	112.5	20	156	22
石川県	29.9	11	44.0	1	27.1	11	18.7	15	8.7	29	128.3	4	149	10
福井県	21.6	19	42.5	3	27.3	10	6.0	46	10.0	22	107.4	27	115	17
山梨県	19.7	24	35.6	15	24.1	24	6.6	44	8.9	27	94.9	38	117	36
長野県	13.1	44	34.9	18	24.6	18	15.0	28	6.8	40	94.4	39	319	35
岐阜県	14.3	42	36.5	10	23.7	25	9.6	36	8.2	34	92.3	42	265	44
静岡県	22.5	17	34.8	19	24.8	17	18.3	17	7.5	36	108.0	26	472	28
愛知県	18.9	27	29.0	46	23.4	30	20.8	14	8.5	31	100.6	34	750	43
三重県	18.7	30	35.4	17	26.2	13	8.5	39	14.9	6	103.8	31	240	31
滋賀県	18.3	31	34.5	20	17.5	46	7.8	41	9.6	24	87.7	47	153	47
京都府	19.7	23	33.8	22	22.1	36	9.8	35	8.2	33	93.6	41	323	45
大阪府	23.4	16	30.7	39	19.8	43	26.2	8	16.9	1	117.0	14	978	29
兵庫県	22.0	18	33.0	28	21.7	39	18.4	16	11.6	14	106.7	29	672	32
奈良県	18.9	28	35.8	13	22.9	33	18.1	20	6.8	39	102.5	33	173	38
和歌山県	20.0	21	37.7	7	23.1	31	16.1	25	14.1	8	111.0	21	149	19
鳥取県	20.0	22	33.4	26	34.1	2	11.9	31	13.7	10	113.0	19	90	12
島根県	18.8	29	40.3	5	22.7	35	12.2	30	9.3	25	103.4	32	123	15
岡山県	19.6	26	37.6	8	23.4	28	18.2	18	10.2	21	109.1	23	270	24
広島県	29.4	12	30.5	41	24.1	23	15.6	26	15.3	5	115.0	15	368	21
山口県	44.6	2	32.1	31	21.7	40	18.2	19	13.6	11	130.1	3	223	5
徳島県	38.5	5	29.2	45	34.2	1	9.6	38	13.7	9	125.2	5	120	6
香川県	21.1	20	33.4	27	26.0	15	17.2	22	11.2	18	108.8	24	144	23
愛媛県	26.0	14	29.6	44	24.4	20	14.0	29	14.3	7	108.3	25	214	20
高知県	53.7	1	30.9	37	17.7	45	6.4	45	6.3	42	115.0	16	126	11
福岡県	37.0	6	31.7	34	23.5	27	33.0	4	11.8	13	137.0	2	608	4
佐賀県	39.9	3	29.8	43	24.5	19	20.9	13	3.8	47	118.8	10	119	8
長崎県	33.6	8	31.4	36	23.1	32	15.3	27	11.4	15	114.8	17	211	13
熊本県	37.0	7	31.5	35	24.1	22	22.1	12	9.0	26	123.6	8	272	3
大分県	18.3	32	30.7	40	26.1	14	37.8	2	11.2	16	124.1	7	180	7
宮崎県	25.3	15	32.1	29	19.5	44	37.3	3	4.6	46	118.9	9	168	9
鹿児島県	38.8	4	37.3	9	23.6	26	17.4	21	7.2	38	124.4	6	264	2
沖縄県	28.9	13	31.9	33	28.8	6	32.4	5	16.0	2	138.0	1	137	1

表5

都道府県別の療養病床数、介護保険施設等定員数
(75歳以上人口千人あたり)

※順位は、病床数・定員数の多いものを上位としたもの。

※下は、A～E計の順位にそって並べ替えたもの

	A		B		C		D		E		A～E計		75歳以上人口	(参考)
	療養病床	順位	介護老人福祉施設定員	順位	介護老人保健施設定員	順位	有料老人ホーム定員	順位	サービス付き高齢者住宅定員	順位		順位	(千人)	65歳以上人口を用いた場合のA～E計順位
全国平均	(床)	-	(人)	-	(人)	-	(人)	-	(戸)	-	108.5	-	15,603	
沖縄県	28.9	13	31.9	33	28.8	6	32.4	5	16.0	2	138.0	1	137	1
福岡県	37.0	6	31.7	34	23.5	27	33.0	4	11.8	13	137.0	2	608	4
山口県	44.6	2	32.1	31	21.7	40	18.2	19	13.6	11	130.1	3	223	5
石川県	29.9	11	44.0	1	27.1	11	18.7	15	8.7	29	128.3	4	149	10
徳島県	38.5	5	29.2	45	34.2	1	9.6	38	13.7	9	125.2	5	120	6
鹿児島県	38.8	4	37.3	9	23.6	26	17.4	21	7.2	38	124.4	6	264	2
大分県	18.3	32	30.7	40	26.1	14	37.8	2	11.2	16	124.1	7	180	7
熊本県	37.0	7	31.5	35	24.1	22	22.1	12	9.0	26	123.6	8	272	3
宮崎県	25.3	15	32.1	29	19.5	44	37.3	3	4.6	46	118.9	9	168	9
佐賀県	39.9	3	29.8	43	24.5	19	20.9	13	3.8	47	118.8	10	119	8
北海道	31.7	10	32.1	30	21.9	37	16.6	23	15.9	3	118.3	11	740	14
神奈川県	14.7	39	33.7	23	21.4	42	39.5	1	8.6	30	118.0	12	918	27
群馬県	19.7	25	35.6	16	24.3	21	22.8	11	15.3	4	117.8	13	250	18
大阪府	23.4	16	30.7	39	19.8	43	26.2	8	16.9	1	117.0	14	978	29
広島県	29.4	12	30.5	41	24.1	23	15.6	26	15.3	5	115.0	15	368	21
高知県	53.7	1	30.9	37	17.7	45	6.4	45	6.3	42	115.0	16	126	11
長崎県	33.6	8	31.4	36	23.1	32	15.3	27	11.4	15	114.8	17	211	13
埼玉県	17.4	34	36.0	12	22.9	34	23.8	10	12.9	12	113.0	18	699	39
鳥取県	20.0	22	33.4	26	34.1	2	11.9	31	13.7	10	113.0	19	90	12
富山県	33.3	9	35.7	14	29.3	4	5.7	47	8.4	32	112.5	20	156	22
和歌山県	20.0	21	37.7	7	23.1	31	16.1	25	14.1	8	111.0	21	149	19
青森県	15.3	37	30.0	42	26.9	12	27.0	6	10.4	20	109.6	22	197	16
岡山県	19.6	26	37.6	8	23.4	28	18.2	18	10.2	21	109.1	23	270	24
香川県	21.1	20	33.4	27	26.0	15	17.2	22	11.2	18	108.8	24	144	23
愛媛県	26.0	14	29.6	44	24.4	20	14.0	29	14.3	7	108.3	25	214	20
静岡県	22.5	17	34.8	19	24.8	17	18.3	17	7.5	36	108.0	26	472	28
福井県	21.6	19	42.5	3	27.3	10	6.0	46	10.0	22	107.4	27	115	17
茨城県	17.3	35	37.8	6	30.1	3	10.6	33	11.1	19	106.9	28	344	34
兵庫県	22.0	18	33.0	28	21.7	39	18.4	16	11.6	14	106.7	29	672	32
千葉県	14.9	38	30.8	38	21.7	38	26.7	7	9.9	23	104.1	30	658	42
三重県	18.7	30	35.4	17	26.2	13	8.5	39	14.9	6	103.8	31	240	31
島根県	18.8	29	40.3	5	22.7	35	12.2	30	9.3	25	103.4	32	123	15
奈良県	18.9	28	35.8	13	22.9	33	18.1	20	6.8	39	102.5	33	173	38
愛知県	18.9	27	29.0	46	23.4	30	20.8	14	8.5	31	100.6	34	750	43
新潟県	14.4	41	40.9	4	29.1	5	9.6	37	6.0	44	100.0	35	354	26
山形県	11.3	46	42.7	2	21.6	41	16.4	24	5.4	45	97.4	36	188	25
岩手県	13.9	43	36.3	11	28.5	8	10.5	34	6.4	41	95.7	37	203	30
山梨県	19.7	24	35.6	15	24.1	24	6.6	44	8.9	27	94.9	38	117	36
長野県	13.1	44	34.9	18	24.6	18	15.0	28	6.8	40	94.4	39	319	35
栃木県	18.1	33	33.5	24	23.4	29	7.6	43	11.2	17	93.8	40	233	41
京都府	19.7	23	33.8	22	22.1	36	9.8	35	8.2	33	93.6	41	323	45
岐阜県	14.3	42	36.5	10	23.7	25	9.6	36	8.2	34	92.3	42	265	44
宮城県	11.3	47	32.0	32	28.7	7	10.8	32	8.7	28	91.5	43	285	40
東京都	16.2	36	28.8	47	14.1	47	25.4	9	6.3	43	90.8	44	1,393	46
福島県	14.6	40	33.4	25	25.8	16	8.0	40	8.1	35	89.9	45	286	37
秋田県	12.7	45	34.5	21	27.3	9	7.8	42	7.5	37	89.8	46	187	33
滋賀県	18.3	31	34.5	20	17.5	46	7.8	41	9.6	24	87.7	47	153	47

(参考) 医療法等における位置づけ

1 医療計画（医療法第 30 条の 4）

医療計画において以下のとおり（１）、（２）を定める

（１）地域医療構想に関する事項（同条第 2 項第 7 号）

ア 病床の機能区分ごとの将来の病床数の必要量（同号イ）（本文 13 頁）

→ 病床の機能区分ごとの将来の病床数の必要量の算定方法に関する基準（省令で規定）

イ その他の事項（同号ロ）（本文 15 頁）

→ 在宅医療の必要量等（省令で規定）

※ 地域医療構想に関する事項を定めるに当たっては、病床機能報告制度の報告の内容や、人口構造の変化の見通しその他の医療の需要の動向、医療従事者及び医療提供施設の配置の状況の見通し等の事情を勘案（同条第 5 項）

→ 構想区域の設定に関する基準（省令で規定）（本文 9 頁）

（２）地域医療構想の達成に向けた病床の機能の分化及び連携の推進に関する事項（同項第 8 号）

2 病床機能報告制度（医療法第 30 条の 13）（報告・公表方法（省令・告示で規定））（本文 42 頁）

3 協議の場（地域医療構想調整会議）（医療法第 30 条の 14）

4 地域医療介護総合確保基金（地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第 6 条）

5 条件付許可（医療法第 7 条第 5 項）

6 過剰な医療機能への転換防止の要請・命令（医療法第 30 条の 15）

7 不足している医療機能に係る医療の提供等の要請・指示（医療法第 30 条の 16）

8 非稼働病床の削減要請・命令（医療法第 30 条の 12、第 7 条の 2）

